

史跡 徳之島カムイヤキ陶器窯跡
保存管理計画書



2015年3月
鹿児島県大島郡伊仙町教育委員会

表紙掲載図：廣瀬祐良による按司時代土器（現徳之島町尾母集落発見）のスケッチ。
カムイヤキに関する最初の記録で、廣瀬の著書である『昭和8年度調査郷土史研究徳之島ノ部』（鹿児島県立図書館所蔵）に収録されている。記載にあたって鹿児島県立図書館の許可を得た。



卷頭図版1 阿三亀焼支群第Ⅱ地区 調査状況



卷頭図版2 史跡徳之島カムイヤキ陶器窯跡 出土遺物

序 文

琉球列島最古の窯業生産跡である徳之島カムイヤキ陶器窯跡は、平成19年2月に国史跡に指定された徳之島を代表する遺跡です。広大な森に残された無数の窯跡は、保存状態が極めて良く、大量の出土品は大規模な陶器生産の実態を今に伝えてくれます。

カムイヤキは、琉球列島全域へと流通し、農耕、牧畜と活発な海外交易に支えられたグスク時代の幕開けを告げる歴史的に重要な資料で、史跡が眠る森林は、環境省により近く国立公園に指定され、積極的な活用が図られる予定です。私たちはこの森と史跡を町の宝として後世へと確実に伝えるため、保存管理計画を策定し、計画書を刊行する運びとなりました。今後すみやかに史跡の整備計画を策定し、史跡を郷土学習の教材や観光振興の場として適切な保存・活用を図りながら、史跡の全容解明に向けた計画的な調査・研究を進めて参りたいと思います。

最後に、本計画の策定にあたっては、史跡徳之島カムイヤキ陶器窯跡保存管理計画策定委員会の皆様、文化庁記念物課、鹿児島県教育庁文化財課の多大なご指導、ご協力頂きました。この場をかりて厚く御礼を申し上げ、序文と代えさせて頂きます。

平成27年3月
伊仙町教育委員会
教育長 直 章一郎

例　言

- 1 本書は、鹿児島県大島郡伊仙町阿三、伊仙、検福に所在する史跡徳之島カムイヤキ陶器窯跡（平成 19 年 2 月 6 日指定、平成 21 年 2 月 12 日追加指定）の保存管理計画書である。
- 2 本計画書策定事業は、史跡徳之島カムイヤキ陶器窯跡保存管理計画策定委員会を設置し、文化庁文化財部記念物課、鹿児島県教育庁文化財課の指導のもと、伊仙町教育委員会が実施した。事業は文化庁の国宝重要文化財等保存整備費補助金の交付を受け、平成 25 年度、平成 26 年度の 2 ヶ年で実施した。
- 3 史跡徳之島カムイヤキ陶器窯跡保存管理計画策定委員会の委員および指導機関は以下の通りである。

委員長　坂井　秀弥（奈良大学文学部教授　考古学）

委　員　小野寺　浩（東京大学特任教授　環境学）

委　員　池田　榮史（琉球大学法文学部教授　考古学）

委　員　寺田　仁志（鹿児島県立博物館学芸主事　植物学）

委　員　渡邊　春隆（環境省奄美自然保護官事務所自然保護官　環境保護行政）

委　員　友栗　誠（鹿児島森林管理署徳之島事務所首席森林官　森林保全行政）

委　員　茂岡　勲（伊仙町教育委員会教育長）平成 26 年 10 月まで

委　員　直　章一郎（伊仙町教育委員会教育長）平成 26 年 11 月から

委　員　時任　武男（伊仙町文化財保護審議委員長　文化財保護）

指導機関およびオブザーバー

浅野 啓介（文化庁文化財部記念物課）

前迫 亮一（鹿児島県教育庁文化財課）

馬籠 亮道（鹿児島県教育庁文化財課）

大久保 明（伊仙町長）

中野 幸次（伊仙町副町長）平成 26 年 3 月まで

伊喜 功（伊仙町副町長）平成 26 年 6 月から

事務局

當　吉郎（伊仙町教育委員会社会教育課課長）平成 25 年度

西　吉広（伊仙町教育委員会社会教育課課長）平成 26 年度

四本 延宏（伊仙町歴史民俗資料館長）

新里 亮人（伊仙町教育委員会社会教育課係長）

芝　美里（伊仙町教育委員会社会教育課主事補）平成 26 年 4 月から

安田 未来（伊仙町教育委員会社会教育課主事補）平成 26 年 4 月から

- 4 本保存管理計画書は上記委員会の指導のもと、事務局が作成した。

- 5 史跡周辺の自然環境については、成尾英仁、寺田仁志の両氏に調査を依頼し、その成果を参考資料 4、5 として掲載した。

- 6 引用・参考文献は参考資料 7 に示している。

- 7 本書の編集は、新里亮人が行なった。

史跡 徳之島カムイヤキ陶器窯跡保存管理計画書 目 次

第Ⅰ章 保存管理計画策定の沿革、背景、目的	
第1節 保存管理計画策定の沿革	3
第2節 保存管理計画策定の背景	5
第3節 保存管理計画策定の目的	6
第4節 保存管理計画の対象範囲	8
第5節 保存管理計画策定の経過	8
第Ⅱ章 史跡徳之島カムイヤキ陶器窯跡の概要	
第1節 史跡周辺の自然的環境と歴史的環境	11
第2節 指定地およびその周辺の状況	13
第3節 史跡の概要	15
第Ⅲ章 史跡指定の経緯と指定地の概要	
第1節 指定に至る経緯	25
第2節 指定地の概要	26
第3節 追加指定予定地の概要	30
第4節 指定範囲と指定地の概要	31
第5節 指定地および指定地周辺の現況と法令等の規制状況	34
第6節 史跡の価値	34
第Ⅳ章 史跡徳之島カムイヤキ陶器窯跡の保存管理	
第1節 保存管理の基本方針と方法	39
第2節 史跡および史跡周辺の構成要素	39
第3節 現状変更等の取扱方針及び取扱基準	41
第Ⅴ章 史跡徳之島カムイヤキ陶器窯跡の整備と活用	
第1節 経緯と現状	61
第2節 課題	62
第3節 方針	63
第VI章 運営及び体制整備	
第1節 運営方針	69
第2節 体制整備	69
参考資料	
1 史跡徳之島カムイヤキ陶器窯跡保存管理策定委員会設置要綱	
2 史跡徳之島カムイヤキ陶器窯跡指定関係資料	
3 指定説明	
4 史跡徳之島カムイヤキ陶器窯跡周辺域の地質(成尾英仁)	
5 史跡徳之島カムイヤキ陶器窯跡の植生について(寺田仁志)	
6 関係法令抄録	
7 参考文献	

第Ⅰ章

保存管理計画策定の沿革、背景、目的

第Ⅰ章 保存管理計画策定の沿革、背景、目的

キーワード：沿革、背景、目的

沿　　革：平成 19 年 2 月 6 日国史跡指定、平成 21 年 2 月 12 日追加指定

基本理念：史跡の適切な保存・活用と次世代への確実な継承

背　　景 1：伊仙町総合計画における史跡の保存・活用構想の記載

背　　景 2：奄美群島の自治体が広域的に進める奄美遺産の認定と活用計画

背　　景 3：伊仙町が進める歴史文化基本構想と本保存管理計画の整合的な策定

目　　的 1：史跡の本質的価値を追究し、その全容解明に努める

目　　的 2：史跡と史跡周辺を取り巻く自然環境の一体的な保護と適切な景観保全

目　　的 3：奄美群島の世界自然遺産登録を見据えた史跡の保存・活用方針の策定

第 1 節 保存管理計画策定の沿革

1. 遺跡の発見、調査、指定

史跡徳之島カムイヤキ陶器窯跡は、鹿児島県大島郡伊仙町の阿三、伊仙、検福に所在する中世並行期（11世紀後半～14世紀代、沖縄のグスク時代、日本列島の平安時代後期～南北朝時代）の窯跡である（図 1）。本遺跡で生産された陶器は、琉球列島全域と九州南部で確認されており、その流通範囲は南北約 1200km の広い地域におよぶ。カムイヤキは古くより沖縄諸島のグスク（城塞遺跡）や集落跡から出土することが知られていたが、その产地については諸説があった。

昭和 58 年、伊仙町阿三のため池改築工事中に複数の窯跡が発見され、徳之島での陶器生産が行われていたことが明らかとなった。その後、平成 8 年度以来継続されている保存目的の分布調査、確認調査によって、窯跡は約 200 ヘクタールの国有林 252 林班内にあり、7 つの支群が伊仙町阿三、伊仙、検福の 3 地域に点在していることが明らかとなった（青崎・伊藤編 2001、新里編 2005）。窯跡や灰原は放射状に派生する丘陵の斜面に複数発見される傾向にあり、窯跡群は 20 地点を数える。1 地点には 10 基前後の窯跡が構築されているので、およそ 200 の窯跡が包蔵されている可能性がある。なお、史跡名称となっている「カムイヤキ」とは、窯跡の最初の発見地名（伊仙町阿三「亀焼」）の方言呼称に由来する。

本遺跡は、琉球列島最古で大規模な中世窯業生産跡で、文献資料の少ないグスク時代の生産と流通を知る上で重要であることから、平成 19 年 2 月 6 日に阿三亀焼支群 1、2 地区、阿三柳田（南）支群、伊仙東柳田支群が国史跡に指定され（24162.38m²）、平成 21 年 2 月 12 日には、伊仙平ソコ支群、検福ウッタ支群、検福イヤ川支群の一部が追加指定された（23996.53m²）。

2. 保存管理計画策定の経緯

遺跡が広大な森林内に点在していることから、史跡指定地は 6ヶ所に分散し、その所有関係は国有地（国有林）、県有地（ため池）、町有地（町道）の他、民有地である畑地や水田によつて構成され、指定地の約 7 割を民有地が占めるなど、史跡指定地の所有関係や利用状況には複雑かつ多様な状況が生じている。また、当国有林内には指定のための条件が整わず未指定の支群も存在し、将来的な調査の進捗によっては新たな窯跡や陶器の工房、製品搬出用の運搬路な

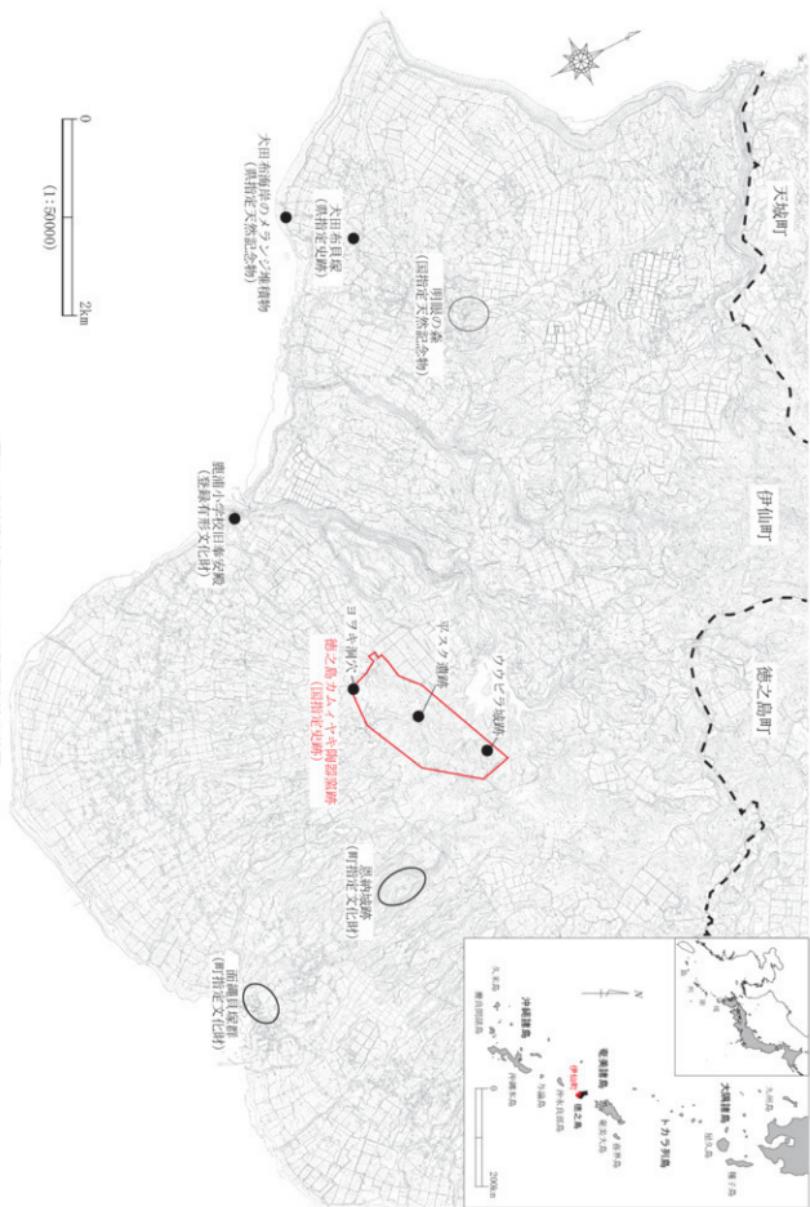


図 1 史跡徳之島カムイヤキ陶器窯跡の位置

ど関連する遺構群の発見も予想される。

こうした現状を鑑みると、史跡の適切な保存・活用と次世代への確実な継承を図るために、分散する史跡指定地のそれぞれの内容や現況、土地利用のあり方に適した保存管理計画と史跡の全貌を明らかにする追加調査および追加指定の方針、史跡の整備と活用の指針、それを下支えする体制整備を策定することが必要となる。

そこで、伊仙町教育委員会は、史跡徳之島カムイヤキ陶器窯跡保存管理計画を策定することとなり、平成25年度、保存管理計画策定委員会を組織し、平成26年度までの2カ年にわたり事業を実施した。本保存管理計画は伊仙町による史跡徳之島カムイヤキ陶器窯跡の適切な保存と活用に向けた起点として位置付けられるものである。

第2節 保存管理計画策定の背景

1. 伊仙町政における位置付け

史跡徳之島カムイヤキ陶器窯跡は、国史跡指定の以前から地元では著名で、地域の資産として取り上げられることが多かった。平成14年刊行の伊仙町町勢要覧には、カムイヤキ古窯跡群（史跡指定前の名称）を活かした「（仮称）古代村」構想が提唱され（伊仙町役場2002）、平成16年度『南西諸島離島地域活性化に関する調査研究』では、エコミュージアム構想推進に向けた地域の宝としてリストアップされている（財団法人南西地域産業活性化センター2005）。また、平成7年以來、5か年ごとに更新されている伊仙町総合計画の第4次総合計画において「魅力ある歴史・文化・伝統を大切にし、子々孫々に誇れるまちづくり」（鹿児島県大島郡伊仙町2005）が目標として掲げられ、文化財保護に関する施策目標としてカムイヤキ古窯跡群の国史跡指定と整備・活用が挙げられている。

史跡指定後の平成26年における第5次伊仙町総合計画の施策の概要にも、史跡徳之島カムイヤキ陶器窯跡の保存管理計画、整備計画の策定に基づいた保存・活用の積極的推進とその普及啓発に向けた拠点施設の整備が盛り込まれており、当史跡の保存と活用は伊仙町における郷土教育と観光の振興および地域活性化の中核として明確に位置付けられている。

2. 奄美遺産としての史跡

また、本史跡の保存・活用は、伊仙町のみならず鹿児島県大島郡の各自治体が広域的に進める文化財の保存・活用計画内でも重視されており、平成20年度以降進められている奄美群島12市町村が連携した「奄美遺産」の認定と積極的活用に向けた取り組みにおいて、本遺跡の重要性と遺産としての価値が明示されている（伊仙町・宇検村・奄美市2010）。

さらに、本保存管理計画は、将来的に伊仙町が単独で策定を予定している歴史文化基本構想とも整合性を保ちながら反映されることとなっており、史跡徳之島カムイヤキ陶器窯跡は伊仙町ひいては奄美群島全域における文化遺産を活かしたまちづくりの主柱とされている。



図2 文化財保護の概念

第3節 保存管理計画策定の目的

1. 史跡と周辺自然環境の一体的な保存管理

本保存管理計画は、国史跡「徳之島カムイヤキ陶器窯跡」を適切に保護し、地域の文化遺産として積極的かつ有効的活用を図るとともに、次世代へと着実に引き継ぐための指針となるべきものである。そのため、史跡の

立地、史跡指定地の所有関係と土地利用の現状、史跡を取り巻く歴史的環境、自然的環境、社会的環境を明らかにすることによってその本質的価値を見出し、史跡の全容解明と今後の整備活用を見据えた計画を策定することとする。

史跡指定地内には、国有地、県有地、町有地、私有地があり、それらの種別も保安林、里道、ため池、畑地、水田など多様である。こうした複雑な土地条件下に包蔵される窯体、窯に付随する施設（排水溝、ピットなど）や破損品が包蔵される灰原などの関連構造を一體的に保護するには、史跡の保存と管理に関する明確な基準と計画の策定が求められる。さらに、窯業生産跡という本史跡の性格上、粘土の採掘、水や薪の手配など史跡あるいは史跡周辺における自然環境の保護と適切な景観保全を包括した保存管理計画の策定も本計画の目的となる。

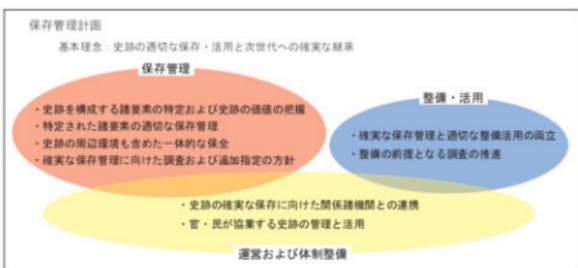


図3 保存管理計画の概要



図4 伊仙町における文化財保護の連携体制

2. 史跡の保存管理と国立公園指定

本史跡は、資源利用と産業のあり方、ひいては自然と人間活動の関わり方を知るうえでも欠かすことのできない歴史情報を現在へと伝える地域資産として非常に価値が高い。このような史跡の特質を重視する伊仙町は、史跡と森林の両立的な保護を図り、島の自然、歴史、文化に関する郷土教育および観光振興の場として史跡徳之島カムイヤキ陶器窯跡の恒久的な保存、活用を進めることを町教育行政の施策として掲げている。こうした中で史跡を包蔵する国有林

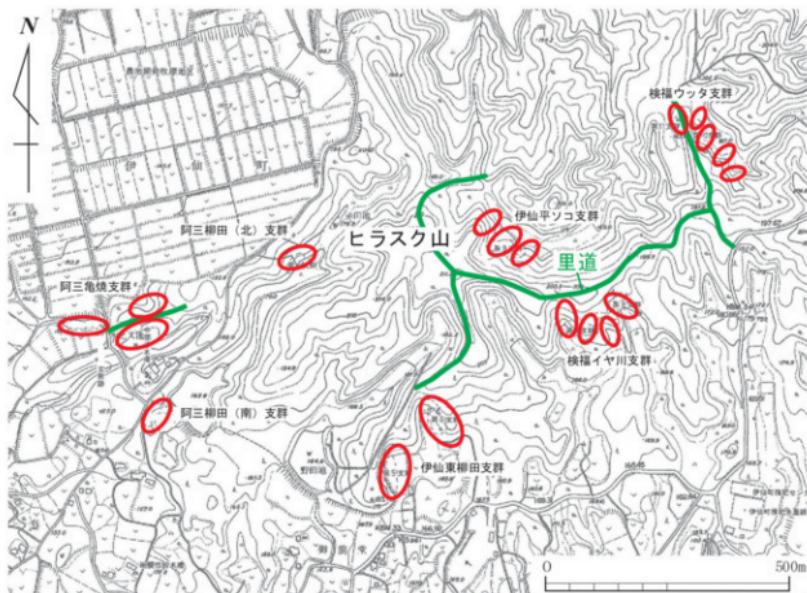


図5 窯跡の分布状況

表1 各支群の概要

番号	支群名称	地区	所在	遺構等	指定の有無	指定年月日
1	阿三鬼燒支群	第Ⅰ地区	伊仙町阿二字鬼燒	窯跡、灰原	○	平成19年2月6日
		第Ⅱ地区	伊仙町阿二字鬼燒	窯跡、灰原、楕円形掘り込み遺構	○	平成19年2月6日
		第Ⅲ地区	伊仙町阿二字鬼燒	散布地	×	
2	阿三柳田(南)支群	第Ⅰ地区	伊仙町阿二字柳田	灰原	○	平成19年2月6日
3	阿三柳田(北)支群	第Ⅰ地区	伊仙町阿二字柳田	灰原、散布地	×	
4	伊仙東柳田支群	第Ⅰ地区	伊仙町伊字東柳田	灰原	○	平成19年2月6日
		第Ⅱ地区	大島郡伊字東柳田	灰原、散布地	○	平成19年2月6日
5	伊仙平ソコ支群	第Ⅰ地区	伊仙町伊字平ソコ	灰原	○	
		第Ⅱ地区	伊仙町伊字平ソコ	窯跡、灰原	○	平成21年2月12日
		第Ⅲ地区	伊仙町伊字平ソコ	灰原	○	
6	桜福イヤ川支群	第Ⅰ地区	伊仙町櫻福字矢田	散布地	○	
		第Ⅱ地区	伊仙町櫻福字矢田	灰原	○	平成21年2月12日
		第Ⅲ地区	伊仙町櫻福字矢田	散布地	○	
		第Ⅳ地区	伊仙町櫻福字矢田	散布地	×	
		第Ⅴ地区	伊仙町櫻福字赤田	散布地	○	
7	桜福ウツタ支群	第Ⅰ地区	伊仙町櫻福字赤田	散布地	○	
		第Ⅱ地区	伊仙町櫻福字赤田	散布地	○	
		第Ⅲ地区	伊仙町櫻福字赤田	散布地	○	
		第Ⅳ地区	伊仙町櫻福字赤田	灰原	○	
		第Ⅴ地区	伊仙町櫻福字打田	散布地	○	平成21年2月12日

は、環境省により近く国立公園に指定される予定となっており、国立公園の一部地域については奄美・琉球の世界自然遺産への登録が計画されている。このような社会状況を鑑み、本保存管理計画では、国と鹿児島県が推進する奄美群島の自然保護および地域振興計画、鹿児島県教育振興基本計画、教育推進プラン等とも十分にすり合わせながら策定することを目標に据えた。そのため、多様な土地条件下に包蔵される窯業生産跡のみならず、大規模な陶器生産を支

える史跡周辺の自然環境の一体的な保護と適切な景観保全を史跡徳之島カムイヤキ陶器窯跡の保存管理計画策定の目的とし、奄美群島の世界遺産登録後の来島者の増加を見据えた史跡の保存・活用の基本の方針を定めることを伊仙町の施策として位置付けることとした。



図6 保存管理計画策定委員会の様子

第4節 保存管理計画の対象範囲

本保存管理計画が対象とする範囲は、史跡に指定されている阿三亀焼支群、阿三柳田（南）支群、伊仙東柳田支群、伊仙平ソコ支群、検福ウッタ支群、検福イヤ川支群の一部である。今後の調査の進展により追加指定が行なわれた場合は、本保存管理計画で示された基本方針や現状変更等の取扱基準に準ずるものとする。また、史跡は周辺環境との一体的な保護が必要であることから、本保存管理計画では史跡指定地周辺の環境保全や景観形成についても基本的な方向性を示すこととする。

なお、史跡指定地の名称は、2005年刊行の発掘調査報告書に基づいて、窯跡の支群名称を使用した（新里編2005、表1、図5）。

第5節 保存管理計画策定の経過

保存管理計画の策定に当たり、平成25年6月1日に学識経験者、行政関係者、地域住民から構成される「史跡徳之島カムイヤキ陶器窯跡保存管理計画策定委員会」（以下委員会）を設置要綱に基づいて組織した。本保存管理計画は、伊仙町教育委員会社会教育課（以下事務局）が保存管理計画案を提示し、委員会での協議を経て、策定案が決定される、本計画の策定に当たっては文化庁、鹿児島県教育庁文化財課の指導を仰ぐこととした。

史跡徳之島カムイヤキ陶器窯跡保存管理計画策定に向け、考古学、環境学、地質学、植物学、環境保護、森林保護の専門家および地元代表からなる委員会を年2回会催した。協議の経過は表2に示すとおりである。

表2 保存管理計画策定委員会の会議経過

会議	期日と場所	内容
第1回保存管理計画策定委員会	平成25年6月22日 伊仙町	<ul style="list-style-type: none"> ・委員の委嘱 ・本事業と史跡の概要説明 ・現地視察
第2回保存管理計画策定委員会	平成25年11月14日 奈良市	<ul style="list-style-type: none"> ・章立ての確認と保存管理計画案の説明 ・周辺における自然環境・景観の保全について
第3回保存管理計画策定委員会	平成26年7月4日 伊仙町	<ul style="list-style-type: none"> ・伊仙町総合計画における本保存管理計画の位置付けについて ・現状変更についての取り扱い基準 ・保存管理計画案の検討
途中経過報告	平成26年12月4日 奈良市	<ul style="list-style-type: none"> ・経過報告 ・保存管理計画案の検討
第4回保存管理計画策定委員会	平成27年1月9日 伊仙町	<ul style="list-style-type: none"> ・保存管理計画案の検討と集約 ・関係法令に関する確認

第Ⅱ章 史跡徳之島カムイヤキ陶器窯跡の概要

第Ⅱ章 史跡徳之島カムイヤキ陶器窯跡の概要

キーワード：史跡徳之島カムイヤキ陶器窯跡の意義

意義1：グスク時代の幕開けを示す資料的意義

意義2：グスク文化圏の原型を形成した歴史的意義

第1節 史跡周辺の自然的環境と歴史的環境

1. 自然的環境

(1) 徳之島の位置と地形

日本列島の南側、九州島から台湾に点在する島嶼群は琉球列島と呼ばれる。亜熱帯性気候に属し、一年を通して温暖な地域である。琉球列島は地理的なまとまりから大隅諸島、トカラ列島、奄美諸島、沖縄諸島、先島諸島に分けられるが、トカラ列島以南の島々にはサンゴ礁が形成され、それに由来する琉球石灰岩の地形が認められる。

奄美諸島に含まれる徳之島は、奄美大島と沖永良部島の間に位置する島周約84km、面積約248km²の島で、その外形は、北に狭く南が広がる徳利形を呈する。島の中央部には北側から天城岳(533m)、井之川岳(645m)、大田布岳(417m)が南北方向にそびえており、島を東西に分断する。地形は標高200mを境に山地と段丘に区分され、地形上の特徴からは高島に分類される。こうした山地を取り巻くように、隆起珊瑚礁の海岸段丘が形成され、沿岸には断崖や砂丘が認められる。哺乳類では、アマミノクロウサギ（国指定特別天然記念物）、ケナガネズミ（国指定天然記念物）、トゲネズミ（国指定天然記念物）、リュウキュウイノシシ、ジャコウネズミ、ワタセジネズミ、クマネズミ、コキクガシラコウモリ、アブラコウモリなどが生息している。植物相としては、ハツシマカンアオイ、トクノシマカンアオイ、オキナワジイ、アマミアラカシ、オキナワウラジロガシなどがあり、動植物ともに固有種、準固有種が多く認められることが特筆される。

(2) 徳之島の概況と地形

徳之島の行政区は、北西側の天城町、北東側の徳之島町、南側の伊仙町の3つの町からなり、人口は約27000人を数える。島の南側に位置する伊仙町は、奄美群島の中で最も広い耕地面積を有した、農業を主産業とした町である。北西部の大田布岳から南西部に向かうと標高200m以下の台地が広がり、海岸部は海食崖が屹立する。これに対して、南部から南東部にかけては海岸部へ緩やかに延びる海岸段丘と裾礁が認められ、東側の喜念、佐弁、面繩の集落周辺には砂丘が形成される。河川は東側から本川、面繩川、鹿浦川、阿権川、上成川などがあり、深い侵食谷の谷底を流れている。これらは、伊仙町北部の馬根、中山方面からそれぞれの台地を分断しながら放射状に海へと注いでいる。

(3) 徳之島の地質

島内には中生代と想定される尾母層（粘板岩、凝灰岩互層、輝綠岩）、秋利神川層（砂岩、粘板岩互層）、手々層（砂岩）、与名間層（砂岩、礫質砂岩、チャート）、更新世の琉球層群である

糸木名層(石灰岩、砂岩、礫岩、シルト岩、リグナイト)、木之香層(石灰岩、砂岩、礫岩)、亀津層(石灰岩、砂岩、礫岩、シルト岩)と現世の石灰岩、砂、礫、粘土が分布する。伊仙町内で最も標高が高い犬田布岳周辺は最も古い尾母層群で構成され、これを取り囲むように花崗岩帯や琉球層群が認められる。こうした地層の差異は山地と段丘の違いと対応しており、地形上の特徴は地質的な特性と密接に関連していることが分かる。

(4) 徳之島の植生

自然植生の調査によると、山地帯にリュウキュウアオキ・スタジイ群団が残り、隆起珊瑚礁石灰岩地帯にはリュウキュウガキ・ナガミボチョウジ群団が確認される。海岸にはモンバノキ・クサトベラ群集が発達し、砂丘にはツキイグ群落、グンバイヒルガオ群落、ハマゴウ群落が繁茂する。隆起珊瑚礁、裾礁の岩上にはテンノウメ、ハリツルマサキ、モクビヤッコウ、ミズガンビなど珊瑚石灰岩地に卓越する植生が認められる。確認される植物相も地形、地質の分布と対応しており、多様な地質環境の上に特徴的な自然環境が成立していることが知れる。

2. 歴史的環境

徳之島で現在確認されている遺跡の総数は約130遺跡ある。そのうちの約半数は伊仙町で発見されており、島内の中でも伊仙町は最も遺跡が密集している地域と言える。

(1) 旧石器時代

町内で最古の遺跡は旧石器時代に遡ると考えられている。伊仙町木之香の天城遺跡ではチャート製の剥片(堂込・栗林1994)、伊仙町小島のガラ竿遺跡ではAT火山灰層の下層から磨石2点が発見された(四本・伊藤2002)。このことから徳之島における人類の活動は約25000年前頃に至る可能性が高まってきており、今後良好な状態での出土事例が期待される。チャート片は天城町カマントゥ遺跡、伊仙町佐弁遺跡、宮戸原遺跡などからも採集されており、徳之島は琉球列島の中でも旧石器時代の遺跡が密集する地域として注目されている。

(2) 繩文時代から古代並行期

繩文時代から古代並行期(沖縄貝塚時代前期～後期と対応)の遺跡は台地、洞穴、岩陰、砂丘上に立地している。代表的な遺跡として喜念貝塚(三宅1940)、面繩貝塚群(山崎1930、牛ノ浜・堂込編1985)、犬田布貝塚(吉永・宮田1984)などが挙げられる。こうした遺跡から発見された土器はそれぞれ喜念式(繩文時代晚期)、面繩前庭式(繩文時代中期)、面繩東洞式(繩文時代後期)、面繩西洞式(繩文時代後～晚期)、犬田布式(繩文時代後～晚期)と命名されており、琉球列島における土器編年の基礎となっている。また墓の検出例も比較的多く、喜念原始墓(三宅1947)、喜念クバンシャ遺跡(立神・長野編1988)、佐弁トマチン遺跡(新里編2013)、面繩第1貝塚(牛ノ浜・堂込編1985)からは人骨が検出された。墓の種類も岩陰墓、石棺墓、積み石墓などがあり、その構造は多様である。面繩第3貝塚で発見された土器は兼久式土器(河口1974)と呼ばれており、古代並行期の奄美諸島を代表する土器として知られる。兼久式土器は中国唐代の開元通宝、本土産の須恵器や土師器、鉄器類、イモガイ製貝符、多量のヤコウガイを伴うことが多い。

(3) 中世並行期

中世並行期(沖縄のグスク時代と対応)は、窯業と農業が本格化し、海上交易が活発化する時代だと言われる。注すべき遺跡としては、琉球列島最古で、唯一の中世窯業跡である徳之島カムイヤキ陶器窯跡(新東・青崎 1985a, b、青崎・伊藤 2001、池田 2005、新里 2005)があり、琉球列島における食器生産と流通を知る上で非常に重要な遺跡である。伊仙町目手久の川嶺辻遺跡では、13世紀から17世紀の水田面からイネ、ムギ、アワが検出された(新里編 2010a)。こうした生活跡からは、在地産の土器に加え九州、中国、朝鮮半島の食器類や鉄器類が出土することが多い。また、居館と伝えられる遺跡も少なからず存在し、上面繩に所在する恩納城跡(通称:ウガンウスジ)は、その規模が最も大きい。工事中に、完形の青磁碗12点が発見されたほか(亀井 1993)、近年の調査では、石積み、掘立柱建物跡、方形堅穴、溝状遺構などが確認されており、城館の存在を想定させるにふさわしい調査成果が得られている。面繩の海岸にはカムイヤキや中国産の青磁が散布しており、付近の海底からも食器類が採集されている(南西諸島水中文化遺産研究会・鹿児島大学法文学部物質文化論研究会編 2013)。当該期の物資運搬と関わる遺跡は、伊仙町南部の沿岸に残されている可能性がある。

(4) 近世

近世(江戸時代)に対応する遺跡としては島内各地に所在するトゥール墓がある。トゥール墓とは山の斜面、崖、岩陰などを利用した葬所のことを指し、その所在調査も進められている(義 1993)。近年農業基盤整備事業の一環で発掘調査が行なわれ(新里編 2010b)、多量の人骨および薩摩、琉球産の陶器甕に頭骨が納められ、肥前の磁器が副葬された状況が記録されている。その他近代の遺跡としては、大戦時の防空壕跡や塹壕跡がある。

第2節 指定地およびその周辺の状況

1. 歴史的調査の結果

窯跡が包蔵されている国有林252の周辺には、ヒラスク遺跡(縄文時代後期並行期)、ヨツキ洞穴(縄文時代後期～中世並行期)、ウウビラグスク(中世並行期)が所在しており、また戦跡である散兵塹跡(近代)や近現代の産業遺産である松脂採取地、里道が確認されている。

ヒラスク遺跡はヒラスク山山頂の平坦地に立地する。第2次世界大戦時に掘削された塹壕跡断面より包含層が確認され、現地には土器や石器が散布している。採集された土器は沖縄貝塚時代前4期(縄文時代後期)の肥厚口縁土器群の範疇に入る可能性が指摘されている(伊藤 2014)。

ヨツキ洞穴は国有林252の南西側、流水の浸食によって形成された洞穴内に位置する。1985年に伊仙町教育委員会による確認調査が行なわれ、縄文時代中期、後期、晚期並行期の土器、貝製品、サメ歯製品、佐賀県腰岳産の黒曜石、弥生時代並行期の土器、貝殻などが出土している。注目されるのは完形に近い大型の陶質土器が敷き詰められたような状態で発見されたことであり、破片の上は火を焚いた可能性が指摘されている。木炭の年代測定では12、13世紀頃の結果が得られ、カムイヤキの創業期間と重複する。窯業生産と関わる何らかの祭祀遺構である可能性も考えられ、今後追跡調査が必要となる。

国有林252の北東側、標高約200mに位置するウウビラグスクは、面繩のウガン按司と抗争したウウビラ按司の居城と伝えられている。山頂の平坦地を利用した城塞だと考えられてお

り、現地周辺には平場や石積みを確認することができる。また、付近には船の形を線刻した岩壁画が残されている。

国有林 252 内には第 2 次世界大戦時、日本軍が駐屯していたことが知られており、数キロに及ぶ散兵壕が掘削されている。また、戦後は松脂の採取地として利用され、その採集痕を留めるリュウキュウマツが数多く残されている。その他島民の交通路であった里道も数多く確認されている。

このように、史跡が位置する国有林 252 の周辺には、先史時代以来の人間活動の痕跡が連綿と残されており、特徴的な丘陵地形と植生は時代を問わず人間に利活用されてきた事を伺わせる。しかし、グスク時代（中世並行期）に窯業生産が開始される直前の状況を示す遺跡は今のところ発見されておらず、史跡カムィヤキ陶器窯跡は突如成立した印象を受ける。近年、グスク時代直前（古代末期並行期）の初期貿易陶磁器や古代の須恵器、土師器を伴う大規模な集落跡が喜界島で発見されているものの、徳之島ではわずかな遺物の出土が知られる程度にすぎず、窯業の一大生産地が形成される直前の歴史動向を知るには周辺遺跡の調査状況のみならず琉球列島全域の考古学的調査の進展をまたなければならない。

2. 自然的調査の結果（参考資料 4、5 参照）

（1）地形

史跡徳之島カムィヤキ陶器窯跡周辺の標高は 150 ~ 200 m であり、比較的平坦で南の海手に向かって緩傾斜する段丘面とヒラスク山を中心とする丘陵地形が展開している。ヒラスク山の縁辺には、サンゴ石灰岩（琉球石灰岩）が溶食されて形成された大小のドリーネ（凹地）地形が認められる。このドリーネの側面には小川が流れ、水資源豊富な環境が整えられている。

（2）地質

丘陵地形を呈するヒラスク山周辺の地質は、堆積岩、火成岩類、サンゴ石灰岩である徳之島層に区分される。この地域の主体となる火成岩類の大半は黒雲母花崗岩の風化によって生成された土壤で占められる。これに対し、緩傾斜する段丘面には徳之島層が発達しており、水の浸食によって形成されたドリーネが分布する。このことから史跡周辺の地形はその地質環境と相関性をもって成立していたことがわかる。

陶土の化学分析の結果によると、焼成品には Fe が多く含まれており（三辻 2005）、陶器生産に利用された粘土は、窯跡周辺に分布する黒雲母花崗岩の風化土であったことが推定される。伊仙町の地質の大半は石灰岩類で覆われた Ca の多い土壤であるが、陶土に Ca が多く含まれると融点が下がり高温で焼結することの妨げとなって硬質な焼き物が出来上がらないという（三辻 2005）。したがって、カムィヤキは Ca が少ない土壤が容易に得やすい地域、すなわちヒラスク山一帯を選地して生産されていたと推定される。しかし、粘土化した黒雲母花崗岩は徳之島北部にも広く確認されており、材料調達の観点からは窯業の産地に適した条件を有する。それにもかかわらずカムィヤキの窯がヒラスク山一帯で操業されたのは、周辺に徳之島層が分布することによってドリーネや鍾乳洞が発達し、陶器生産に必要な地下水を容易に得やすい自然環境を備えていたことも要因の一つであろう。

(3) 植生

史跡徳之島カムイヤキ陶器窯跡周辺には、高木二次林としてリュウキュウマツ群落、タブノキ群落、ギョクシンカースダジイ群落、草本群落としてハチジョウススキ群落、湿地性群落としてセイコノヨシ群落の植生が認められる。

灰原から採取した炭化材の樹種同定によると、オキナワジイが多用されていたことが明らかとされている（株式会社古環境研究所 2005）。オキナワジイは、酸性土壤を好むため、花崗岩風化土が広く分布する史跡の周辺にも群落を形成しており、材が周密で、火力が強い特徴があり、さらに萌芽力が強く伐採と利用を繰り返せるため、陶器生産の燃料に適している。海運を利用した陶器の遠距離運搬には、窯を標高が低い地に構える方が利便性がよいと考えられるため、薪としての利用価値が高いオキナワジイがふんだんに繁茂する地域の中でも比較的低標高地に当たるヒラスク山周辺が窯場として選地されたと推察される。

3. 社会的調査の結果

(1) 指定地内の土地利用

史跡指定地内に遺された遺構の大部分は国有林内に包蔵されており、一部は隣接する民有地の畠地や旧水田に及んでいる。国有林は保安林に指定されているため、大規模な土地改変は行なわれておらず、旧地形を留めているが、民有地は耕作を目的とした後世の土地改変を受けている。耕作地の一部はサトウキビ畠、ミカン畠として利用されているものもあるが、その大半は耕作放棄された旧水田である。また、史跡指定地内には農道、ため池、水路など農業に伴う施設が含まれているが、山林に近いためか現在宅地としての土地利用はない。

(2) 人口動態と耕地面積の推移

伊仙町はサトウキビやジャガイモなどの畑作農業を基幹産業とする人口約7000人の町である。町制が施行された昭和37年の国勢調査の統計によると人口16193人、世帯数3933世帯であったが、その後徐々に減少し、平成22年では人口6844人、世帯数3035世帯へと推移する。遺跡が所在する各集落の人口動態の内訳は、平成23年3月末時点での東阿三集落（293人、151世帯）、御前堂集落（38人、25世帯）、上検福集落（106人、55世帯）となっており、史跡付近の集落規模は非常に小さい。人口の減少とともに農業人口も減少し、現在では農家世帯は全世帯の3割程度となっているが、これとは対照的に耕地面積は微増の傾向が窺える。このことから、今後の人口減少にも関わらず農業を主産業とする伊仙町の産業構造は今後も大きくは変化しないと予想され、農業生産額50億円を目指とする町の農業振興政策は今後も継続的に推進されるものと推察される。したがって、史跡指定地内に所在する耕作地も伊仙町が志向する農業振興の対象地となる可能性も否定できず、耕地の拡大および再開発と史跡保護の両立は町行政における大きな課題だと言える。

第3節 史跡の概要

1. カムイヤキとは

カムイヤキとは、中世並行期（沖縄のグスク時代）の徳之島で生産されていた陶器の呼称である。窯跡の発見以前は、祝部式土器（多和田 1956）、類須恵器（白木原 1973）などと呼ばれ、琉球列島のグスクや集落遺跡での出土が知られていたが、昭和58年に窯跡が発見されると、

その所在地名(鹿児島県大島郡伊仙町阿三字亀焼)にちなんで「カムィヤキ(亀焼の地元の発音表記)」と名付けられた。

カムィヤキは琉球列島全域と南九州の遺跡から出土しており、距離にして約1200kmの広範囲に流通していた。器は還元焰によって焼成され、硬質に仕上がる。その種類は、すり鉢が少ないと壺を主体に、鉢、碗、甕、水注があり、日本の中世須恵器と類似する。しかし、焼き仕上がりの色調、器体に巡らされた波状沈線文、綾杉状の叩き文様などの特徴は、朝鮮半島産の無釉陶器にも似ている(赤司1998)。このことから、日本、朝鮮半島双方の系譜を受け継いだ「南島の中世須恵器」(吉岡2002a)と評価されている。



図7 徳之島町尾母集落発見の按司時代土器



図8 阿三亀焼支群第II地区3号窯



図9 伊仙東柳田支群第I地区5号窯

表3 史跡徳之島カムイヤキ陶器窯跡に関する調査内容

実施年度	事業内容	文献
昭和8年	広瀬祐良による按司時代土器の報告	広瀬 未出版
昭和58年度	窯跡の発見	義・四本1984
昭和59年度	阿三角焼支群第I地区の確認調査と報告書の刊行	新東・青崎(編) 1985a
#	阿三角焼支群第II地区の発掘調査と報告書の刊行	新東・青崎(編) 1985b
昭和60年度	阿三柳田(南)支群発見と報告書の刊行	牛ノ浜・井之上(編) 1986
平成8年度	阿三角焼支群第I地区、阿三柳田(南)支群の確認調査	
#	阿三柳田(北)支群の確認	
#	伊仙東柳田支群第I地区的確認	
平成9年度	(伊仙東柳田支群第I地区的確認調査(国有林内)	
#	伊仙東柳田支群第II地区的確認	
#	検福イヤ川支群第I地区的確認	
平成10年度	検福イヤ川支群第III地区的確認	青崎・伊藤(編) 2001
#	伊仙東柳田支群第I地区的確認調査(民有地内)	
#	伊仙東柳田支群第II地区的確認調査(民有地内)	
#	伊仙平ツコ支群の確認	
平成11年度	伊仙平ツコ支群の確認調査(国有林内)	
#	検福ウッタ支群第I～IV地区の確認	
平成12年度	調査報告書の刊行	
平成13年度	阿三柳田(北)支群、阿三柳田(南)支群、伊仙東柳田支群、検福ウッタ支群の地形測量	
平成14年度	阿三角焼支群、伊仙平ツコ支群、検福イヤ川支群の地形測量	新里(編) 2004
平成15年度	磁気探査、胎土分析、年代測定、樹種同定、阿三柳田(北)支群の確認調査	池田(編) 2005
平成16年度	各支群間の地形測量、調査報告書の刊行	

2. 窯跡群の発見と調査経緯

(1) 窯跡の発見以前

カムイヤキに関する最も古い記述は、地元研究者である広瀬祐良の『郷土史研究 昭和8年度調査徳之島ノ部』にある。広瀬はその中で、亀津村尾母(現徳之島町尾母)出土按司時代(中世併行期)の土器としてカムイヤキを紹介している(広瀬未出版、表紙、図7)。戦後、奄美諸島や沖縄県の遺跡分布調査が進められ、グスク(沖縄の城跡)や集落から陶質の土器が発見されることが報告されるようになる(多和田1956)。焼き物自体の特徴から、沖縄本島で生産されたとする説(友寄1964)や朝鮮半島から持ち込まれたとする説(三島1966)があり、その产地は琉球列島の考古学上の謎の一つであった。

(2) 窯跡の発見

そうした中、昭和58年に伊仙町在住の研究者である義憲和(前伊仙町歴史民俗資料館長)と四本延宏(現伊仙町歴史民俗資料館長)によって窯跡が発見された(義・四本1984)。両氏は徳之島の遺跡から焼き歪んだ焼き物や釉着した状態の陶片が採集されることに注目し、日常的に町内の山中の踏査を進めていた。情報収集の結果、昭和58年6月、ため池整備事業の工区内に無数の焼き物片、炭化物、焼土が散乱し(阿三角焼支群第II地区、新東・青崎編1985b、図8)、さらにその西側50mの傾斜地の裾部に灰原が露出する状況を確認した(阿三角焼支群第I地区、新東・青崎編1985a)。その連絡を受けて来島した鹿児島県教育文化課と笠利町教育委員会の職員が窯跡であることを認定した。その後には近隣の調査によって、別の地点でも窯跡が発見された(阿三柳田(南)支群、牛ノ浜・井之上編1986)。

(3) 窯跡の発見以後

その後、窯跡の史跡指定を目指し、平成8年度から平成16年度には、阿三、伊仙、検福国有林内の悉皆的な分布調査と磁気探査による確認調査が行なわれ、阿三柳田(北)支群、伊仙東柳田支群、伊仙平ソコ支群、検福イヤ川支群、検福ウッタ支群が新たに発見された(青崎・伊藤編2001、新里編2005、池田編2005、図5)。

3. 窯跡の分布状況

発見された窯跡は、伊仙町の中央部に当たる阿三、伊仙、検福にかけて東西に延びる丘陵上に立地している。遺跡の大部分は国有林内にあり、一部は国有林と隣接する民有地(サトウキビ畑、水田跡地)に広がる。丘陵下方の谷底には、湿地帯が形成されており、水資源豊富な自然環境が残されている。

窯跡は丘陵に分布し(支群)、7つの支群で構成されている。支群の中でも個々の生産跡は、大きな丘陵に入り込む谷地の傾斜地や谷底に立地する(地区)。これらの谷地の中には平坦地、凹地が形成され、窯跡や灰原などの遺構は、このような地形の中に並列または重複しながら発見される(地点)。窯跡が点在する丘陵の尾根上には細く延びた里道があり、これらを通じて支群内、支群間の往来が可能である。この点からすると、それぞれの生産地区、支群は里道を通じて各々が有機的に連絡しながら稼動していた可能性が想定される。

4. 窯跡の構造と出土遺物の特徴

(1) 窯跡の調査

徳之島カムイヤキ陶器窯跡では、これまで、窯跡10基、灰原20枚、掘り込み遺構1基の発掘調査が行なわれている。その内訳は、阿三亀焼支群第I地区1地点(旧第2支群1~7号窯及び付随灰原)、阿三亀焼支群第II地区1地点(旧第1支群1~7号窯及び付随灰原、楕円形掘り込み遺構、灰原1~5層)、阿三柳田(北)支群第I地区1地点(旧第4支群灰原上層、下層、整地土層)、伊仙東柳田支群第I地区1地点(旧第5支群4号窯灰原、5号窯及び付随灰原)、伊仙東柳田支群第II地区1地点(旧第6支群灰原)、伊仙平ソコ支群第III地区2地点(第9支群1号窯)、検福ウッタ支群第I地区2から4地点(旧第10支群灰原2~4)である。他は、灰原の確認によって生産地点が把握されているのみで、実際の発掘調査は行なわれていない。なお、工房跡、生産集団の集落跡、出荷地等の関連遺跡は未発見である。

(2) 窯跡の構造

残存状況が良好な数基の窯跡を見ると、いくつかの共通点が見出せる。窯跡は花崗岩風化土を割り抜いて築かれた無段式の地下式窯窓で、焚き口が極端に窄まったイチジク型の平面形態を呈し、窯尻に斜行して煙道が設けられている。窯体は、焼成部長22mから34m、焼成部幅18mから22m程度の規模で、傾斜角度31°から42°の急傾斜した燃焼部をもつ。窯の形態は熊本県錦町下り山窯や韓国の舞将里窯跡と類似することが指摘されている(新里2004)。

構造上の特徴として、煙道部に設置される排水溝(阿三亀焼支群第2地点1号窯、蓋石あり)や角礫や焼台が埋められた燃焼部(阿三亀焼支群第II地区1地点1号窯、伊仙東柳田支群第I地区1地点5号窯)が挙げられる。完掘された灰原は(阿三亀焼支群第II地点1地点

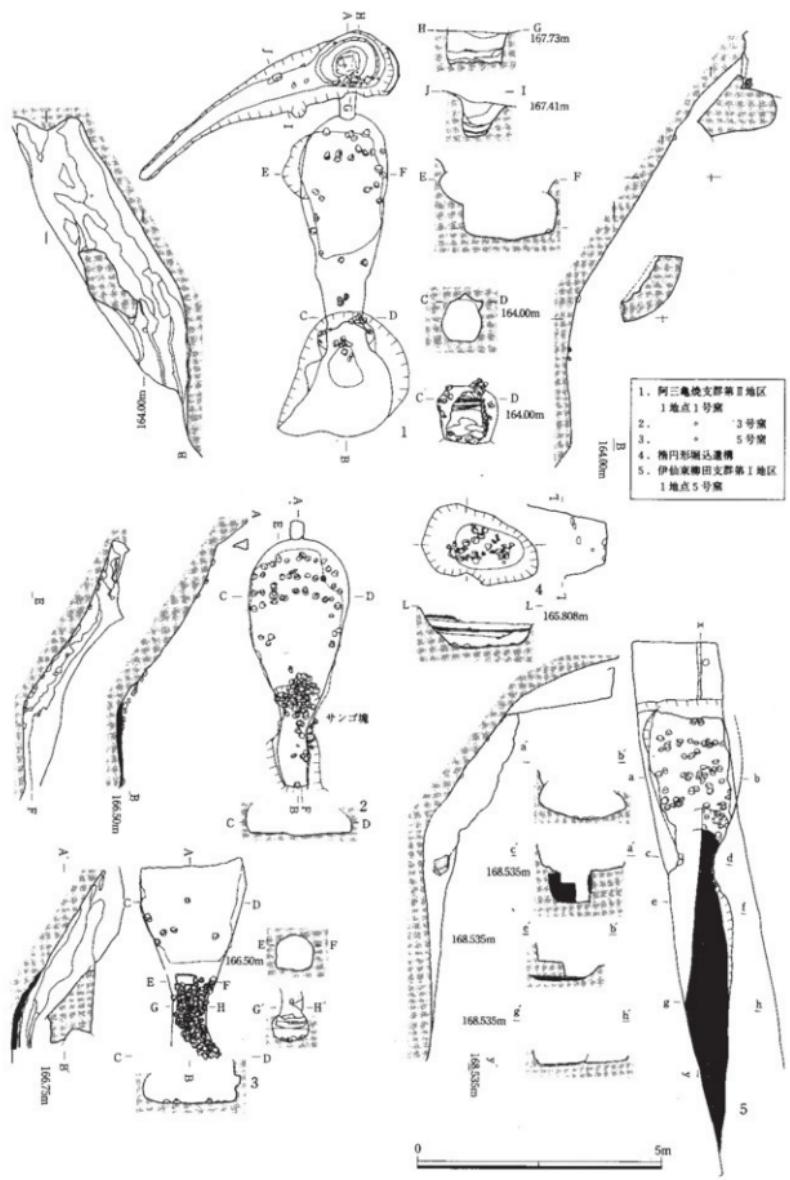


図10 各種遺構の実測図

3号窯灰原)、全長3m、幅2m程度の規模で、厚さは約50cmを測る。灰原は地山掘削土を間層に挟んで重層的に堆積する場合が多く(阿三亀焼支群第2地点灰原2~4層)、窯の構築と同時に灰原を整地した様子が窺える。

(3) 陶器の特徴

焼成は還元焰焼成により、硬質な焼き上がりとなる。胎土は鉄分を多く含んだ花崗岩風化土を素材とするが、石灰岩由来のカルシウムを多く含んだものも検出される(三辻2005)。生産器種は、壺、甕、鉢(すり鉢を含む)、碗、水注の5種で構成されるが、中でも壺が圧倒的に多い。(図12)

器種を問わず叩打によって成形される。壺類は、口縁部まで叩打痕を残し、底部から口縁部まで一貫して叩き締められている。調整は、ヘラ状工具による回転調整、ハケ目調整、回転ナデ、ヘラケズリが見られる。独自の波状沈線文によって飾られるものも多い。

出土品は、A群(器壁は薄く、焼成が堅緻で外器面には叩き痕、内器面には格子目文様の当て具痕を残すもの)とB群(器壁は厚く、焼成が軟質なもの。外器面の叩き文様はナデ、ケズリによって消去される。内器面には細い平行線文の当て具痕が残る)に分けられる(図11)。阿三亀焼支群第II地区1地点(旧第1支群)の灰原では、下層(灰4、5層)にA群が圧倒的に多く含まれ、上層(灰2、3層)からB群が増加する様子が見られる。このことは、A群はB群に先行して出現し、その後B群が徐々に増加する傾向を示している。また、生産遺跡における放射性炭素年代と地磁気年代によると、A群はB群よりも相対的に古い遺構から検出されるようである。これらの他に、馬蹄形を呈した焼台が多量に出土している。

(4) カムィヤキの編年

カムィヤキの編年については多くの研究がある(佐藤1970、安里1991、大西1996、吉岡2002a、新里2003a、図13)。これらの研究で一致することは、口縁部の形態が簡素化するに従い、器の製作が粗雑になっていく点にある。生産跡で確認されるA群からB群への変遷もこの傾向を示す。A群の壺は肩部内側から粘土が貼り付けられ、口縁部を大きく屈曲させた形態となる。B群の壺は肩部上端から粘土を積んで、直立ないし外傾した口縁部をもつ。このことから、A群とB群は成形方法が異なり、時期を追うごとに器の成形、調整方法が変化することが窺える。

琉球列島における各遺跡での共伴遺物を確認してみると、A群は11世紀後半から13世紀前半代の中国陶器と共伴し、13世紀中頃から14世紀代の遺跡からはB群が独占的に出土する。窯跡における生産器種は、古い段階では壺、鉢、碗の3器種で構成されるが、時代とともに多種多様な形態のものが製作され、大型品が増産される傾向が窺える。生産跡の詳細な動態を探る研究によると、支群によって出土品の特徴が異なる傾向が指摘されている(池田編2005)。

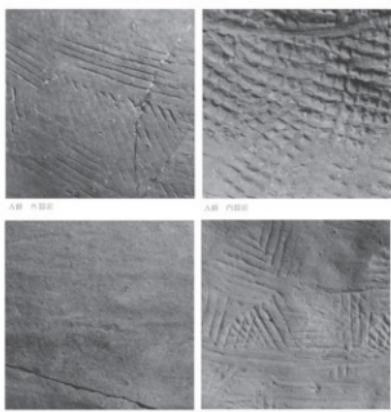


図11 A群とB群の特徴

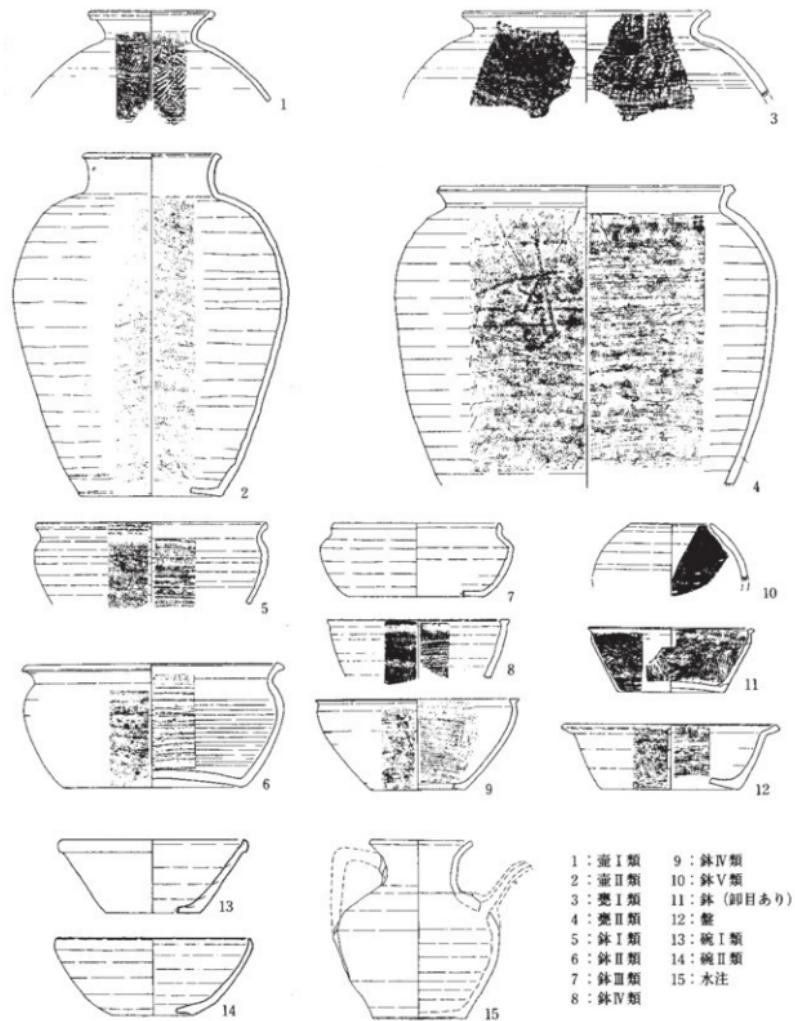


図12 器の種類

(5) カムイヤキの流通

A群とB群は分布範囲が異なることが消費地の出土状況から明らかにされている。A群は九州から先島諸島まで広範囲にわたって出土するが、B群は沖縄諸島から先島諸島を中心に分布する。A群が九州でも確認され九州産の滑石製石鍋や中国産白磁と共に発見されることとは、カ

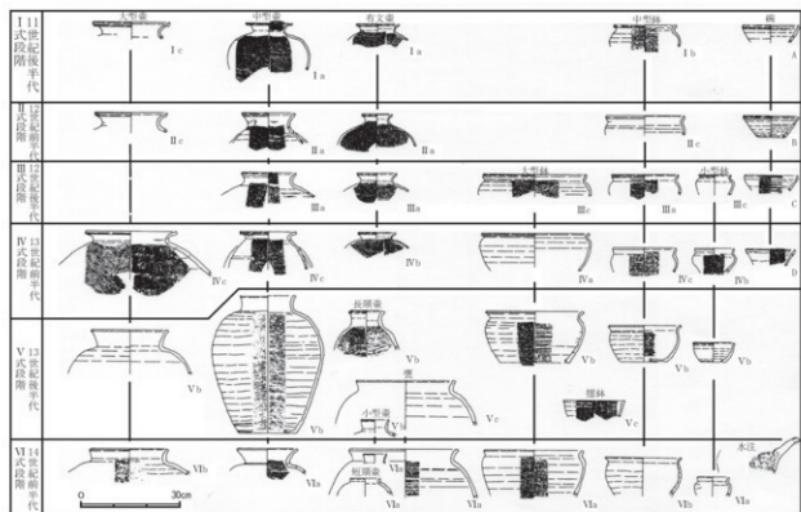


図13 器種構成の変遷（新里2003aより）

ムイヤキは成立当初、九州との関連で流通していたと想定される。そして、B群が主に沖縄諸島から先島諸島に分布することは、時代を経てカムイヤキ流通のあり方が変化したことを予想させる。カムイヤキの生産動向はその流通とも深くかかわっていたと考えられる(図14)。

(6) 史跡徳之島カムイヤキ陶器窯跡成立の意義

史跡徳之島カムイヤキ陶器窯跡の成立は、琉球列島において農耕が本格化する時期と対応する。カムイヤキが九州産滑石製石鍋、中国産陶磁器とともに琉球列島各地で使用されるのはこうした生業の変化と深く関係しており、カムイヤキは農耕、牧畜、交易活動に支えられたグスク時代の幕開けを示す重要な資料的意義を持つ。

カムイヤキが生産される以前、先島諸島は奄美、沖縄諸島との文化的交渉がなかったが、その広域的な流通によって3諸島は同一の文化圏にまとめられる。この文化圏は後に城塞的建造物であるグスクが構築される領域と重なることから、カムイヤキの流通域は琉球列島におけるグスク文化圏の原型をなす可能性を示し、本史跡の成立は歴史上意義深いものである。

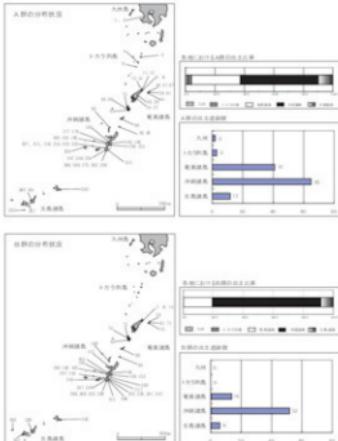


図 14 A群,B群の分布状況(新里2011より)

第Ⅲ章 史跡指定の経緯と指定地の概要

第Ⅲ章 史跡指定の経緯と指定地の概要

キーワード：史跡の価値

- 価値1：中世東アジアにおける窯業技術の伝播や製品流通を知る上での歴史的重要性
- 価値2：文字資料が少ないグスク時代琉球列島の社会、経済を知る上での歴史的重要性
- 価値3：窯業が営まれる背景となった自然環境と景観が良好に保存されていることの価値
- 価値4：郷土学習の充実と地域の活性化を促す資産としての価値

第1節 指定に至る経緯

昭和58年に発見された阿三亀焼支群第Ⅰ地区では確認調査が行なわれ、その結果7基の窯跡とそれに伴う灰原（うち1、2、7号窯は灰原のみの確認）が発見された。6号窯灰原出土木炭と3号窯出土木炭の分析からは、11世紀から13世紀の年代が得られている（新東・青崎編 1985a）。また、同年ため池整備事業区内の阿三亀焼支群第Ⅱ地区では、開発に伴う緊急調査が行なわれ、窯跡7基と付随する灰原、ピット及び帰属窯不明の灰原が5枚検出された。1号窯炊口出土木炭のC14年代では 1050 ± 45 Y.A.D.、2号窯、3号窯の熱残留磁器測定により12世紀中頃から13世紀前半の年代が得られ、両者を参考に、11世紀から13世紀の創業年代が推定された（新東・青崎編 1985b）。

平成8年度から平成16年度には、阿三、伊仙、検福国有林内の悉皆的な分布調査が行なわれ、阿三柳田（北）支群、伊仙東柳田支群、伊仙平ソコ支群、検福イヤ川支群、検福ウッタ支群が新たに発見された（青崎・伊藤編 2001、新里編 2005）。同時に進められた磁気探査では測定を行なったすべての調査区で磁気異常が認め



図15 カムイヤキ古窯跡群シンポジウムの様子



図16 史跡指定記念シンポジウムの様子

表4 指定に至る経緯

実施年度	事業 内容	備 考
平成3年度	阿三亀焼支群第Ⅰ地区が鹿児島県指定文化財に指定される	
平成14年度	カムイヤキ古窯跡群シンポジウム	伊仙町教育委員会主催
平成18年度	阿三亀焼支群、阿三柳田（南）支群、伊仙東柳田支群が国史跡に指定される	平成19年2月6日官報告示
平成19年度	徳之島カムイヤキ陶器窯跡国指定史跡指定記念シンポジウム	伊仙町教育委員会主催
平成20年度	伊仙平ソコ支群、検福イヤ川支群、検福ウッタ支群が国史跡に追加指定される	平成21年2月12日官報告示

られ、窯跡の包蔵が予想された(西口 2005)。これらの調査成果によると、窯跡は 20 地区で確認されており、それらの位置関係から 7 支群にまとめられる。1 地区あたり窯跡 10 基前後と見積もると、およそ 200 基近い窯跡が伊仙町の山中に包蔵されていることが推定される。

窯跡の調査によって、グスク時代の遺跡から頻繁に出土する陶器の産地が徳之島であったことが明らかとなり、生産年代や窯の存在が理化学的分析によっても具体化されるにしたがい、伊仙町ではカムイヤキ古窯跡群(発見時の遺跡名称)を地域の文化遺産として永続的に保存しようとする機運が高まりをみせるようになった。平成 14 年には本遺跡の国史跡指定を目指したカムイヤキ古窯跡群シンポジウムが開催された。

平成 16 年には史跡指定に備え伊仙町教育委員会に埋蔵文化財の専門職員が配置された。その後、平成 18 年度に伊仙町は国指定に向けての意見具申書を提出し、平成 19 年 2 月 6 日、史跡徳之島カムイヤキ陶器窯跡として国史跡に指定されるに至った。さらに、平成 21 年 2 月 12 日には史跡の追加指定も行なわれた。ただし、国有林内に包蔵される窯跡は林班 252 外縁部に立地する 3 つの支群(阿三亀焼支群第 I、第 II 地区、阿三柳田(南)支群、伊仙東柳田支群)の指定に留まる。ただし、民有地も所有関係が明らかでない個所については指定を見送っているため、全ての支群が網羅的に指定されているわけではない。

第 2 章 指定地の概要

1. 阿三亀焼支群

阿三亀焼支群は、伊仙町阿三字亀田、亀焼、名田に所在する、最初に発見された窯跡群である。生産跡群の最も西側に位置し、これまでに 3 つの地区で窯跡が確認されている。なお、カムイヤキの名称は本支群の所在地名に因んでいる。本支群の第 I、II 地区は平成 19 年 2 月 6 日に史跡に指定され、指定面積は 12235.53m²である。指定地内には史跡を周知する標柱が設置されているが、日常的な維持管理は畑地外を伊仙町が、耕作地は土地所有者が行なっている。地目は保安林、畑、用悪水路、公衆用道路があり、指定地内の土地所有の内訳は公有地 7505.18m²と民有地 4730.35m²となっている。

(1) 第 I 地区

第 I 地区は、伊仙町阿三字亀田に所在する。昭和 59 年の重要遺跡確認調査の際に、亀焼池の北西側、阿三集落方面へ下る農道の法面で発見され、7 基の窯跡と付随する灰原が確認されている。平成 10 年の調査では、サトウキビ畑の地上下約 3 m の深さに灰層が確認され、遺物が大量に検出された(青崎・伊藤編 2001)。灰層は、傾斜に沿った状態で堆積しており、耕作土の下面には遺構と旧地形が残されていると判断される。遺物は A 群が出土している。



図 17 阿三亀焼支群第 I 地区の現状

(2) 第 II 地区

第 II 地区は、伊仙から馬根に向かう町道の東側、亀焼池敷地内の北側斜面に位置する。昭和

58年の老朽溜池改修工事中に発見され、緊急調査が行なわれた。調査の結果、窯跡7基、灰原5箇所、楕円形掘り込み遺構1基が検出されている。灰原の堆積状況から2号窯→3号窯、4号窯→6号窯→5号窯の順に構築されたことが明らかになった。出土遺物は過去の調査資料の中で最も多い。1号窯焚き口から出土した木炭のC14年代測定で、 1050 ± 45 Y. A.D.、2号窯、3号窯床面の熱残留磁気測定によって12世紀中頃から13世紀前半の年代が得られている。遺物はA群、B群の両者が確認されている。

(3) 第Ⅲ地区

第Ⅲ地区は第Ⅱ地区の北側の傾斜地にあり、西側(1地点)と東側(2地点)の傾斜地に遺物が散布している。カムイヤキの細片と焼台が少量採集された。

2. 阿三柳田(南)支群

伊仙町阿三字柳田の国有林に位置する支群である。確認された生産地区は現在のところ1箇所のみであるが、周辺に新たな窯跡が発見される可能性は高い。旧第3支群と対応する。指定地の地目は保安林のみで、指定面積は1070.34m²となっている。



図18 阿三亀焼支群第Ⅱ地区的現状



図19 阿三柳田(南)支群の現状

(1) 第Ⅰ地区

第Ⅰ地区は尺八池の南側に隣接する国有林内に位置する。1985年、ヨツキ洞穴の調査時に発見され、ヤナギダ古窯跡として報告されている(牛ノ浜・井ノ上1986)。ヒラスク山西端にある尺八池より南へ50m程下った、西側傾斜地中腹(標高164m)に灰原が確認できる。その南東側にはヨツキ洞穴(縄文～中世並行期)がある。西側の丘陵部に延びると見られる窯本体は、町道建設によって破壊された可能性がある。本支群は平成19年2月6日に史跡に指定された。

3. 伊仙東柳田支群

ヒラスク山から南へ伸びた丘陵の東側傾斜面、伊仙町東柳田に所在する支群である。旧第5、6支群が当支群に当たり、これまで4つの地点で生産跡が確認されている。

第Ⅰ地区(旧第5支群)は、上述した丘陵の南端にある。農道敷設のため丘陵が削平されており、その切り通し断面に、灰原や窯体の一部が露出した状況が確認できる。

第Ⅱ地区(旧第6支群)は第Ⅰ地区的北東側、牛舎とサトウキビ畑を挟んで対峙した丘陵斜面に位置する。丘陵の中腹には緩やかな傾斜地が2箇所あり、それらの間に遺物が散乱している。

本支群は平成19年2月6日に史跡に指定され、指定面積は第Ⅰ地区が6031.5m²、第Ⅱ地区

がだ² 4825.01 m² の計 10856.51 m² である。地目は保安林、畑地があり、指定地内の所有関係の内訳は公有地 4125.24 m² と民有地 6731.27 m² となっている。指定地内は土地所有者が日常的な維持管理を行なっている。

(1) 第Ⅰ地区

1 地点

旧第5支群1号灰原から8号灰原がこれに相当する。平成10年度に5号窯本体および付随灰原と5号窯の上部に堆積する4号窯灰原の発掘調査が行なわれた。また、前面のサトウキビ畑のトレンチ調査では、地表下約2メートルの深さで灰原が2枚確認された。このことから、現在の畑地は、窯創業時には、緩やかに傾斜する谷地であったと推定でき、窯本体は国有林内、灰原は隣接する民有地内に包蔵されていることが明らかとなった。出土遺物は全てA群に分類される。

2 地点

1地点の北側約50mの小谷地に位置し、灰原が3か所で確認されている、遺物はA群が採集されている。

(2) 第Ⅱ地区

1 地点

旧第6支群の南側の小谷地、灰原が確認された地点と対応する。平成10年度の発掘調査では、国有林に隣接する畑地の地下1メートルに灰原が1枚確認され、遺構の一部は民有地まで延びていることが明らかとなった。遺物はA群が確認されている。

4. 伊仙平ソコ支群

伊仙町伊仙字平ソコに所在し、旧第9支群がこれに当たる。ヒラスク山の山頂から北東側に延びた丘陵上に位置する。当支群では、4つの地区から灰原7箇所、窯跡1基、遺物散布地1箇所が確認されている。遺物はB群のみが検出されている。平成21年2月12日に第Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ地区が史跡指定された。指定地は民有地に限られるが、指定区域外の国有林内にも遺構が確認されている。指定面積は6992.28 m² である。地目は畑地で、現在ミカンが栽培されており、日常的な維持管理は土地所有者が行なっている。



図20 伊仙東柳田支群第Ⅰ地区の現状



図21 伊仙東柳田支群第Ⅱ地区の現状



図22 伊仙平ソコ支群第Ⅱ地区の現状

(1) 第Ⅰ地区

1 地点

当支群の西端に位置する地点である。丘陵を削平した崖面に灰原が確認されている。

(2) 第Ⅱ地区

1 地点

平成11年度に1号窯の確認調査が行われた。国有林内に位置し、立木の伐採ができないため、焚口から焼成部中程までの部分的な発掘に留まるが、イチジク形の無段地下式窯窯であると想定されている。この窯跡に付随する灰原が3枚検出された。

2 地点

1地点よりも丘陵側の地点に遺物が散布している。

(3) 第Ⅲ地区

1 地点

前報告で灰原3枚が発見された東側の谷地である。新たに2箇所灰原が確認された。

5. 植福イヤ川支群

伊仙町植福字矢田、イヤ川に所在する。平ソコ支群の南東に200m下った丘陵上に位置し、旧第7支群、8支群、13支群を総称してイヤ川支群とする。発掘調査は行なわれておらず、遺物が少量採集されたのみである。支群は第Ⅰから第Ⅳ地区に分けられるが、平成21年2月12日に第Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ地区が史跡指定された。指定面積は4318.23m²である。指定地は民有地部分に限られるが、指定区域外の国有林内にも遺構が確認されている。地目は田で、現在は耕作放棄地となっており、日常的な維持管理は行われていない。



図23 植福イヤ川支群第Ⅲ地区的現状

(1) 第Ⅰ地区 1 地点

旧第7支群北側の谷地に該当する。B群の壺が3点採集されている。

(2) 第Ⅱ地区 1 地点

旧第7支群南側の狭小な谷地がこれに当たる。丘陵の縁辺は耕作によって削り落とされており、その断面に灰原が確認できる。

(3) 第Ⅲ地区 1、2 地点

平成15年度に新たに発見された旧第13支群を第Ⅲ地区とする。谷地と丘陵の中腹に遺物散布地が2箇所ずつ発見されている。

(4) 第Ⅳ地区 I 地点

旧第8支群に当たり、検福イヤ川支群の中で、最も北側に位置する。平成10年度の分布調査で遺物散布地が4箇所に確認され、A群の壺が採集された。

6. 植福ウツタ支群

伊仙町植福字ウツタに所在する、最東端に位置する支群である。ヒラスク山の山頂から北東側に伸びた丘陵に位置し、旧第10支群と第11支群がこれに当たる。遺構が発見されている谷地をそれぞれ第Iから第VI地区と名付けた。発見された灰原から比較的多くの遺物が得られた。全ての地区が史跡指定されている。指定地の所有関係は民有地のみであるが指定外の国有林にも遺構が確認されている。指定面積は第Iから第IV地区が8797.00m²、第V地区が3889.02m²の計12686.02m²である。地目は田で、現在は耕作放棄地となっており、日常的な維持管理は行われていない。

(1) 第I地区 I 地点(旧第10支群)

旧第10支群灰原1が発見された谷地である。A群の壺、甕が検出されている。

(2) 第II地区 I 地点(旧第10支群)

旧第10支群灰原2がある谷地を第II地区とする。

(3) 第III地区 I 地点(旧第10支群)

旧第10支群灰原3と対応する地区である。B群の壺、甕、鉢がある。

(4) 第IV地区 I 地点(旧第10支群)

旧第10支群灰原4が確認された狭小な谷地に当たる。B群の壺、鉢が出土した。

(5) 第V地区 I 地点(旧第11支群)

旧第11支群に相当する。灰原2箇所と遺物散布地1箇所が確認できる。

(6) 第VI地区 I 地点(旧第11支群)

旧第11支群南端の地点である。谷底地に遺物が散乱している。



図24 植福ウツタ支群第I地区的現状

第3節 追加指定予定地の概要

阿三柳田(北)支群第I地区 I 地点

伊仙町阿三字柳田に所在する。阿三柳田(南)支群から北東向けに500mほど離れた丘陵地一帯(標高170m~195m)を指す。丘陵地表面は花崗岩風化土で覆われ、谷底には湿地帯が形成される。支群の北側は馬根集落方面へ向かう町道が敷設されており、西側は農地整備の削平によって地形が大幅に変更されている。発見された生産跡は一箇所であるが、本来は、丘陵両斜面に窯跡が構築されていたことが想定できる。

伊仙から馬根に向かう町道沿いにあるファームポンド東側の国有林内、急傾斜する丘陵の斜面に遺物散布地が確認されている。北側には赤田池がある。平成8年度の分布調査では、丘陵の中腹から麓にかけて比較的多くの資料が採集されおり、丘陵斜面に窯跡、民有地内に灰原が

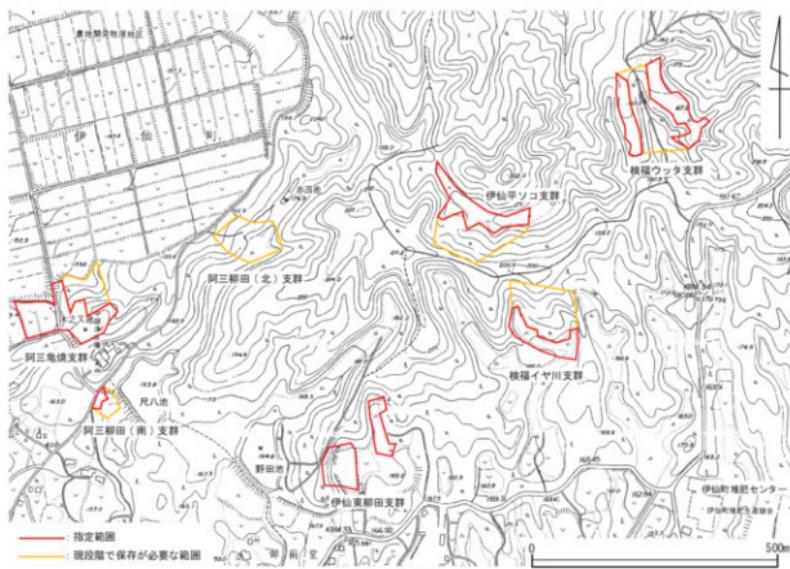


図 25 史跡指定地の範囲

包蔵されている可能性が指摘されている(青崎・伊藤2001)。平成15年度の確認調査では、灰原2層と整地土層が確認され小規模な調査面積ながら比較的多くの遺物が出土した。灰原は丘陵の傾斜に沿って北向きに堆積していた。出土した遺物はすべてA群に分類される。

第4節 指定範囲と指定地の概要

1. 指定範囲と指定地の概要

平成19年2月6日に3支群が指定され、平成21年2月12日に3支群が追加指定された。これまでに史跡として指定された範囲と今後保存が必要な範囲は図25に示す通りである。指定地の所有関係は国有林252の外縁部に4か所(国有林252林班は小班地内指定地、国有林252林班へ小班内指定地、国有林252林班の小班指定地1、2)、町有地4筆(用悪水路、公衆用道路、ため池、里道)、民有地28筆である。

- ①指定等の対象の名称 :「史跡 徳之島カムイヤキ陶器窯跡」
- ②告示年月日 : 平成19年2月6日史跡指定
: 平成21年2月12日追加指定
- ③告示番号 : 官報(号外第22号)(2分冊の1)文部科学省告示第5号
: 官報(号外第26号)文部科学省告示第11号
- ④指定等の対象の所在地
既指定地の代表番号 : 鹿児島県大島郡伊仙町阿三亀焼 557-3番外22筆
追加指定地の代表番号 : 鹿児島県大島郡伊仙町伊仙平ソコ 792番外17筆等

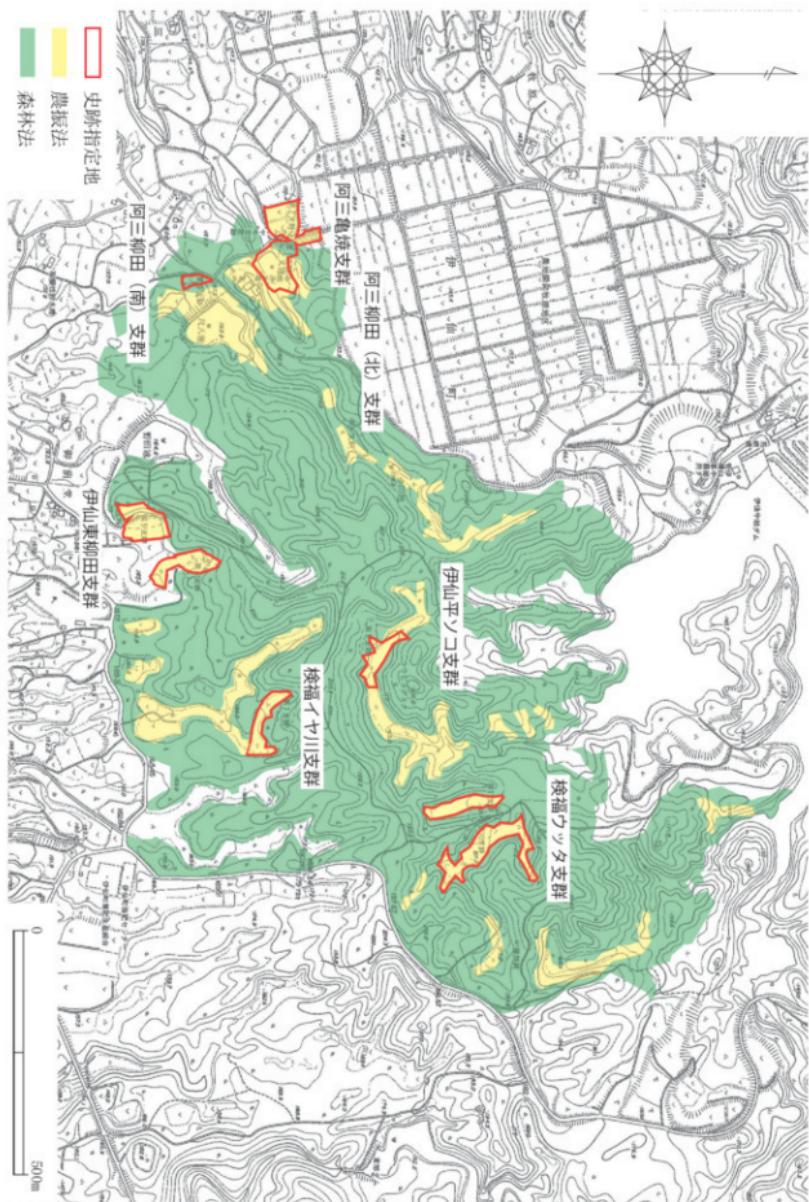


図 26 史跡指定地における関係法令

表5 支群別土地所有状況(1)

支群名	民有地	国有地	県有地	町有地	合計
阿三鬼焼支群	4730.35 m ² 4 筆	933.3 m ² 1 筆	-	6571.88 m ² 3 筆	12235.53 m ² 8 筆
(筆数)					
(里道)	-	-	-	-	-
(水路)	-	-	-	2 本	2 本
(所有者数)	2 人	-	-	3 人	5 人
阿三柳田(南)支群	-	1070.34 m ² 1 筆	-	-	1070.34 m ² 1 筆
(筆数)					
(里道)	-	-	-	-	-
(水路)	-	-	-	-	-
(所有者数)	-	1 人	-	-	1 人
伊仙東柳田	6731.27 m ² 10 筆	4125.24 m ² 2 筆	-	-	10865.51 m ² 12 筆
(筆数)					
(里道)	-	-	-	-	-
(水路)	-	-	-	-	-
(所有者数)	2 人	-	-	-	2 人
合 計	11461.62 m ² 14 筆	6128.88 m ² 4 筆	-	6571.88 m ² 3 筆	24162.38 m ² 21 筆
(筆数)					
(里道)	-	-	-	-	-
(水路)	-	-	-	2 本	2 本
(所有者数)	4 人	1 人	-	3 人	8 人

平成18年8月24日現在

表6 支群別土地所有状況(2)

支群名	民有地	国有地	県有地	町有地	合計
伊仙平ソコ支群	6992.28 m ² 2 筆	-	-	筆界未定	6992.28 m ² 2 筆
(筆数)					
(里道)	-	-	-	-	1 本
(水路)	-	-	-	-	-
(所有者数)	1 人	-	-	1 人	2 人
核福イケツ川支群	4318.23 m ² 3 筆	-	-	-	4318.23 m ² 3 筆
(筆数)					
(里道)	-	-	-	-	-
(水路)	-	-	-	-	-
(所有者数)	57 人	-	-	-	57 人
核福ウツタ支群	12686.02 m ² 9 筆	-	-	-	12686.02 m ² 9 筆
(筆数)					
(里道)	-	-	-	-	-
(水路)	-	-	-	-	-
(所有者数)	17 人	-	-	-	17 人
合 計	23996.53 m ² 14 筆	-	-	-	23996.53 m ² 15 筆
(筆数)					
(里道)	-	-	-	-	1 本
(水路)	-	-	-	-	-
(所有者数)	75 人	-	-	1 人	76 人

平成20年7月24日現在

表7 支群別各種法制該当状況(1)

支群名	農地法	農業振興法	森林法	道路法	自然公園法
阿三鬼焼支群	○	○	○	○	△
阿三柳田(南)支群	×	×	○	×	△
伊仙東柳田	○	○	○	○	△
伊仙平ソコ支群	○	○	×	×	△
核福イケツ川支群	○	○	×	×	△
核福ウツタ支群	○	○	×	×	△

表8 支群別各種法令等該当状況(2)

支群名	鹿児島県 自然環境保全条例	伊仙町希少野生 動植物に関する条例	伊仙町自然 保護条例	伊仙町景勝保護区
阿三鬼焼支群	△	△	△	△
阿三柳田(南)支群	△	△	△	△
阿三東柳田	△	△	△	△
伊仙平ソコ支群	△	△	△	△
核福イケツ川支群	△	△	△	△
核福ウツタ支群	△	△	△	△

○: 該当
 △: 可能性あり
 ×: 該当なし

⑤指定等の対象地域の面積及び所有関係の概要

・指定面積：24162.38m ²	国有地（国有林）	-6128.88m ²
	町有地（道路、水路）	-6571.88m ²
	民有地（4名）	-11461.62m ²
・追加指定面積：23996.53m ²	町有地（里道）-	- 筆界未定
	民有地（32名）	-23996.53m ²
	合 計：	48158.91m ²

第5節 指定地および指定地周辺の現況と法令等の規制状況

史跡指定地内には国有林、畑地、田、ため池、公衆用道路、里道があり、関係法令に即した規制がある（図26）。文化財保護法以外の法令によると、農地は農地法（昭和44年7月15日法律第229号）に基づく農地及び農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年7月1日法律第58号、以下「農業振興法」）に基づく農業振興地域、国有林は森林法（昭和26年6月26日法律第249号）に基づく保安林（水源かん養林）、公衆用道路は道路法（昭和27年6月10日法律第180号）に基づく道路となっており、史跡の整備に伴う土地の用途や地目の変更には、関係法令に即した手続きが必要となる。

また、史跡周辺は鹿児島県自然環境保全条例（昭和48年3月30日条例第23号）、伊仙町希少野生動植物の保護に関する条例（平成24年9月1日条例第13号）、伊仙町自然保護条例（昭和48年9月28日条例第32号）に基づく景勝保護区となっており、将来的な史跡整備は自然環境の保全と希少種の保護を前提に進める必要がある。なお、史跡指定地内およびその周辺は自然公園法（昭和32年6月1日法律第161号）による国立公園に指定される可能性がある。

第6節 史跡の価値

指定に至る経緯、指定説明および史跡周辺の歴史的、自然的調査の結果を踏まえると、本史跡の価値は以下のように集約できる。

1. 中世東アジアにおける窯業技術の伝播や製品流通を知る上の歴史的重要性

（1）窯跡群全体が極めて良好に保存されている文化財的価値

本史跡は、九州から南へ約400キロメートルに位置する徳之島に所在する陶器窯跡である。窯跡群は7つの支群で構成され、100を越える窯跡が残されている可能性が高い。このことから窯跡の全体的な保存状態が極めて良好であると判断され、今後の調査の継続によって窯構造や生産動態の具体像の解明が期待される重要な文化財である。

（2）窯業技術の伝播を知る上の歴史的重要性

生産品の器種構成は日本の中世陶器に類似するが、その焼き仕上がりの色調や製作技術は同時期の朝鮮半島産無釉陶器とも酷似し、一部に中国産陶磁器類を模したものも確認される。窯体は焚口が埋まつた平面形イチジク形の地下式窯窓で、こうした窯構造は同時代の朝鮮半島や南部九州の陶器窯跡にも確認される。このことから、本史跡の成立は日本列島、朝鮮半島、中國大陸における窯業生産の動向と密接に関連し、中世東アジアにおける窯業技術の伝播を知る上で非常に重要な歴史資料となり得る。

(3) 製品流通にみる当時の経済を知る上で歴史的重要性

科学的分析によると、その生産年代は11世紀から13世紀と推定されている。製品は焼成や製作技法によってA群とB群に分けられるが、琉球列島各地の消費遺跡で九州産滑石製石鍋や各種の中国産陶磁器などと共に伴する事例から、前者は11世紀後半から13世紀前半、後者は13世紀後半から14世紀前半に位置付けられている。11、12世紀は琉球列島と九州の経済関係が強いことから、カムイヤキの生産技術は九州経由でもたらされた可能性がある。一方、13世紀以降は九州に加え中国南部との経済関係が萌芽する時期とされ、これと対応するように製作技術、生産器種、流通範囲は変化を見せる。このことから、徳之島における窯業生産の成立とその後の展開は東アジアにおける経済状況と密接に関わっていた可能性が想定され、本史跡は当時の商品流通を知る上で重要な歴史的意義をもつ。

2. 文字資料が少ないグスク時代琉球列島の社会や文化を知る上で歴史的重要性

(1) グスク時代の幕開けを知る上で歴史的重要性

史跡徳之島カムイヤキ陶器窯跡の成立期は、琉球列島全域で農業生産、鉄器生産の本格化と交易活動の活発化が認められるグスク時代に当たり、狩猟採集経済から生産経済の時代への転換期と対応する。琉球列島では、14世紀前後に城塞であるグスクが出現し、三山鼎立時代を経て15世紀には琉球王国が成立するが、このグスク時代は統一王朝成立の前提となる政治的、経済的状況を用意した琉球史上の画期とされる。グスク時代は文献史学上、「古琉球」の前半に位置付けられているが、当該期の文献資料は希少であることから、本史跡は当時の社会や文化を知る上で欠かすことのできない貴重な資料となる。

(2) グスク時代開始期における奄美諸島の歴史的役割を知る上で歴史的重要性

カムイヤキは、九州産の滑石製石鍋、中国産陶磁器とともに本来別の文化圏であった先島諸島でも需要され、その広域的な流通によってトカラ列島以南の琉球列島は文化的統一を果たす。これによってまとめられた島嶼群は今日「琉球」と呼ばれるが、これまでの歴史研究においては琉球王朝が成立した沖縄諸島における遺跡の重要性が強調してきた。しかし、琉球列島最古の窯業生産跡が徳之島で開かれたことは、奄美諸島がこうした文化圏成立の一翼を担っていたことを示し、本史跡は陶器の生産と流通を通じた島嶼間の文化的、経済的連続性の解明やそれを牽引した奄美諸島の拠点的役割を明らかにする上でも歴史的に重要な意味をもつ。

3. 窯業が営まれる背景となった自然環境と景観が良好に保存されていることの価値

(1) 地質的特性

史跡が立地するヒラスク山の縁辺には、サンゴ石灰岩(琉球石灰岩)が溶食されたドリーネ(凹地)地形が認められ、史跡の周辺には水資源豊富な環境が展開している。陶土として利用された黒雲母花崗岩の風化土壤は史跡周辺に広く分布する。粘土化した黒雲母花崗岩は徳之島北部にも広く確認されるが、カムイヤキの窯がヒラスク山一帯で操業されたのは、ドリーネの発達によって陶器生産に必要な地下水を得やすい自然環境を備えていたことが要因の一つと考えられる。

(2) 植生の特性

オキナワジイは、酸性土壌である花崗岩風化土を好むことから史跡周辺で多く確認され、科学分析によって薪として多用されたことが明らかとなっている。オキナワジイは火力が強く、萌芽力が高いことから陶器生産の燃料に適していたと推定されるが、船舶による陶器の遠距離運搬を見据えると、海に近い低標高地で、なおかつ薪として利用価値が高いオキナワジイが繁茂するヒラスク山周辺が窯場として利用されたと推察できる。

(3) 史跡の成立要因となった自然環境と景観

このように、徳之島南部が生産地として選ばれたのは、陶器生産に欠かせない陶土、水、薪が用意に手配できる自然環境に加え、運搬の利便性に優れた低標高地であったことに起因すると考えられる。また、史跡の大部分が残る国有林内は保安林であることから、旧地形と特有の自然景観が残されており、史跡の成立要因の一つとなった自然環境と景観が良好に保存されていることは本史跡の価値の一つである。

4. 郷土学習の充実と地域の活性化を促す資産としての価値

本史跡は、町の中心地からもさほど遠くなく、車でのアクセスも比較的容易であることから、郷土学習や観光を目的とする島内外の来訪者が多い。こうした動向を重視する伊仙町と林野庁は、「遊々の森」協定を締結し、特別な許可なく森を散策できる行政的な環境を整え、通称「カムイヤキの森」を地域に開かれた森林として積極的に活用することを目指している。史跡自体が持つ歴史的価値と良好な自然環境と景観を有する本史跡は、その立地条件や制度的な状況からも島の歴史、文化、自然を同時に楽しむ学習の環境を提供する身近な地域資産としての価値を有する。本史跡は発見以来地域の関心を集め続けているが、近く国立公園として指定される予定もあり、その知名度と歴史遺産、自然遺産としての価値を活かしたまちづくりや地域の活性化にも大いに役立つ資産でもある。

第IV章 史跡徳之島カムイヤキ陶器窯跡の保存管理

第Ⅳ章 史跡徳之島カムイヤキ陶器窯跡の保存管理

キーワード：史跡徳之島カムイヤキ陶器窯跡の保存管理

- 理 念：史跡の適切な保存・活用を図り、次世代への確実な継承を目指す
- 方 針：調査の継続と史跡の全体像の把握に努める
- 方 法：保存と活用に必要な場合は、追加指定および公有化の措置を講ずる
- 整 備：史跡と周辺の自然環境が調和した良好な景観形成を目指す
- 活 用：地域住民と行政の協働による運営を目指し、持続可能な体制整備に努める

第1節 保存管理の基本方針と方法

史跡は、中世並行期（グスク時代）における琉球列島唯一の陶器生産跡としての歴史的価値と、郷土学習および文化遺産を活かしたまちづくりに資するかけがえのない財産としての価値を併せ持っている。これまで良好に保存されてきた史跡の確実な保存・活用を図るには、現状変更等の取り扱いを判断する際の明確な方針と基準および保存管理に向けた具体的な方法を定め、将来の整備活用のあり方と保存管理の運営方法、それを実現させるための体制整備に関する基本的な方向性を定めておく必要がある。したがって本章では、その指針となる保存管理の基本方針と方法を以下のように定めることとする。

1. 保存管理の基本理念と基本方針

保存管理の基本方針の根幹をなす理念は、史跡の適切な保存活用を図り、次世代への確実な継承を目指すことである。この理念に基づき、史跡の歴史的、文化的価値および陶器生産と深く関わる周辺の自然環境を正確に把握し、確実な保存を実現するため、今後も史跡の調査を継続し、その全体像の解明に努めることを基本的方針とする。

2. 保存管理の方法

史跡の具体的な保存管理の方法は、現状変更等の明確な取り扱い基準を設けることによって、適切な保存管理を行ない、その保存と活用に不可欠と判断された場合は、追加指定および公有化の措置を講ずることである。

将来にわたる整備活用に向けては史跡とその周辺の自然環境が調和した良好な景観形成を目指し、その実現と継続に向けては、地域住民と行政の協業による持続可能な体制整備に努めることとする。

以上に示した基本方針に基づいた史跡の現状変更等の取り扱い方針と基準を設けるためには、次節では史跡指定地を構成する諸要素を整理しておきたい。

第2節 史跡および史跡周辺の構成要素

史跡及びその周辺は、窯業生産と直接関連する遺構など主たる価値を構成する要素、薪や粘土などを提供したであろう自然的資源である植生や地質などの付随的要素、その他の諸要素によって構成されている。

表9 史跡指定地における構成要素

支群名	主たる価値を構成する要素		付随的要素	その他の諸要素
	地表から目視可能な遺構	地下に埋蔵されている遺構		
阿三亀焼支群	・灰原	・窯体 ・灰原 ・土坑	・森林 ・地層	・歴史説明板 ・農地 ・道路 ・電柱 ・フェンス ・排水管 ・空気弁 ・ため池 ・水路 ・ガードレール ・境界杭
阿三柳田(南)支群	・灰原	・窯体 ・灰原		・境界杭
伊仙東柳田支群	・灰原	・窯体 ・灰原		・農地 ・農道 ・土水路 ・池 ・三角点
伊仙平ゾコ支群	・灰原	・窯体 ・灰原		・農地 ・農道 ・土水路
検福イヤ川支群	・灰原	・灰原		・耕作放棄地
検福ウツカ支群	・灰原	・灰原		・耕作放棄地

1. 主たる価値を構成する要素

史跡の本質を現在に伝える遺構そのものを指す。後世の土地開発によって地表面および切り通しの断面に灰原の一部が露出している場合もあるが、窯体と灰原、陶器生産と関わる土坑は発掘調査によって確認後、すべて埋戻しによって地下に保存されている。

2. 付随的要素

陶器の生産に不可欠な植生や地層など、地表から目視可能な史跡の本質を環境面から支える自然的要素がこれに該当する。国指定天然記念物のアカヒゲや県指定天然記念物のイボイモリなど希少種の生息が確認され、近く国立公園に指定される予定である。なお国有林 252 は九州森林管理局と伊仙町による「遊々の森」協定が平成 17 年度に締結されており、入林届の届出なしで森林学習等の活用が可能である。

3. その他の諸要素

史跡指定地内に所在するもののうち、史跡の本質とは直接的な関係が浅い要素であり、歴史的、文化的な意味を有する戦時中の塹壕、里道や遺跡の普及啓発用に設置した看板など史跡の保存上必要なものもあるが、史跡とは無関係な道路、林道、ダム堤、ため池など島民の生活や生業上の設備も該当する。

第3節 現状変更等の取扱方針及び取扱基準

1. 指定地および指定地周辺における現状変更の取扱基準

史跡指定地内における現状変更等の行為については、文化財保護法第125条第1項に基づく文化庁長官の許可または第168条第1項、第2項に基づく文化庁長官の同意が必要となる。しかし、先に述べたように、史跡の指定地は国有林252内の7か所に分散していることから、それらの構成要素や想定しうる現状変更是それぞれの支群によって異なる。そのため、取扱の方針と基準はそれぞれの支群ごとに定めることとする。ただし、現状変更の取扱は遺構の時期、種別などの内容、重要性、現在の土地利用の実情、関係法令に即して現実的に対応しなければならず、また未指定地も多く残されているため、その基準は史跡指定地とその周辺も含めた地域にも適用する。

また、史跡指定地について史跡の調査、研究、活用に関する現状変更の必要が生じた場合は、本章第1節で示した保存管理の理念と基本方針に基づき取り扱うこととする。なお、現在の耕作地を除く各地区的日常的な維持管理については、国、県の指導の下、管理団体である伊仙町が行なう。また指定地及びその周辺について、国有林内に所在する未指定地における樹木の遺構への影響に対する管理方法、植生の管理、また、国有林内の里道を活用した遺跡見学等の安全確保や見学時の史跡保護と関わるルール等については関係機関と調整した上で、別途定めるものとし、史跡の保全を前提とした自然環境と調和した適切な維持管理を目指すこととする。

今後の調査の進展によっては、史跡指定以外の地区においても新たな遺構の発見が想定されるため、以下では史跡指定地および指定地周辺の地区区分と取り扱いを述べる。

2. 地区区分と取り扱い方針

(1) A地区

発掘調査によって主要な価値を構成する要素が確認されている史跡指定地で今後積極的に保護活用を図ることが望ましい地区である。将来的な史跡整備については、発掘調査成果に基づく史跡整備活用計画(仮称)を策定し、優先的に遺構整備等を進めて積極的な活用を図ることとし、それに必要な土地の公有化に努める。

現状変更の取り扱い基準は地形と土地利用の現況に応じて次の2種に区分する。

1種地区

窯稼働時の自然地形を残している箇所を指し、おおむね国有林内の指定地と対応する。史跡整備に伴う事業と地下遺構に影響がないと判断される保安林の維持管理に伴う事業以外は認めないことを基本の方針とする。

2種地区

後世の土地開発により地表からは旧地形が確認できない箇所を指し、国有林と隣接する道路、ため池(公有地)や耕作地、旧水田(民有地)と対応する。道路、ため池など生活上のインフラについては地下遺構の保存に影響がないと判断された場合に限り、既存施設の維持管理に伴う事業は認める。また耕作地や旧水田等についても遺構の保存に影響を及ぼさないことを前提に日常的な耕作等の生業活動は認めることとする。

表 10 保存管理計画の地区区分と取り扱い

種別	細別	内容	現状変更の許可	取り扱い	備考
A 地区（史跡指定地）	1種地区 窯稼働時の自然地形を残している地区	発掘調査によって主要な価値を構成する要素が確認されている史跡指定地で、今後積極的に保護活用を図ることが望ましい地区。	史跡整備に伴う事業と既存施設の維持管理および撤去と地下遺構に影響を与えないと判断される保安林の維持管理に伴う事業以外は認めないと基本の方針とし、支群毎に取扱基準を定める既存施設については史跡および周辺環境の保存・活用に資するもの以外は、維持管理および撤去に関するもののみ認める。現状変更等の行為については、文化財保護法第125条第1項に基づく文化庁長官の許可または第168条第1項、第2項に基づく文化庁長官の同意を得る。ただし、現耕作地は遺構の保存に影響がないと判断される場合に限り、日常的な生産活動は当面の間認めること。	支群によってそれぞれの取り扱いを定める。積極的に町有化を進める方向で関係機関、関係者と調整する。	阿三亀焼支群、阿三柳田（南）支群、伊仙東柳田支群、伊仙平ソコ支群、検福イヤ川支群、検福ウツタ支群の一部を含む
	2種地区 後世の土地開発により地表からは旧地形が確認できない箇所				
B 地区（史跡指定に努める地区）	1種地区 窯稼働時の自然地形を残している地区	発掘調査によって主要な価値を構成する要素が確認されているが、史跡指定地とはなっていない地区。	既存施設の維持管理および撤去と保安林に伴う事業以外は認めないと基本の方針とし、支群毎に取扱基準を定める。ただし、現耕作地は遺構の保存に影響がないと判断される場合に限り、日常的な生産活動は認める。	条件が整い次第追加指定を図る。	阿三亀焼支群、阿三柳田（南）支群、伊仙東柳田支群、伊仙平ソコ支群、検福イヤ川支群、検福ウツタ支群の一部、阿三柳田（北）支群の一部を含む
	2種地区 後世の土地開発により地表からは旧地形が確認できない箇所				
C 地区（自然環境保全区域）		主要な価値を構成する要素は発見されていないが、付随的要素が確認されており、史跡を取り巻く自然環境や景観が良好に残されて地区。	現状変更是文化財保護法、森林法、自然公園法など関係法令を遵守しながら関係機関との協議の上で定める。	遺構の存在が想定されるため、計画的に分布調査、発掘調査を進め、調査後は以下のように取り扱う。 遺構あり → B地区へ変更 遺構なし → C地区的取り扱い	・ヨツキ洞穴 ・平ソコ遺跡 ・散兵塚 ・里道

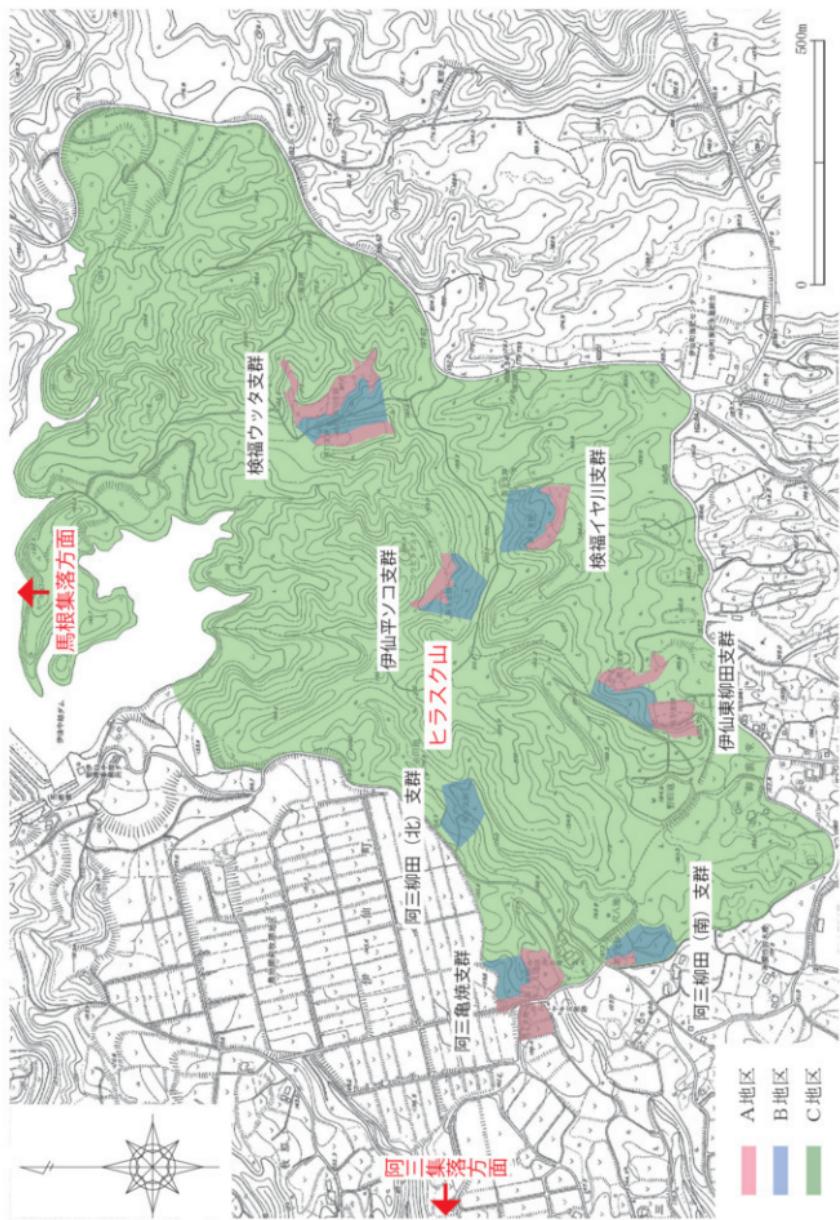


図 27 史跡及び周辺の保存管理計画の地区区分

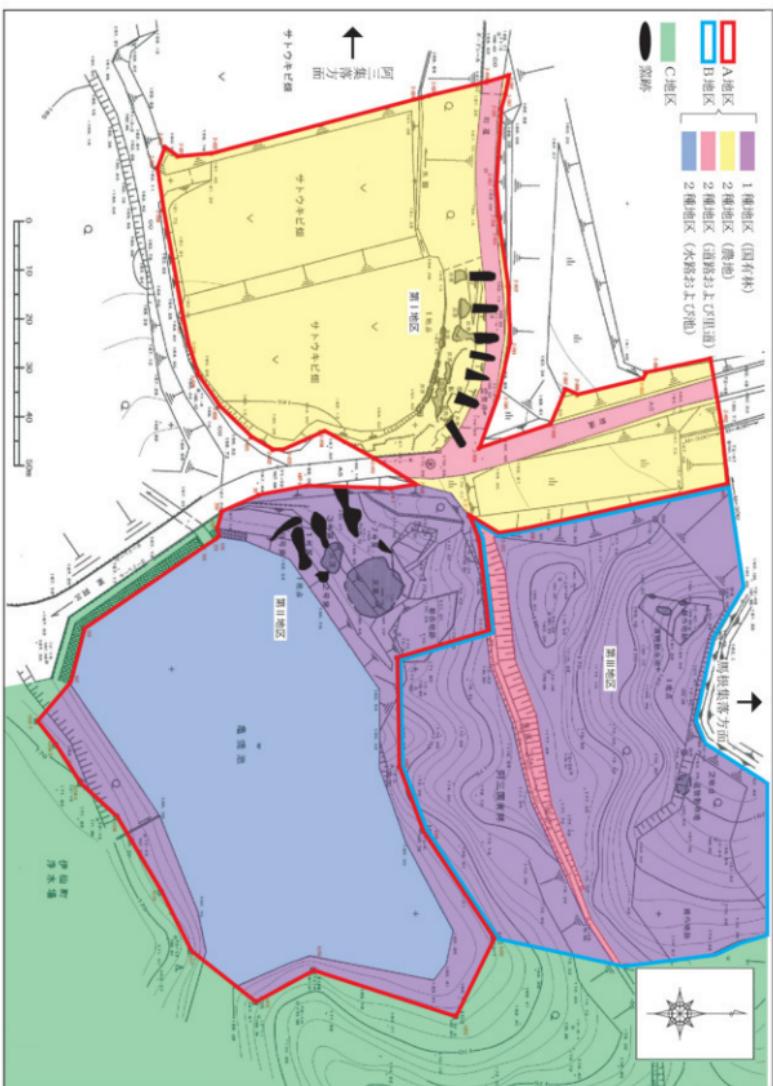


図28 岡三鬼焼支群における保存管理の地区区分

表 11 阿三亀焼支群における現状変更の取り扱い基準

地区的概要		3地区で陶器生産の痕跡が確認されており、15基の窯跡が発見されている。出土遺物はA群とB群がある。				
現状変更の取扱い方針		重点的に保護し、整備することを前提とする。現耕作地における日常的な生産活動と保安林の維持と活用に関する開発行為は、遺構の保存に影響がなく、景観に配慮されていると認められた場合に限り認める。				
地区区分		A地区(史跡指定地)		B地区(史跡指定に努める地区)		C地区 (自然環境保全地区)
現状変更取扱い基準 開発行為に 関わる基準	①土地の形状 変更	x	x	x	x	◎
	②土石の類の 採取	x	x	x	x	◎
	③建築物、工作 物、埋設物の新 築、新設	x	x	x	x	◎
	④建築物、工作 物、埋設物の改 築、改修	○	○	○	○	◎
	⑤建築物、工作 物、埋設物の移 転、除却	○	○	○	○	◎
	⑥里道の整備	○	○	○	○	◎
	⑦木竹の伐採、 植栽	○	○	○	○	◎
史跡保護に 関わる基準	①発掘調査	○	○	○	○	◎
	②建築物、工作 物、埋設物の新 築、新設	○	○	○	○	◎
	③建築物、工作 物、埋設物の改 築、改修	○	○	○	○	◎
	④建築物、工作 物、埋設物の移 転、除却	○	○	○	○	◎
土地公有化		積極的に進める	積極的に進める	関係法令に準ずる	関係法令に準ずる	関係法令に準ずる

x: 基本的に認めない

凡例 ○: 遺構の保存に影響がなく、景観に配慮されていると判断された場合に限り認める

◎: 関係法令に順じ、取り扱いは関係機関と協議する

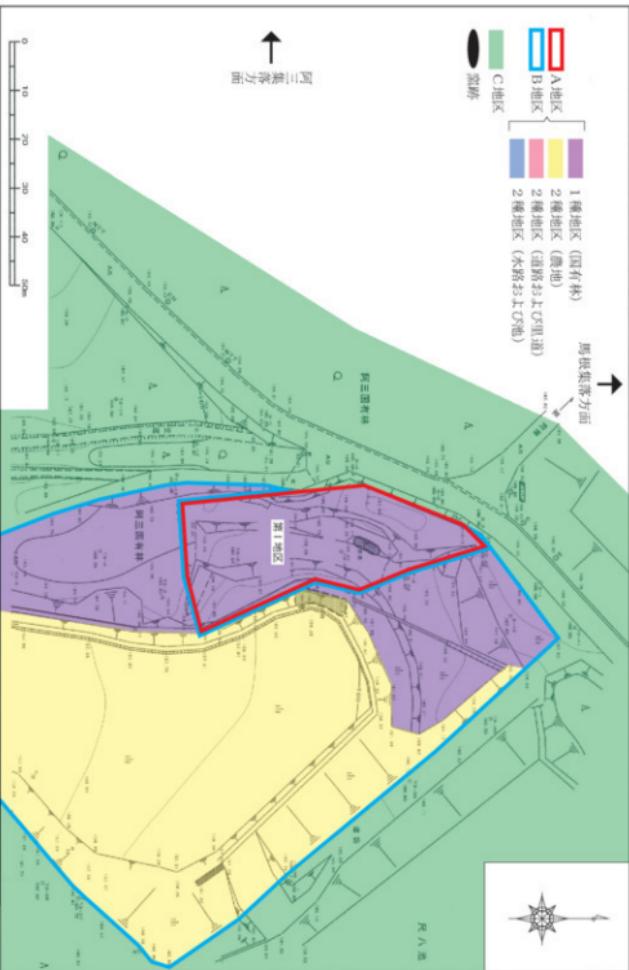


図 29 阿三根田(南)支群における保存管理の地区区分

表12 阿三柳田（南）支群における現状変更の取り扱い基準

地区の概要		灰原が確認されている。出土遺物はA群がある。				
現状変更の取扱い方針		指定区域は重点的に保存するが、自然環境、景観との調和に努める。保安林の維持と活用に関する開発行為は、遺構の保存に影響がなく、景観に配慮されていると認められた場合に限り認める。				
地区区分		A地区(史跡指定地)			B地区(史跡指定に努める地区)	C地区 (自然環境保全地区)
		1種地区	2種地区	1種地区	2種地区	
現状変更取扱い基準 開発行為に 関わる基準	①土地の形状 変更	x		x	x	◎
	②土石の類の 採取	x		x	x	◎
	③建築物、工作 物、埋設物の新 築、新設	x		x	○	◎
	④建築物、工作 物、埋設物の改 築、改修	○		○	○	◎
	⑤建築物、工作 物、埋設物の移 転、除却	○		○	○	◎
	⑥里道の整備	○		○	○	◎
	⑦木竹の伐採、 植栽	○		○	○	◎
史跡保護 に 関わる 基準	①発掘調査	○		○	○	◎
	②建築物、工作 物、埋設物の新 築、新設	x		x	x	◎
	③建築物、工作 物、埋設物の改 築、改修	x		x	x	◎
	④建築物、工作 物、埋設物の移 転、除却	x		x	x	◎
土地公有化		積極的に進める		必要に応じて対処 する	必要に応じて対処 する	関係法令に準ずる

x : 基本的に認めない。

○ : 遺構の保存に影響がなく、景観に配慮されていると判断された場合に限り認める。

◎ : 関係法令に順ずるが、取り扱いは関係機関と協議する

空欄:該当なし

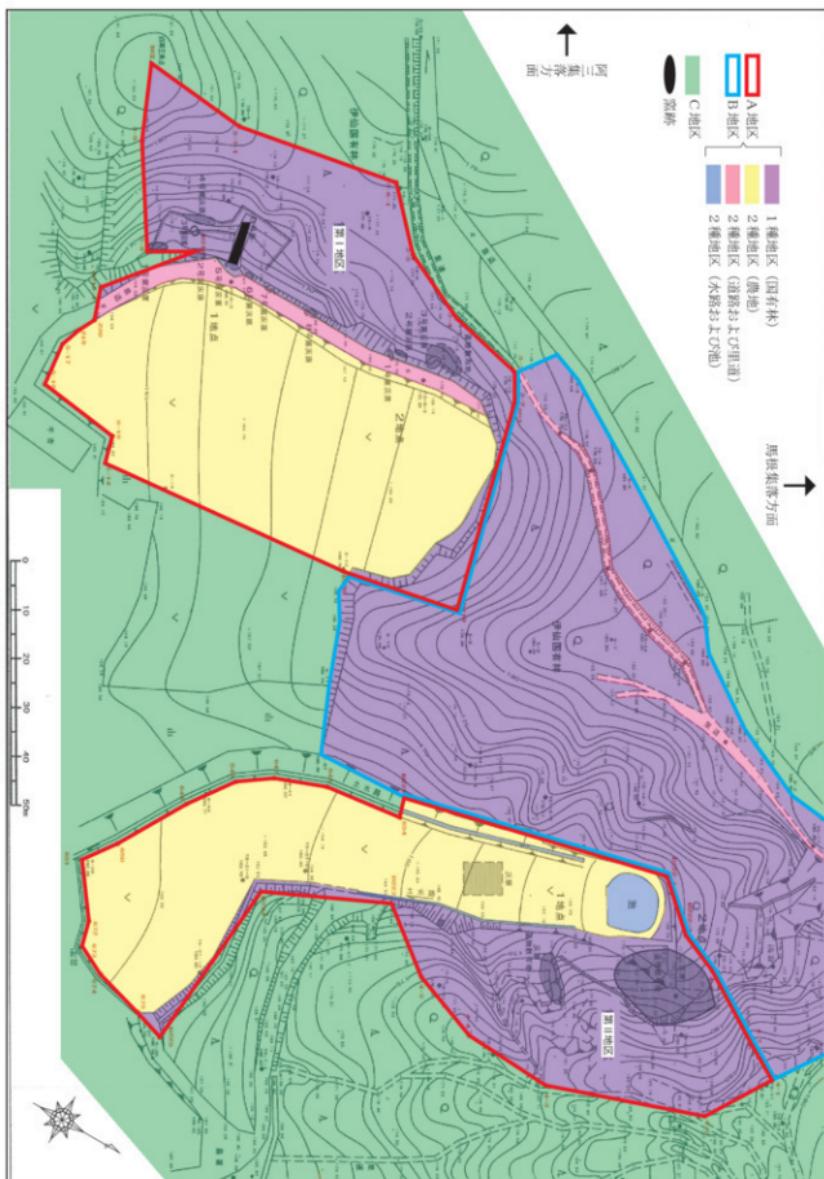


表13 伊仙東柳田支群における現状変更の取り扱い基準

地区の概要		2地区で陶器生産が確認されており、少なくとも14基の窯が包蔵されている。出土遺物はA群を主体とする。				
現状変更の取扱い方針		重点的に保存し、自然環境、景観との調和に努める。現耕作地における日常的な生業活動と保全林の維持と活用に関する開発行為は、遺構の保存に影響がなく、景観に配慮されていると認められた場合に限り認める。				
地区区分		A地区 A地区(史跡指定地)		B地区 B地区(史跡指定に認める地区)		C地区 (自然環境保全地区)
		1種地区	2種地区	1種地区	2種地区	
現状変更取扱い基準	①土地の形状変更	×	×	×	×	◎
	②土石の類の採取	×	×	×	×	◎
	③建築物、工作物、埋設物の新築、新設	×	×	×	○	◎
	④建築物、工作物、埋設物の改築、改修	○	○	○	○	◎
	⑤建築物、工作物、埋設物の移転、除却	○	○	○	○	◎
	⑥里道の整備	○	○	○	○	◎
	⑦木竹の伐採、植栽	○	○	○	○	◎
	①発掘調査	○	○	○	○	◎
	②建築物、工作物、埋設物の新築、新設	×	×	×	×	◎
	③建築物、工作物、埋設物の改築、改修	×	×	×	×	◎
	④建築物、工作物、埋設物の移転、除却	×	×	×	×	◎
土地公有化		積極的に進める	必要に応じて対処する	必要に応じて対処する	必要に応じて対処する	関係法令に準ずる

× : 基本的に認めない。

○ : 遺構の保存に影響がなく、景観に配慮されていると判断された場合に限り認める。

◎ : 関係法令に順ずるが、取り扱いは関係機関と協議する

空欄:該当なし

凡例

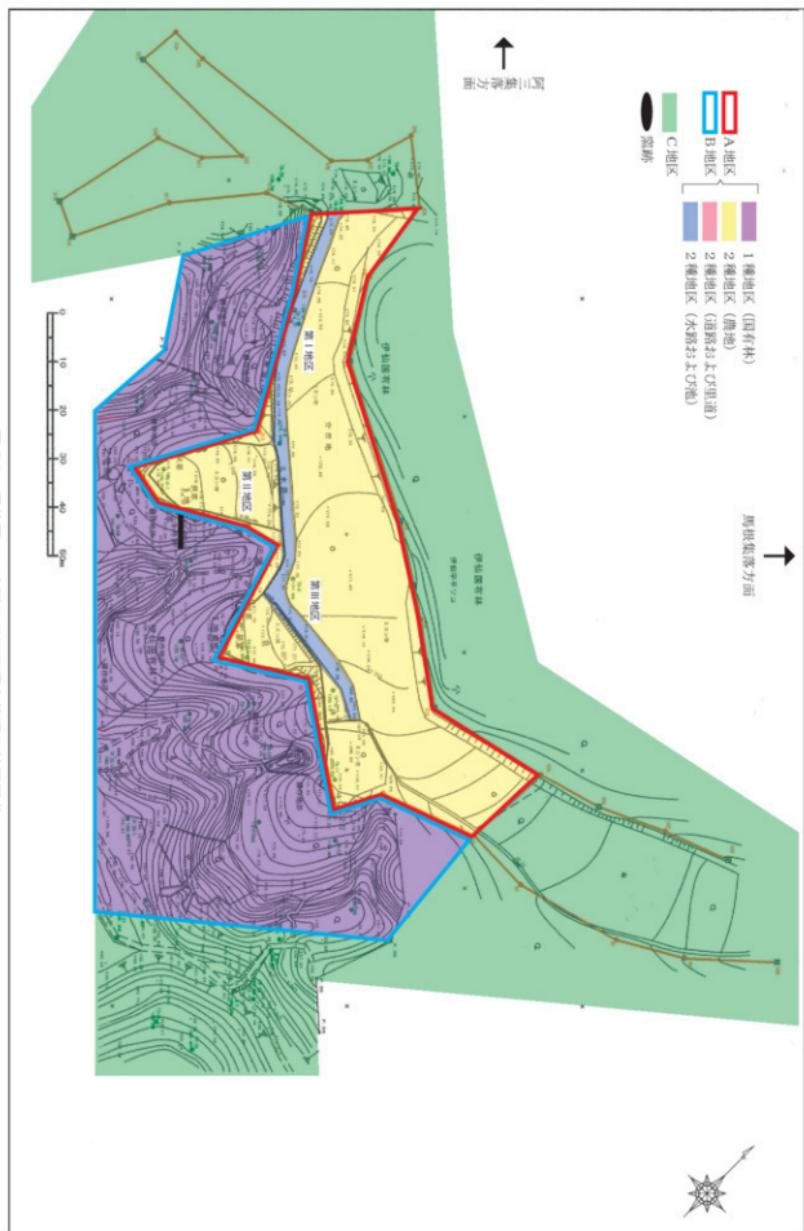


表14 伊仙平ソコ支群における現状変更の取り扱い基準

地区の概要		3地区で陶器生産の痕跡が確認されており、5基の窯跡が発見されている。出土遺物はB群がある。				
現状変更の取扱い方針		重点的に保存し、自然環境、景観との調和に努める。現耕作地における日常的な生業活動と保安林の維持と活用に関する開発行為は、遺構の保存に影響がなく、景観に配慮されていると認められた場合に限り認める。				
地区区分		A地区 A地区(史跡指定地) 1種地区		B地区 B地区(史跡指定に努める地区) 1種地区		C地区 (自然環境保全地区)
		×	×	×	◎	
現状変更取扱い基準	開発行為に關わる基準	①土地の形状変更	×	×	×	◎
		②土石の類の採取	×	×	×	◎
		③建築物、工作物、埋設物の新築、新設	×	×	○	◎
		④建築物、工作物、埋設物の改築、改修	○	○	○	◎
		⑤建築物、工作物、埋設物の移転、除却	○	○	○	◎
		⑥里道の整備	○	○	○	◎
		⑦木竹の伐採、植栽	○	○	○	◎
	史跡保護に關わる基準	①発掘調査	○	○	○	◎
		②建築物、工作物、埋設物の新築、新設	×	×	×	◎
		③建築物、工作物、埋設物の改築、改修	×	×	×	◎
		④建築物、工作物、埋設物の移転、除却	×	×	×	◎
土地公有化		必要に応じて対処する	必要に応じて対処する	必要に応じて対処する	関係法令に準ずる	

×：基本的に認めない。

○：遺構の保存に影響がなく、景観に配慮されていると判断された場合に限り認める。

◎：関係法令に順ずるが、取り扱いは関係機関と協議する

空欄：該当なし

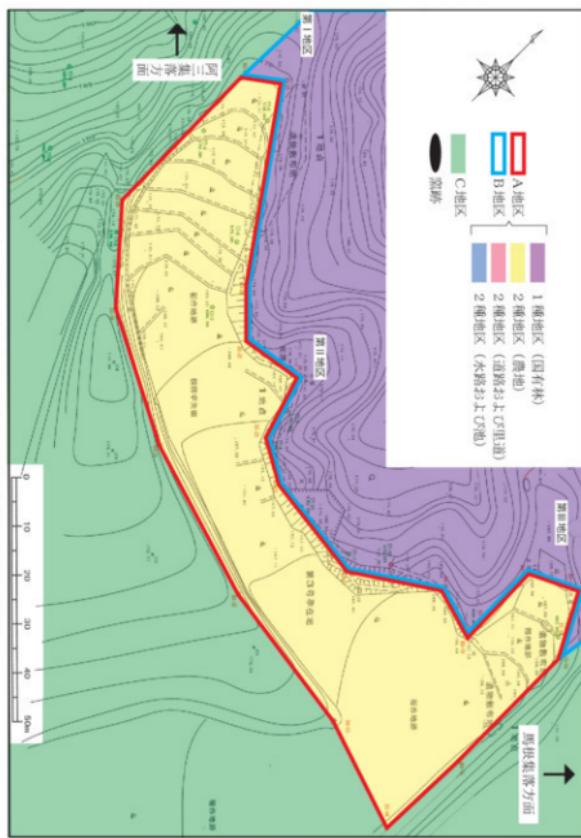


図32 檜福イヤ川支群における保存管理の地区区分

表15 植福イカ川支群における現状変更の取り扱い基準

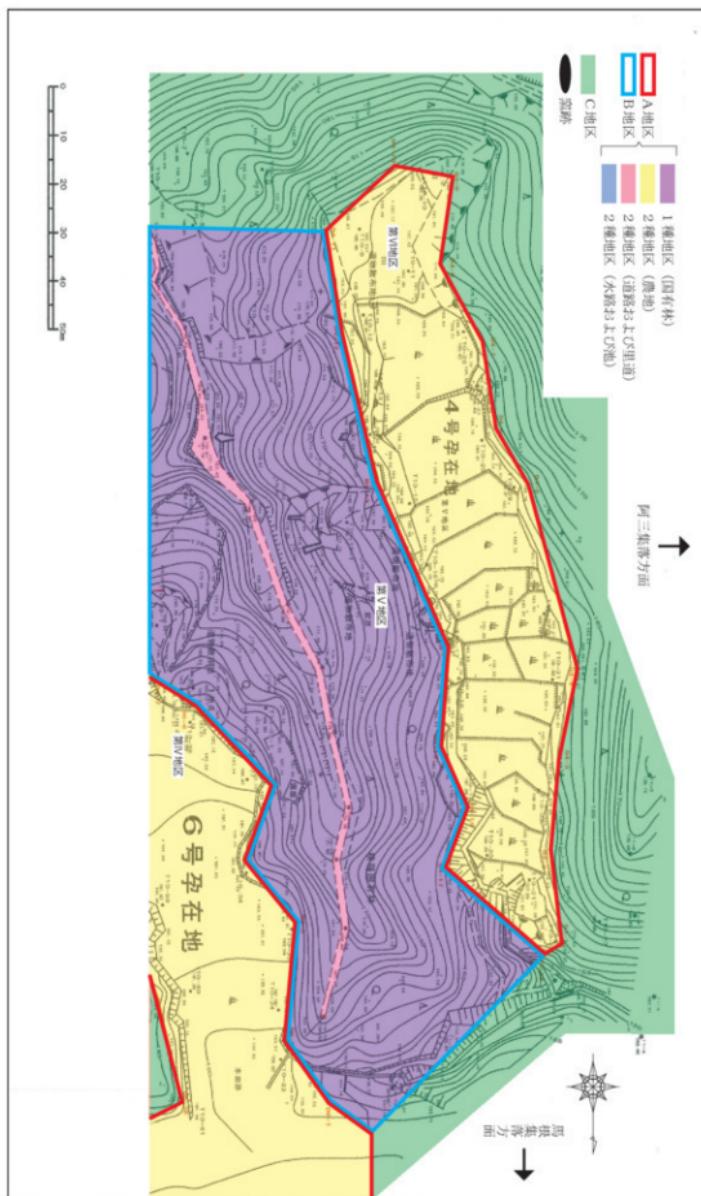
地区的概要		4地区で陶器生産の痕跡が確認されており、4基の窯跡が発見されている。出土遺物はA群とB群がある。				
現状変更の取扱い方針		重点的に保存し、自然環境、景観との調和に努める。現耕作地における日常的な生業活動と保全林の維持と活用に関する開発行為は、遺構の保存に影響がなく、景観に配慮されると認められた場合に限り認める。				
地区区分		A地区		B地区		C地区 (自然環境保全地区)
		A地区(史跡指定地)	B地区(史跡指定に努める地区)	1種地区	2種地区	
現状変更取扱い基準 開発行為に 関わる 基準	①土地の形状 変更		x	x	x	◎
	②土石の類の 採取		x	x	x	◎
	③建築物、工作 物、埋設物の新 築、新設		x	x	○	◎
	④建築物、工作 物、埋設物の改 築、改修		○	○	○	◎
	⑤建築物、工作 物、埋設物の移 転、除却		○	○	○	◎
	⑥里道の整備		○	○	○	◎
	⑦木竹の伐採、 植栽		○	○	○	◎
史跡保護 に 関わる 基準	①発掘調査		○	○	○	◎
	②建築物、工作 物、埋設物の新 築、新設		x	x	x	◎
	③建築物、工作 物、埋設物の改 築、改修		x	x	x	◎
	④建築物、工作 物、埋設物の移 転、除却		x	x	x	◎
	土地公有化		積極的に進める	必要に応じて対処 する	必要に応じて対処 する	関係法令に準ずる

× : 基本的に認めない。

凡例 ○ : 遺構の保存に影響がなく、景観に配慮されると判断された場合に限り認める。

◎ : 関係法令に順ずるが、取り扱いは関係機関と協議する

空欄: 略当なし



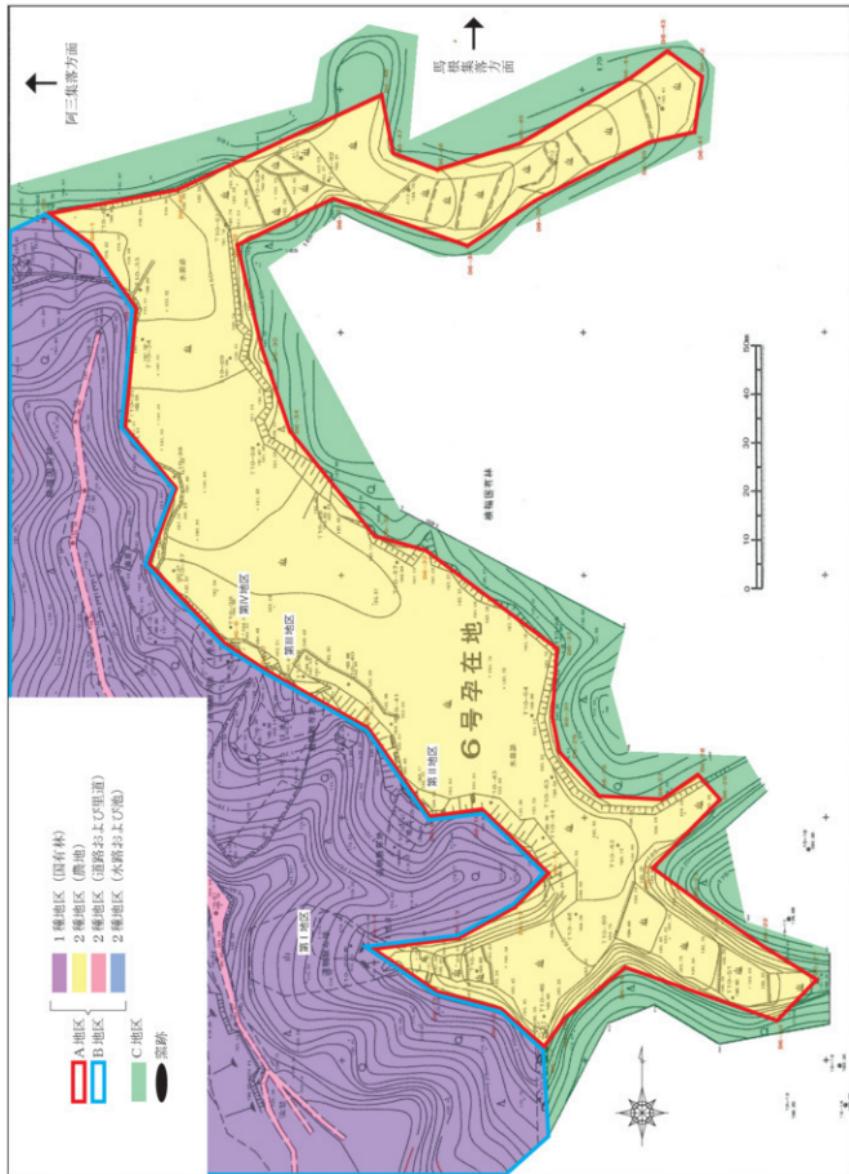


図34 檢福ウツタ支群における保存管理の地区区分（2）

表 16 検福ウッタ支群における現状変更の取り扱い基準

地区の概要		5地区で陶器生産の痕跡が確認されており、3基の窯跡が発見されている。出土遺物はA群がある。				
現状変更の取扱い方針		重点的に保存し、自然環境、景観との調和に努める。現耕作地における日常的な生産活動と保育林の維持と活用に関する開発行為は、道構の保存に影響がなく、景観に配慮されていると認められた場合に限り認める。				
地区区分		A地区 A地区(史跡指定地)		B地区 B地区(史跡指定に努める地区)		C地区 (自然環境保全地区)
		1種地区	2種地区	1種地区	2種地区	
現状変更取扱い基準	①土地の形状変更		x	x	x	◎
	②土石の類の採取		x	x	x	◎
	③建築物、工作物、埋設物の新築、新設		x	x	○	◎
	④建築物、工作物、埋設物の改築、改修		○	○	○	◎
	⑤建築物、工作物、埋設物の移転、除却		○	○	○	◎
	⑥里道の整備		○	○	○	◎
	⑦木竹の伐採、植栽		○	○	○	◎
	①発掘調査		○	○	○	◎
	②建築物、工作物、埋設物の新築、新設		x	x	x	◎
	③建築物、工作物、埋設物の改築、改修		x	x	x	◎
	④建築物、工作物、埋設物の移転、除却		x	x	x	◎
土地公有化		積極的に進める	必要に応じて対処する	必要に応じて対処する	関係法令に準ずる	

×：基本的に認めない。

○：道構の保存に影響がなく、景観に配慮されていると判断された場合に限り認める。

◎：関係法令に順ずるが、取り扱いは関係機関と協議する

空欄：該当なし

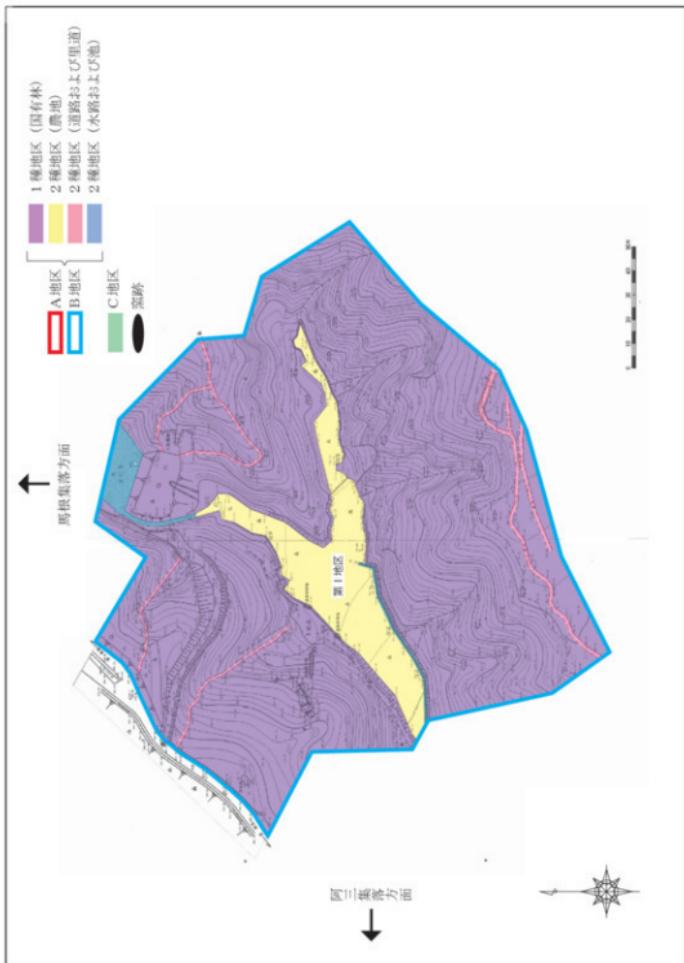


図35 阿三瀬田（北）支群における保存管理の地区区分

(2) B 地区

発掘調査によって主要な価値を構成する要素が確認されているが、史跡指定地とはなっていない地区である。条件が整い次第追加指定を図り、A 地区の取り扱いへと変更する。これまでの調査によって遺構の包蔵状態は良好であると判断されることから、A 地区と同様、今後積極的な保護活用を図る地区として扱う必要があるが、現状変更の取り扱いは関係機関と調整によって定めることとする。

現状変更の取り扱い基準は地形と土地利用の現況に応じて次の 2 種に区分する。

1 種地区

窯稼働時の自然地形を残している箇所を指す。遺跡の内容を確認する発掘調査と保安林の維持管理に伴う事業以外は認めないことを基本の方針とする。

2 種地区

後世の土地開発により地表からは旧地形が確認できない箇所を指し、国有林と隣接する道路、ため池(公有地)や耕作地、旧水田(民有地)と対応する。道路、ため池など生活上のインフラについては地下遺構の保存に影響がないと判断された場合に限り、既存施設の維持管理に伴う事業は認める。また耕作地や旧水田等についても遺構の保存に影響を及ぼさないことを前提に日常的な耕作等の生業活動は認めることとする。

(3) C 地区

主要な価値を構成する要素は発見されていないが、植生、希少動植物、地質、地形等の付随的要素が確認されている箇所を指し、史跡を取り巻く自然環境や景観が良好に残されて地区である。国有林 252 の大部分の範間に当たる。今後、計画的な発掘調査を進め、主要な価値を構成する要素が発見された場合は、B 地区の取り扱いへと変更する。現状変更の取り扱いは森林法、自然公園法など関係法令を遵守しながら関係機関との協議の上で定めることとする。

3. 史跡指定地および史跡周辺の自然環境を構成する諸要素の保存計画

先に述べたように史跡指定地は 7 箇所に分散しており、かつ支群の所在箇所(民有地、国有林の縁辺、中央部など)によってそれらの構成要素は異なるため、それらの保存計画も支群ごとに定める必要がある。表 1-1 ~ 1-6 には、各支群における現状変更の方針と取り扱い基準を示すが、史跡の主たる構成要素と窯稼働時の自然環境が良好に保存されている地区(A 地区、B 地区の 1 種地区)は現状を適切に保存し、その他の地区においては日常的な生業活動と公共・公益上必要な事業は遺構の保存、環境と景観への配慮を条件に認めることを基本的な方針したい。

第V章

史跡徳之島カムィヤキ陶器窯跡の整備と活用

第V章 史跡徳之島カムイヤキ陶器窯跡の整備と活用

キーワード：整備と活用

整備の課題①：整備の前提となる発掘調査の推進

②：計画的な土地の公有化

活用の課題①：出土品等の公開活用を目指した拠点施設の整備

②：整備活用検討委員会の設置と整備活用計画の策定

整備の方針：史跡を取り巻く自然環境を活かした整備

活用の方針①：関係部局と連携し、次世代への確実な継承を目指す

②：史跡を成立せしめた自然環境を活かした活用事業の実施

③：陶器の生産、流通、消費の一連の工程が把握できる展示公開

④：中世東アジアの歴史動向を見渡せる展示公開

第1節 経緯と現状

1. 整備の経緯と現状

本史跡では、これまで本格的な史跡整備は行われておらず、阿三亀焼支群第I地区に県指定文化財としての案内板と標柱が設置されたのに留まる。ただし、それらは史跡指定地内における検出遺構に隣接して設置されており、なおかつ経年による劣化が進んでいる。当該支群では確認調査後の埋戻しによって遺構の保護措置が図られていたものの、保護土の流出も確認されたため、土嚢を充填するなど応急的な保護処置を行なっている。

こうしたことから、遺構の保護および史跡の景観保全を進める上で、看板や標柱の設置個所の変更、および遺構保護土の追加など抜本的に改善する余地を多く含んでいる。

2. 活用の現状

(1) 史跡の活用の現状

本史跡に関するこれまでの活用としては、阿三亀焼支群第I地区における説明板の設置その他、伊仙町立中央公民館主催による特別講座「文化財探訪」や島内の高等学校、小中学校の教員、児童生徒、P T A向けの出前授業、各種団体向けの史跡案内を例年開催し、史跡の普及・啓発を継続している。なお、史跡の現地視察に当たっては林野庁と伊仙町で締結する「遊々の森」制度により国有林内の自由な立ち入りの許認可を得ている。過去2回行われた史跡の周知や保存・活用に関わるシンポジウムでは、島内外から多くの聴衆を得た。また、町内の小学生による本史跡にまつわる郷土劇が披露されるなど、学校教育現場における史跡の活用も積極的に行われている。

(2) 出土品の活用の現状

出土品や調査成果は伊仙町立歴史民俗資料館（以下町資料館）の常設展示として公開し、要望に応じて当館職員による展示解説等を随時行なってきた。伊仙町教育委員会編集による史跡

普及版のパンフレットは、当館にて無料で配布されている。

第2節. 課題

1. 整備に関わる課題

(1) 整備基本計画の策定

先述の通り、史跡徳之島カムィヤキ陶器窯跡は史跡指定が7箇所に分散していることから、指定地ごとにおける土地利用の現況に応じた史跡の総合的な整備計画の策定が必要となる。そのため、史跡徳之島カムィヤキ陶器窯跡の整備基本計画を今後速やかに策定することが大きな課題となる。

(2) 史跡の全容解明に向けた調査の推進

これまでに発見された遺構は窯体に限られ、工房、集荷地など関連する施設は確認できておらず、また、発掘調査によって窯体の構造や生産品の内容が明らかにされているのは阿三亀焼支群、伊仙東柳田支群、伊仙平ソコ支群に限られているため、史跡の内容把握が十分でない現状にある。そのため、本保存管理の基本方針として定めた史跡の全容解明に向けた計画的な発掘調査を進めることによって、その正確な内容を把握し、策定が予定されている整備基本計画との整合性を常に検証し続けることが重要となる。

(3) 計画的な土地公有化

また、史跡指定地の保護および整備を企図した公有化も行われていないため、指定地は地権者の同意によって現況が維持されているという現状にある。そのため、史跡の確実な保存と積極的な活用を図るためにには、策定予定の整備基本計画と適合した計画的な土地の公有化を図ることが必須となる。

(4) 古景観の復元

なお、森林内にはリュウキュウマツの植林や後世の土地開発により削平が及んでいる箇所も認められるため、古植生や旧地形の回復など古景観の復元も整備を進める上で重要な課題である。

2. 活用に関わる課題

(1) 史跡の活用に関わる課題

①専門的知識をもつガイドの育成

史跡そのものの活用に関しては、指定地内に解説板を設置している他、要望に応じて町資料館職員の現地案内と口頭による解説を行なっているが、今後すべての来訪者に質の高い情報を提供することは課題の一つとして挙げられる。そのためにはNPO等を活用した史跡のガイド養成講座や教職員向けの郷土学習講座の開設など専門家によって研究成果を広く普及し、専門的知識をもったガイドを育成することが望ましい。

②発掘調査現場の積極的公開

また、露出した遺構の見学を求める声も数多いため、調査現場の積極的な公開も活用上の大

きな課題である。したがって、定期的な発掘調査の推進によって史跡の内容把握に努めるとともに、発掘調査の現場を積極的に公開し、掘り出された遺構を観察し、調査そのものを体感できる環境を整えることが必要となる。

③交通環境の整備と史跡解説板の充実

分散する支群の見学には森林内の里道が利用できるが、舗装道ではなく、さらに駐車場が整備されていないため、すべての支群を容易に見学できる整備状況ではない。また、各支群の詳細な内容が明らかでないこともあり、解説板の設置もままならない状況にある。こうしたことから、広大な森林を利活用するための環境に配慮した交通環境の整備と発掘調査成果に基づいた解説板をそれぞれの支群に設置することが課題となる。

(2)出土品の活用に関わる課題

①未公開資料の公開

窯跡という性格上、本史跡からは大量の遺物が出土するが、資料化された遺物は一部にとどまり、町資料館には未公開の資料が数多く収蔵されている。そのため出土品を改めて整理、修復し、速やかに公開することが課題となる。

②拠点施設の整備

出土品は引き続き町資料館で展示される予定であるが、展示棚が不足しており、耐震補強やエレベーターの設置等、展示施設としての機能上の問題が山積している現状にある。したがって、未公開資料の整理、復元、公開活用とそれを目指した拠点施設の整備は克服すべき大きな課題である。

③窯業体験指導者の育成と施設整備

また、焼き物作りの体験を望む意見も多くあり、研究成果に基づくカムイヤキ製作工程の復元に向けた指導者の育成や体験用の工房や窯の設置等も出土品の活用に向けた大きな課題となる。

第3節 方針

第III章第6節で挙げた本史跡の価値と本章における整備、活用に関する現状課題を踏まえ、以下のような方針を定めたい。なお、ここで定めた方針は今後予定されている本史跡の整備基本計画においても継承されるものである。史跡の整備と活用に向けた調査・研究、整備、活用事業の推進に関する具体的な計画については今後定める整備基本計画に明確に反映することとし、今後の計画案を表17に示しておく。

1. 史跡の整備方針

史跡の価値（3）「窯業が営まれる背景となった自然環境と景観が良好に保存されている」ことを重視し、史跡を取り巻く自然環境を活かした整備を推進することを整備の基本方針として定める。整備に関しては、高度に利用する整備エリアと環境保全エリアに大別し、それぞれ土地の利用状況や関係法令に準じた整備を進めていく（図36）。

表17 史跡徳之島カムィヤキ陶器窯跡整備・活用計画案

事業内容	平成25～26年度	平成27～28年度	平成29～30年度	平成31～32年度	平成33～34年度
調査・研究					
活用					
保存管理計画					
整備基本構想					
追加指定					
土地公有化					
実施設計					
史跡整備					
拠点施設整備					

(1) 史跡整備エリア

旧地形の復元、駐車場、トイレ、ガイダンス施設など各種サービス施設等を設置し、高度な利用を目的とする地区である。窯稼働時の地形と景観および地下保存されている遺構に関する理解を助け、史跡の詳細が把握できるよう整備を進める。

(2) 自然環境保全エリア

遺構の保護および自然環境、景観の保全を目的とし、各支群の現況と自然環境が観察できるよう旧地形の保護、古植生の回復など古環境の維持を図り、里道の舗装、説明板の設置等軽微な整備によって環境文化を体感する地区である。また、当地区においては史跡の全容解明に向けた計画的な調査を推進し、史跡の確実な保存管理に向け関係各機関との連携を強化することとする。

2. 活用方針

(1) 史跡の活用方針

①継続的な調査研究と史跡の普及啓発に向けた人材育成

史跡の価値（1）「中世東アジアにおける窯業技術の伝播や製品流通を知る上での歴史的重要性」と（2）「文字資料が少ないグスク時代琉球列島の社会、経済を知る上での歴史的重要性」を発信するため、継続的な調査と専門家による研究を推進し、質の高い情報提供に向けた展示施設の充実と情報発信の手助けとなる人材育成を図ることを方針として掲げたい。

②自然環境活用事業の積極的推進

また、史跡の価値（4）郷土学習の充実と地域の活性化を促す資産としての価値を活かすため、関連各機関と連携し、史跡の適切な保存、活用と次世代への確実継承を図るべく、史跡の周知、調査地の見学や体験発掘、史跡を成立せしめた自然環境を活かした活用事業等の積極的な開催も方針として定めることとする。

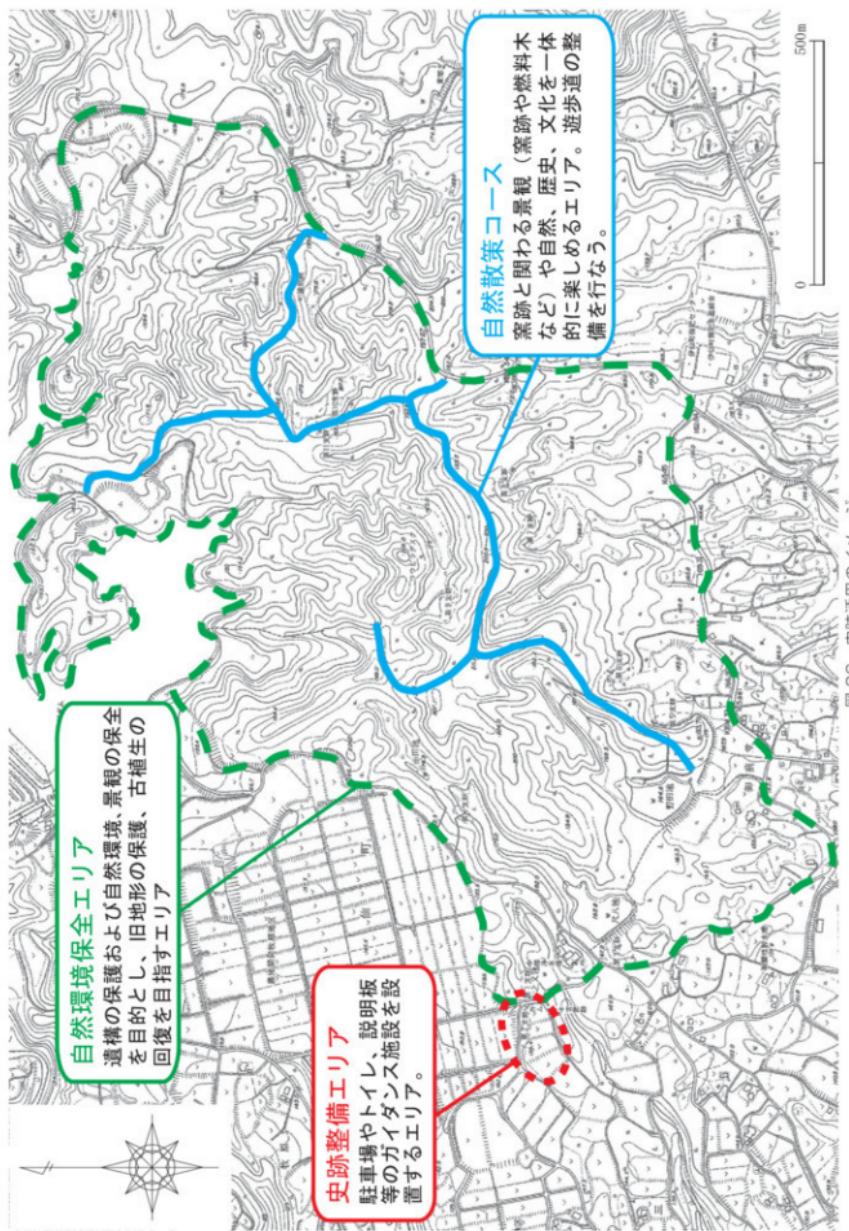


図 36 史跡活用のイメージ

(2)出土品の活用方針

①中世東アジアを見渡すことができる展示公開

出土品の活用については、陶器の生産、流通、消費の一連の工程が把握でき、中世東アジアの歴史動向を見渡せる展示公開を目指すこととし、それに向けた定期的、継続的な発掘調査の推進と最新成果の積極的な公開と発信を方針として定める。

②物的、人的な充足

また、未公開収蔵品の資料化を含めた調査、研究とその成果の公開は、既存の町資料館の一部をその拠点施設として活用し、さらに窯業体験など学習施設の整備や指導者の育成など物的、人的な充足を図ることも方針としておく。

第VI章 運営及び体制整備

第VI章. 運営及び体制整備

キーワード：史跡の保護に向けた連携体制

史跡の調査と研究に関する体制：国、県、町、大学等調査研究機関による連携

史跡の保存と管理に関する体制：国、県、町、関係省庁による連携

史跡の整備に関する体制：国、県、町、関係省庁による連携

史跡の活用に関する体制：国、県、町、関係省庁、NPO等民間団体による連携

第1節. 運営方針

1. 事業の運営主体

文化財保護法第113条に基づく本史跡の管理団体は伊仙町であるが、その保存管理は、土地の利用状況と所有状況に応じかつ関係法令を遵守しながら遂行される必要がある。したがって、史跡の確実な保存・活用と次世代への継承に向けては関係各機関による綿密な連携が図られることが望ましく、土地の現状や利用状況を熟知し、事業の運営主体となる地元伊仙町の役割が最も重要である。

2. 事業の役割分担

そこで、本史跡の保存管理と後に控えている整備活用に関する各種業務を、①史跡の調査研究、②史跡の保存・管理、③史跡の整備、④史跡の活用の4つの分野に分け、それぞれが担う業務の役割を明確にすることによって、史跡の保護が適切かつ円滑に図られるべき業務の補完体制および連携体制を構築することを運営方針とする。その体制整備については、史跡の管理団体である伊仙町が主な役割を担うが、伊仙町内における各行政部局の連携を強化することが最も重要なため、図4で示した文化財保護全般に係る連携状況を前提に必要な体制を整備することとする。

第2節. 体制整備

史跡指定地は文化財保護法、森林法、農地法等が適用されており、また将来的には自然公園法の施行も予定されている。そのため、史跡の保存管理および整備活用に向けた事業推進のためには関係法令を司る行政機関の連携が重要となる。そのため、前述の4つの分野に関する体制を以下のように整理し、伊仙町が主体となって史跡の保護に伴う事業を進めることとする。

1. 史跡の調査と研究に関する体制

史跡の全容解明に向けた調査は、文化財

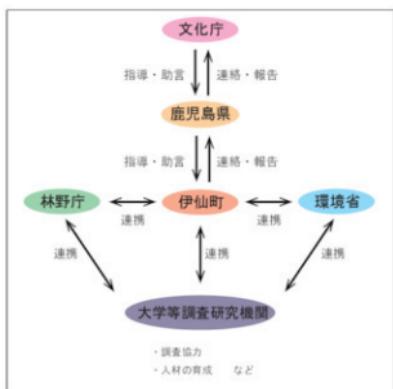


図37 史跡の調査研究の体制

保護に関する機関からなる組織体制によって運営される。国の指導、助言のもと県は調査内容を把握し、町と町が選定する大学等専門の調査研究機関との連携によって調査を推進する体制を整備する（図37）。

2. 史跡の保存と管理に関する体制

史跡の保存と管理に当たっては、文化財保護、国有林および国立公園の管理に関する機関からなる組織体制によって運営される。国の指導助言のもと、県はその保存管理の内容を把握し、町は林野庁、環境省などが推進する森林保護、自然保護と関わる開発行為を把握し、史跡の適切な保存管理を行なう体制を整備する（図38）。

3. 史跡の整備に関する体制

史跡の整備については、文化財保護、国有林および国立公園の管理に関わる機関との連携によって運営される。国の指導助言のもと県は事業内容を把握し、町による史跡整備が林野庁、環境省が進める森林保護と自然保護と整合性を保ちながら円滑に推進される体制を整備する。(図39)

4. 史跡の活用に関する体制

史跡の活用は、行政機関とNPO等の民間団体との協業によって運営され、地域住民参加型の事業推進を目指す。そのため、国の指導助言のもと県は事業内容を把握し、町は林野庁、環境省など協議しながら遺跡および周辺環境の保全に関する周知や体験活動等のプログラムを考案し、NPO等の民間団体との連携によって活用事業を運営する体制を整備する。なお、現在のところ本史跡のため、NPO等の設立を目指す行政的取

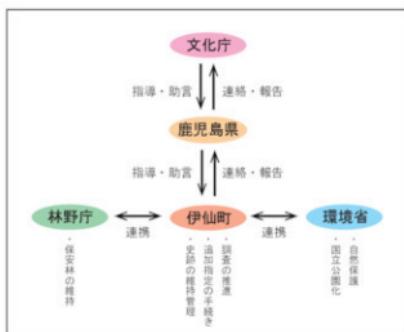


図 38 史跡保存管理の体制

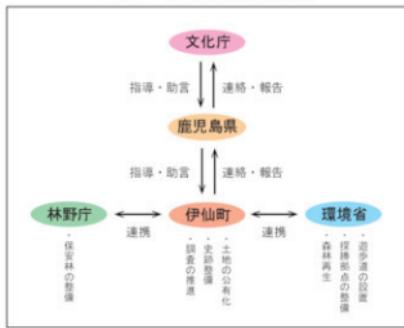


図39 史跡整備の体制

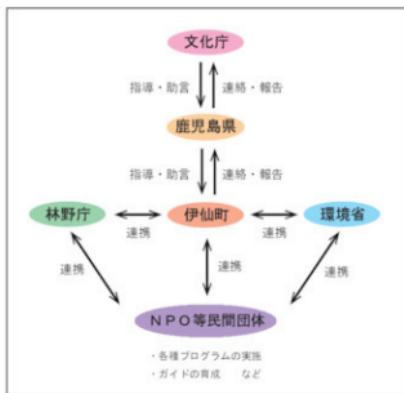


図 40 史跡活用の体制

參考資料

参考資料1

史跡徳之島カムイヤキ陶器窯跡保存管理計画策定委員会設置要綱

(設 置)

第1条 この要綱は、史跡徳之島カムイヤキ陶器窯跡の保存管理計画を策定するため、史跡徳之島カムイヤキ陶器窯跡保存管理計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置し、委員会の運営に必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、史跡徳之島カムイヤキ陶器窯跡の適正な保存管理及び整備活用の指針について審議し、計画案を策定する。

(組 織)

第3条 委員会は、委員7人を持って組織する。

2 委員は、学識経験者から教育委員会が委嘱する。

3 委員の任期は、委員の委嘱を受けた日から平成27年3月31日までとする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員長は、委員の互選によって決定する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理し、委員会の会議（以下「会議」という。）の議長を務める。

3 委員長に事故あるとき、または委員長が欠けたときは、あらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会 議)

第5条 委員会の会議は、委員長が召集し、議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、聞くことができない。

3 委員長は、必要があると認めたときは、会議に委員以外のものを出席させ、説明または意見を求めることができる。

(事務局)

第6条 委員会の事務局を、伊仙町歴史民俗資料館内におく。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、公表の日から施行する。

2 この要綱は、平成27年3月31日限り、その効力を失う。

参考資料2

史跡徳之島カムイヤキ陶器窯跡指定関係資料

平成19年度文部科学省告示第五号

徳之島カムイヤキ陶器窯跡

●鹿児島県大島郡伊仙町阿三国有林 252 林班は小斑

国土調査法による第I座標系を基準とする2-1地点(X=-588265.920m、Y=-55000.850m)、40地点(X=-588263.130m、Y=-54989.540m)、39地点(X=-588239.650m、Y=-55000.340m)、38地点(X=-588230.540m、Y=-54998.130m)、37-3地点(X=-588220.330m、Y=-55002.240m)、37-2地点(X=-588204.790m、Y=-55007.030m)、2-4-1地点(X=-588209.190m、Y=-55011.430m)、2-3-1地点(X=-588229.520m、Y=-55019.500m)、2-2-1地点(X=-588266.930m、Y=-55015.700m)を順に結ぶ直線によって囲まれる範囲。

●鹿児島県大島郡伊仙町阿三国有林 252 林班へ小斑

●鹿児島県大島郡伊仙町阿三字名田、字龟焼、字田

国土調査法による第I座標系を基準とするZ-018地点(X=-588030.977m、Y=-55171.460m)、Z-019地点(X=-588035.466m、Y=-55170.092m)、Z-020地点(X=-588047.198m、Y=-55167.293m)、Z-021地点(X=-588048.667m、Y=-55166.864m)、Z-022地点(X=-588091.734m、Y=-55155.450m)、Z-023地点(X=-588098.733m、Y=-55154.832m)、Z-024地点(X=-588101.434m、Y=-55156.735m)、Z-025地点(X=-588102.982m、Y=-552.504m)、Z-026地点(X=-588101.656m、Y=-55143.965m)、Z-072地点(X=-588097.679m、Y=-55121.500m)、Z-028地点(X=-588096.603m、Y=-55116.544m)、Z-029地点(X=-588094.588m、Y=-55110.255m)、Z-030地点(X=-588090.140m、Y=-55103.771m)、Z-031地点(X=-588083.575m、Y=-55097.423m)、Z-032地点(X=-588079.212m、Y=-55094.821m)、Z-033地点(X=-588077.117m、Y=-55094.807m)、Z-034地点(X=-588068.631m、Y=-55098.624m)、Z-035地点(X=-588058.569m、Y=-55093.052m)、Z-036地点(X=-588050.102m、Y=-55087.700m)、1-4-1地点(X=-588055.020m、Y=-55086.900m)、K 97-1地点(X=-588072.310m、Y=-55087.410m)、32地点(X=-588082.080m、Y=-55085.560m)、235地点(X=-588089.770m、Y=-55082.190m)、256地点(X=-588090.750m、Y=-55078.870m)、259地点(X=-588090.400m、Y=-55077.120m)、258地点(X=-588090.960m、Y=-55076.580m)、260地点(X=-588093.360m、Y=-55074.970m)、262地点(X=-588118.210m、Y=-55058.260m)、263地点(X=-588121.090m、Y=-55047.280m)、K 119-3地点(X=-588127.750m、Y=-55039.320m)、K 119-2地点(X=-588124.010m、Y=-55034.470m)、K 119-1地点(X=-588118.960m、Y=-55026.520m)、K 119地点(X=-588111.480m、Y=-55019.750m)、K 118地点(X=-588102.350m、Y=-55004.400m)、K 117地点(X=-588096.210m、Y=-54992.330m)、K 105地点(X=-588082.950m、Y=-54981.620m)、K 104地点(X=-588071.070m、Y

= - 54988.280m)、K 103 地点 (X = - 588041.904m、Y = - 54978.900m)、K 102 地点 (X = - 588034.050m、Y = - 54994.860m)、K 101 地点 (X = - 588048.560m、Y = - 55016.750m)、K 100 地点 (X = - 588053.450m、Y = - 55030.020m)、K 99 - 2 地点 (X = - 588053.880m、Y = - 55052.280m)、K 1 - 1 - 1 地点 (X = - 588035.150m、Y = - 55057.800m)、1 - 2 地点 (X = - 58837.140m、Y = - 55076.440m)、1 - 2 - 1 地点 (X = - 588039.030m、Y = - 55081.300m)、Z - 037 地点 (X = - 588033.014m、Y = - 55077.822m) Z - 038 地点 (X = - 588027.480m、Y = - 55078.774m)、Z - 001 地点 (X = - 587986.030m、Y = - 55087.950m)、Z - 002 地点 (X = - 587987.360m、Y = - 55100.518m)、Z - 003 地点 (X = - 587989.372m、Y = - 55113.582m)、Z - 004 地点 (X = - 588002.720m、Y = - 55110.744m)、Z - 005 地点 (X = - 588033.347m、Y = - 55109.451m)、Z - 006 地点 (X = - 588016.768m、Y = - 55106.154m)、Z - 007 地点 (X = - 558019.335m、Y = - 55107.258m)、Z - 008 地点 (X = - 558022.435m、Y = - 55100.094m)、Z - 009 地点 (X = - 588036.974m、Y = - 55095.179m)、Z - 010 地点 (X = - 588033.115m、Y = - 55105.690m)、Z - 011 地点 (X = - 588030.639m、Y = - 55116.830m)、Z - 012 地点 (X = - 588031.064m、Y = - 55128.317m)、Z - 013 地点 (X = - 588032.690m、Y = - 55139.313m)、Z - 014 地点 (X = - 588033.015m、Y = - 55143.056m)、Z - 015 地点 (X = - 588033.506m、Y = - 55148.876m)、Z - 016 地点 (X = - 588032.507m、Y = - 55164.745m)、Z - 017 地点 (X = - 588031.670m、Y = - 55167.633m) を順に結ぶ直線によって囲まれる範囲。

●鹿児島県大島郡伊仙町伊仙国有林 252 林班の小斑

●鹿児島県大島郡伊仙町阿三字東柳田

国土調査法による第 I 座標系を基準とする 3 - 2 地点 (X = - 588304.750m、Y = - 54523.420m)、3 - 3 地点 (X = - 588307.810m、Y = - 54528.720m)、3 - 4 地点 (X = - 588323.500m、Y = - 54532.350m)、3 - 5 地点 (X = - 588337.760m、Y = - 54539.160m)、3 - 6 - 1 地点 (X = - 588348.080m、Y = - 54551.300m)、3 - 7 - 1 地点 (X = - 588381.470m、Y = - 54545.700m)、御前堂地点 (X = - 588403.650m、Y = - 54546.260m)、3 - 8 地点 (X = - 588397.370m、Y = - 54531.510m)、3 - 9 地点 (X = - 588385.300m、Y = - 54512.590m)、D 126 地点 (X = - 588376.740m、Y = - 54517.450 m)、D 215 - 1 地点 (X = - 588389.720 m、Y = - 54501.430 m)、220 地点 (X = - 588387.680 m、Y = - 54494.960 m)、219 地点 (X = - 588389.430 m、Y = - 54491.570 m)、5 - 17 地点 (X = - 588390.890 m、Y = - 54487.400 m)、5 - 16 地点 (X = - 588390.080 m、Y = - 54478.430 m)、5 - 15 地点 (X = - 588372.780 m、Y = - 54476.060 m)、5 - 14 地点 (X = - 588371.190 m、Y = - 54470.700 m)、D 220 地点 (X = - 588317.610 m、Y = - 54475.960 m)、D 219 地点 (X = - 588293.800 m、Y = - 54480.660 m)、D 218 地点 (X = - 588304.470 m)、Y = - 54522.330 m) を順に結ぶ直線によって囲まれる範囲及び同座標系を基準とする D 222 - 2 地点 (X = - 588219.880 m、Y = - 54446.370 m)、D 222 - 1 地点 (X = - 588229.350 m、Y = - 54454.940 m)、D 222 地点 (X = - 588284.110 m、Y = - 54441.910 m)、654 地点 (X = - 588282.820 m、Y = - 54438.120 m)、646 地点 (X = - 588298.760 m、Y = - 54436.020 m)、647 地点 (X = - 588309.050 m、Y = - 54432.170 m)、648 地点 (X = - 588315.440 m、Y = - 54427.640 m)、649 地点 (X = - 588322.030 m、Y = - 54418.630 m)、650 地点 (X = - 588330.270 m、Y = - 54404.560 m)、

651 地点 (X = - 588335.090 m, Y = - 54398.000 m), 672 地点 (X = - 588327.570 m, Y = - 54387.880 m), 673 地点 (X = - 588326.370 m, Y = - 54382.720 m), 674 地点 (X = - 588320.110 m, Y = - 54379.650 m), 675 地点 (X = - 588390.570 m, Y = - 54376.710 m) D 225 地点 (X = - 588303.160 m, Y = - 54374.500 m) D 224 地点 (X = - 588299.930 m, Y = - 54410.670 m), D 223 地点 (X = - 588275.530 m, Y = - 54421.860 m), 4 - 5 地点 (X = - 588262.800 m, Y = - 54411.990 m), 4 - 4 地点 (X = - 588248.380 m, Y = - 54406.510 m), 4 - 3 地点 (X = - 588229.770 m, Y = - 54405.450 m), 4 - 2 地点 (X = - 588198.210 m, Y = - 54416.450 m) 4 - 1 地点 (X = - 588189.910 m, Y = - 429.550 m), 4 - 7 地点 (X = - 588197.270 m, Y = - 54433.810 m), 4 - 6 地点 (X = - 588211.650 m, Y = - 54442.970 m) を順に結ぶ直線によって囲まれる範囲。

備考 地域に関する実測図を鹿児島県教育委員会及び伊仙町教育委員会に備えて置いて縦欄に供する。

平成 21 年度文部科学省告示第一号

徳之島カムイヤキ陶器窯跡

●鹿児島県大島郡伊仙町伊仙字平ソコ

国土調査法(昭和 26 年法律第 180 号)による第 I 座標系を基準とする D 3 地点 (X = - 587886.820 m, Y = - 54159.170 m), D 4 地点 (X = - 587897.280 m, Y = - 54187.460 m), D 5 地点 (X = - 587910.540 m, Y = - 54193.950 m), D 6 地点 (X = - 587898.520 m, Y = - 54212.420 m), D 7 地点 (X = - 587888.170 m, Y = - 54227.080 m), D 8 地点 (X = - 587902.630 m, Y = - 54250.600 m), D 8 - 1 地点 (X = - 587877.970 m, Y = - 54258.450 m), D 8 - 2 地点 (X = - 587876.920 m, Y = - 54258.780), D 9 地点 (X = - 587866.440 m, Y = - 54262.120 m), D 10 地点 (X = - 587869.160 m, Y = - 54272.750 m), D 11 地点 (X = - 587882.710 m, Y = - 54296.410 m), D 12 地点 (X = - 587880.320 m, Y = - 54308.860 m), D 13 地点 (X = - 587846.860 m, Y = - 54290.470 m), D 14 地点 (X = - 587808.890 m, Y = - 54312.100 m), D 30 地点 (X = - 587790.650 m, Y = - 54299.730 m), D 31 地点 (X = - 587812.550 m, Y = - 54286.050 m), D 32 地点 (X = - 587835.810 m, Y = - 54241.380 m), D 32 - 1 地点 (X = - 587842.410 m, Y = - 54231.360 m), D 32 - 2 地点 (X = - 587842.910 m, Y = - 54230.590 m), D 33 地点 (X = - 587852.360 m, Y = - 54216.240 m), D 34 地点 (X = - 587868.240 m, Y = - 54194.610 m), D 35 地点 (X = - 587859.790 m, Y = - 54157.900 m) を順に結ぶ直線によって囲まれる範囲。

●鹿児島県大島郡伊仙町検福字矢田

国土調査法(昭和 26 年法律第 180 号)による第 I 座標系を基準とする D 3 - 14 地点 (X = - 588138.050 m, Y = - 54037.500 m), D 3 - 15 地点 (X = - 588118.010 m, Y = - 54036.730 m), D 3 - 16 地点 (X = - 588088.500 m, Y = - 54036.830 m), D 3 - 17 地点 (X = - 588075.650 m, Y = - 54043.660 m), D 3 - 18 地点 (X = - 588080.370 m, Y = - 54053.440 m), D 3 - 19 地点 (X = - 588098.550 m, Y = - 54053.120 m), D 3 - 20 地点 (X = - 588095.520 m, Y = - 54063.770 m), D 3 - 21 地点 (X = - 588106.370 m, Y = - 54080.320 m), D 3 - 22 地点 (X = - 588103.740 m, Y = - 54102.640 m), D 3 - 23 地点 (X = - 588098.940 m, Y =

－ 54111.380 m)、D 3 - 24 地点 (X = - 588085.730 m , Y = - 54115.590 m)、D 3 - 25 地点 (X = - 588087.580 m , Y = - 54128.250 m)、D 3 - 26 地点 (X = - 588079.430 m , Y = - 54136.220 m)、D 3 - 27 地点 (X = - 588045.300 m , Y = - 54160.590 m)、D 3 - 28 地点 (X = - 588050.070 m , Y = - 54167.180 m)、D 3 - 29 地点 (X = - 588085.000 m , Y = - 54166.790 m)、D 3 - 30 地点 (X = - 588101.660 m , Y = - 54152.030 m)、D 3 - 31 地点 (X = - 588115.310 m , Y = - 54125.880 m)、D 3 - 32 地点 (X = - 588125.570 m , Y = - 54092.900 m)、D 3 - 33 地点 (X = - 588130.250 m , Y = - 54060.860 m)を順に結ぶ直線によって開まれる範囲。

●鹿児島県大島郡伊仙町検福字打田

国土調査法(昭和 26 年法律第 180 号)による第 I 座標系を基準とする D 4 - 1 地点 (X = - 587615.160 m , Y = - 53949.870 m)、D 4 - 2 地点 (X = - 587634.630 m , Y = - 53947.520 m)、D 4 - 3 地点 (X = - 587653.240 m , Y = - 53949.240 m)、D 4 - 4 地点 (X = - 587672.030 m , Y = - 53953.140 m)、D 4 - 5 地点 (X = - 587710.010 m , Y = - 53942.940 m)、D 4 - 6 地点 (X = - 587721.730 m , Y = - 53936.170 m)、D 4 - 7 地点 (X = - 587739.750 m , Y = - 53933.490 m)、D 4 - 8 地点 (X = - 587755.720 m , Y = - 53924.640 m)、D 4 - 9 地点 (X = - 587773.740 m , Y = - 53927.160 m)、D 4 - 10 地点 (X = - 587776.000 m , Y = - 53915.260 m)、D 4 - 11 地点 (X = - 587762.590 m , Y = - 53901.040 m)、D 4 - 12 地点 (X = - 587741.310 m , Y = - 53904.240 m)、D 4 - 13 地点 (X = - 587710.930 m , Y = - 53911.400 m)、D 4 - 14 地点 (X = - 587676.400 m , Y = - 53926.260 m)、D 4 - 15 地点 (X = - 587655.510 m , Y = - 53924.920 m)、D 4 - 16 地点 (X = - 587643.450 m , Y = - 53930.330 m)、D 4 - 17 地点 (X = - 587630.960 m , Y = - 53925.770 m)、D 4 - 18 地点 (X = - 587613.070 m , Y = - 53946.350 m)を順に結ぶ直線によって開まれる範囲。

●鹿児島県大島郡伊仙町検福字赤田

国土調査法(昭和 26 年法律第 180 号)による第 I 座標系を基準とする D 6 - 1 地点 (X = - 587582.080 m , Y = - 53901.390 m)、D 6 - 2 地点 (X = - 587595.170 m , Y = - 53892.260 m)、D 6 - 3 地点 (X = - 587619.680 m , Y = - 53894.620 m)、D 6 - 4 地点 (X = - 587632.220 m , Y = - 53884.110 m)、D 6 - 5 地点 (X = - 587647.680 m , Y = - 53889.780 m)、D 6 - 6 地点 (X = - 587664.190 m , Y = - 53873.950 m)、D 6 - 7 地点 (X = - 587669.550 m , Y = - 53865.600 m)、D 6 - 8 地点 (X = - 587681.710 m , Y = - 53844.350 m)、D 6 - 9 地点 (X = - 587699.980 m , Y = - 53831.670 m)、D 6 - 10 地点 (X = - 587698.310 m , Y = - 53820.930 m)、D 6 - 11 地点 (X = - 587711.690 m , Y = - 53807.250 m)、D 6 - 12 地点 (X = - 587718.530 m , Y = - 53814.130 m)、D 6 - 13 地点 (X = - 587724.930 m , Y = - 53825.780 m)、D 6 - 14 地点 (X = - 587727.190 m , Y = - 53843.380 m)、D 6 - 15 地点 (X = - 587736.140 m , Y = - 53830.070 m)、D 6 - 16 地点 (X = - 587739.540 m , Y = - 53817.220 m)、D 6 - 17 地点 (X = - 587747.330 m , Y = - 53808.130 m)、D 6 - 18 地点 (X = - 587741.480 m , Y = - 53803.850 m)、D 6 - 19 地点 (X = - 587731.050 m , Y = - 53791.430 m)、D 6 - 20 地点 (X = - 587742.020 m , Y = - 53760.080 m)、D 6 - 21 地点 (X = - 587733.650 m , Y = - 53751.90 m)、D 6 - 22 地点 (X = - 587726.720 m , Y =

- 53762.990 m), D 6 - 23 地点 (X = - 587717.430 m , Y = - 53776.440 m), D 6 - 24 地点 (X = - 587710.580 m , Y = - 53785.720 m), D 6 - 25 地点 (X = - 587696.510 m , Y = - 53771.830 m), D 6 - 26 地点 (X = - 587691.370 m , Y = - 53776.140 m), D 6 - 27 地点 (X = - 587696.430 m , Y = - 53783.760 m), D 6 - 28 地点 (X = - 587695.660 m , Y = - 53796.790 m), D 6 - 29 地点 (X = - 587686.520 m , Y = - 53804.910 m), D 6 - 30 地点 (X = - 587679.460 m , Y = - 53806.460 m), D 6 - 31 地点 (X = - 587665.240 m , Y = - 53805.570 m), D 6 - 32 地点 (X = - 587645.130 m , Y = - 53832.300 m), D 6 - 33 地点 (X = - 587642.170 m , Y = - 53842.920 m), D 6 - 34 地点 (X = - 587620.500 m , Y = - 53860.610 m), D 6 - 35 地点 (X = - 587603.430 m , Y = - 53866.190 m), D 6 - 36 地点 (X = - 587582.220 m , Y = - 53871.160 m), D 6 - 37 地点 (X = - 587572.670 m , Y = - 53851.380 m), D 6 - 38 地点 (X = - 587582.430 m , Y = - 53823.780 m), D 6 - 39 地点 (X = - 587573.000 m , Y = - 53809.660 m), D 6 - 40 地点 (X = - 587561.140 m , Y = - 53786.090 m), D 6 - 41 地点 (X = - 587558.940 m , Y = - 53776.550 m), D 6 - 42 地点 (X = - 587547.630 m , Y = - 53774.990 m), D 6 - 43 地点 (X = - 587542.320 m , Y = - 53782.130 m), D 6 - 44 地点 (X = - 587547.690 m , Y = - 53789.810 m), D 6 - 45 地点 (X = - 587561.350 m , Y = - 53812.880 m), D 6 - 46 地点 (X = - 587566.780 m , Y = - 53829.850 m), D 6 - 47 地点 (X = - 587563.220 m , Y = - 53838.950 m), D 6 - 48 地点 (X = - 587551.320 m , Y = - 53841.290 m), D 6 - 49 地点 (X = - 587570.850 m , Y = - 53883.780 m), D 6 - 50 地点 (X = - 587575.710 m , Y = - 53910.330 m) を順に結ぶ直線によって閉まれる範囲。

備考 地域に関する実測図を鹿児島県教育委員会及び伊仙町教育委員会に備え置いて縦覧に供する。

参考資料3

指定説明

①史跡指定(『月刊文化財』521 2007年より抜粋)

徳之島カムイヤキ陶器窯跡は、九州から南へ約400キロメートルに位置する徳之島に所在する大規模な窯跡である。徳之島は琉球列島のうち奄美大島と沖縄本島の間に位置する比較的大きな島であり、窯跡はその南部、海岸から約3キロメートルほど離れた、標高170～200メートルの丘陵に分布する。

カムイヤキは須恵器に類似する色調・製作技法で、窯跡発見以前から南島地域一円でグスクなどの遺構から出土することが知られており、「類須恵器」などと称され注目されていた。昭和58年伊仙町阿三の亀焼地内において県營圃場整備事業に伴うため池建設の際、初めて窯跡が発見された。カムイヤキの名称は、「亀焼」を地元で「カムイヤキ」と称することに由来する。急速実施された発掘調査により、2つの地区で窯10数基が確認された。ため池部分の窯は地下保存され、それ以外の範囲は県史跡に指定された。その後、平成8年から16年度まで、伊仙町教育委員会による窯跡の悉皆的な分布調査と発掘調査が行なわれた。その結果、窯跡は東西1.5キロメートル、南北約800メートルの範囲に、七支群に分かれて分布することが判明した。各支群は複数の地区から構成され、各地区にさらに集中地点がある。詳細な窯の数は不明であるが、現状では100基ほどと推定される。

発掘された事例によれば、窯体は平面いちじく形を呈し、全長約4.5メートル、幅1メートルほどの大きさの地下式竪窯である。すばまた燃焼部に焚口が取り付き、窯尻には煙道が設けられている。床面の傾斜は30～40度ほどあり、床面には焼台が設置されている。製品は還元炎焼成で、表面は青灰色、器肉は赤褐色を呈し、緻密なものが多い。器種は壺、甕、鉢、碗、水注の5種で壺が量的に多い。製作技法は輪積みと叩きによる成形、ナデ・ヘラケズリ・ハケ目などの調整を行なう。壺を中心にヘラ描き波状文を施す。こうした製作技法や焼成、色調は朝鮮半島産無釉陶器に類似する。また、製品は焼成や製作技法により概ね2時期に大別され、新しい時期は東方の支群を中心に生産されたと推測される。

カムイヤキの生産された時期は、製品に中国製白磁玉縁碗を模したものがあること、消費遺跡で伴出土する中国製陶磁器や九州産石鍋の年代などから、11世紀後半ころから14世紀前半ころと推定される。流通した範囲は、これまでのところ先島諸島を含む琉球列島のほか九州南部にも及び、その距離は南北1000キロメートル以上に達する。

琉球列島における陶器生産はこのカムイヤキに始まる。カムイヤキの生産開始期は渥美、常滑などの中世陶器ともほぼ同時であり、その意味で琉球列島の中世陶器ともいえる。また、琉球列島のこの時期は、新たな政治・社会の形成段階として歴史上重要であるグスク時代に当たるが、全般的に文献資料に乏しい。このようななかにおいて、カムイヤキは朝鮮半島系の生産技術や広域にわたる生産・流通の実態など、当時の社会・経済の在り方を知る上で欠くことのできない遺跡であり、全体の保存状況も良好である。よって史跡に指定し、保護を図ろうとするものである。

②追加指定(月刊文化財545 2009年より抜粋)

徳之島カムイヤキ陶器窯跡は、九州から南へ約400キロメートルに位置する徳之島に所在する。窯跡は徳之島の南部、海岸から約3キロメートル離れた、標高170～200メートルの丘陵

に分布する。

カムイヤキは須恵器に類似する色調、製作技法で、窯跡発見以前から南島地域一円でグスクなどの遺構から出土することが知られており、「類須恵器」などと称され注目されていた。昭和58年、伊仙町において初めて窯跡が発見され、伊仙町教育委員会は平成8年から16年度まで、窯跡の分布調査と確認調査を行い、東西約15キロメートル、南北約800メートルの範囲に七支群の窯跡が分布することを確認し、現状では100基ほどの窯が存在すると推定される。

窯体の構造は全長4.5メートル、幅1メートルほどの大きさの地下式窯窯で、燃焼部に焚口が取り付き、窯尻には煙道が設けられる。床面の傾斜は30～40度ほどあり、床面には焼台が設置されている。製品は還元炎焼成で、表面は青灰色、器肉は赤褐色を呈し、緻密なものが多い。製品の器種は壺、甕、鉢、碗、水注の5種からなり、製作技法、焼成、色調は朝鮮半島産無釉陶器に類似する。カムイヤキの生産時期は、製品に中国製白磁玉縁碗を模したものがあることや、消費地で中国製陶磁器や九州産滑石製石鍋と共に伴して出土することから、11世紀後半ころから14世紀前半ころと推定される。流通範囲は、先島諸島を含む琉球列島全域から九州南部にも及ぶ。また、当概期の南島は貝塚時代からグスク時代への移行期に当たり、政治・社会の形成過程を探るうえで重要なことから、平成19年に史跡に指定された。今回、条件の整った部分をさらに追加指定し、保護の万全を期そうとするものである。

参考資料4

史跡徳之島カムイヤキ陶器窯跡周辺域の地質

成尾 英仁

1. 地形の概要

徳之島は奄美諸島中では奄美大島とともに高島タイプに属する島であり、標高 644.8 m の井之川岳を始めとして 400 ~ 500 m の山地が南北に連なっている。山地は天城岳・三方通岳を中心とする北部山塊、井之川岳・丹發山・美名田山を中心とする中部山塊、犬田布岳を中心とする南部山塊に区分される（図1）。

山地を構成する岩石は砂岩・泥岩を主とする四万十帶白亜紀付加体、およびそれらに貫入する古第三系花崗岩類であり、剥岳周辺には付加体の一員である蛇紋岩類が広く分布している。

これらの山地を取り巻くように、隆起石灰岩・砂礫層を主体とする高位・中位・低位の段丘が発達しており、とくに南部の伊仙町では段丘が発達している。また、南部の段丘ではドライバレーと呼ばれる比高差 10 ~ 20 m の細長い谷が無数に刻まれ、内部は平坦で畑地として利用されている。

徳之島は高島タイプの島であり、低島タイプの沖永良部島・喜界島・与論島にくらべると比較的河川が発達している（図1）。河川は山地から島の東西方向および南部へ流下するが、主な河川は東方へ流れる大瀬川・亀徳川・本川、西方へ流れる真瀬名川・秋利神川、南方へ流れる鹿浦川・阿権川・面繩川などである。これらのうち秋利神川が最も長く流域面積が広い。徳之島の河川の特徴の一つは、下流域でも深い谷を刻むものがあるのであることで、秋利神川は河口付近で比高差約 120 m の急崖を、鹿浦川は 50 ~ 80 m の急崖を形成している。

2. 地質の概要

徳之島の地質については中川（1967）の総括的な研究があるが、それ以降は徳之島に広く分布する石灰岩に関する研究はなされたものの、斎藤ほか（2009）までまとまった研究はなかった。中川（1967）は基盤をつくる堆積岩類を尾母層・秋利神川層・手々層・与名間層に区分し、その大半は古生代後期に堆積したものと考え、同じく岩松（1990）も古生代の黒瀬川帯とし全体が三宝山帯に属するとした。一方、斎藤ほか（2009）は徳之島に分布する蛇紋岩類が南九州市川辺の八瀬尾蛇紋岩シートと同一の性状を持つとして、徳之島の堆積岩類を中生代白亜紀に堆積した付加コンプレックスとした（図2）。



図1 徳之島の地形図

山地は北部・中部・南部の3つに区分される。

表1 徳之島の地層と奄美大島・沖縄との対比 斎藤ほか2009をもとに簡略化した。
各時代の間隔は一定ではない。中生代白亜紀の地層は付加コンプレックスを形成する。

時代	徳之島	沖縄	奄美大島	琉球弧の主要なできごと
新生代	第四紀 更新世	現世堆積物 硫黄島島火成灰 AT火成灰	琉球層群	沖縄トラフの形成
		海岸段丘堆積物 日手久層	瀧川層 那覇層 国頭層 糸満層 知念層	
	古第三紀 中新世 漸新世 始新世 晚新世	徳之島層 上層 R 2 下層 R 1	段丘堆積物 笠利石灰岩	琉球弧の隆起 琉球弧の沈没
				リフティング
			島尻層群	
			八重山層群	
			宮良層群	
	中生代 白亜紀	徳之島花崗岩		
		秋利神川層・尾母層 半々層・与名間層	名瀬層 新小勝層・役勝層	付加体

斎藤ほか（2009）は徳之島の白亜紀の付加コンプレックスについて、整然とした岩相をもつ整然相とメランジ相とを識別し、北部の比較的整然とした地層からなる地質体、中南部に分布する片状構造ないし葉状構造が発達する砂岩泥岩互層等を含む地質体に区分した（表1）。

斎藤ほか（2009）によると北部の白亜系付加コンプレックスは主に砂岩・泥岩・砂岩泥岩互層からなり、与名間崎南部では再結晶したチャートが挟まっている。中南部の白亜系付加コンプレックスに属する秋利神川下流部と花徳北部では、比較的整然とした砂岩泥岩互層・砂岩・泥岩層が分布する。母間より南側では玄武岩溶岩・火碎岩・混在岩が卓越し、亀津南部や井之川付近では枕状溶岩が分布している。また、剥岳周辺ではダナイトおよび蛇紋岩からなる超塩基性岩が分布している。これらの地層について斎藤（2009）ほかは奄美大島との対比を試み、含まれる地層の特徴から北部の与名間層を新小勝ユニットに、手々層を役勝ユニットに、中南部の玄武岩類を含む地層を名瀬ユニットに対比している。また、九州島との対比では北部の地層を佐伯亜層群相当層、中南部の地層を蒲江亜層群相当層とした。

徳之島では北部を中心に花崗岩類が認められ、ミシロ瀬では良好な露頭が存在する。徳之島の花崗岩類について河野・植田（1966）は 61 Ma の K - Ar 年代を報告し、徳之島の花崗岩類が古第三紀晩新世に貫入したことを示した。川野・加藤（1989）は徳之島の花崗岩類を徳之島深成岩類と命名し詳細な岩石学的研究を行ったが、同時に 59.1 ± 3.0 Ma の K - Ar 年代を報告している。

徳之島の花崗岩類は北半分を中心に広く分布し、南部では伊仙町馬根付近に局所的に分布しているのみである。しかし、徳之島中南部の広範囲で董青石を含むホルンフェルスが認められること、馬根付近のホルンフェルスがルーフ状を示すことから、中南部の地下には広い範囲で

花崗岩類が貫入していると推定されている。

川野・加藤(1989)は北部の花崗岩類を与名間型・金見型・森木型の3つに区分し、さらに花崗岩からはんれい岩までの岩相変化を持つ15のタイプに区分している。また徳之島花崗岩類のマグマについては化学組成などの検討から、森木型と与名間型・金見型の2つの花崗岩マグマを分別した。

徳之島の中南部では第四紀の浅海底に堆積した石灰岩類が広く分布している。これは琉球列島に広く分布する琉球層群のメンバーである。徳之島の琉球層群は下位から前期更新世後半～中期更新世の徳之島層、中期更新世後半の目手久層、後期更新世前半の海岸段丘堆積物に区分される(山田ほか2003、表1)。

徳之島層は層厚100m程度で琉球層群の主体を形成しており、標高約200m以下に分布している。珊瑚礁複合体堆積物との同時異相の陸生砂礫層からなり、その特徴からユニット1およびユニット2に区分されている。徳之島西部及び南部では厚く堆積しており、鹿浦川や秋利神川下流域ではサンゴ石灰岩が厚く堆積している。また、南部の山間部の中山付近、東部の南原付近では砂礫層が厚く堆積している。

徳之島層の絶対年代については混乱が見られ、現時点では前期更新世後半～中期更新世の堆積物ということしかいえない(斎藤ほか2009)。なお、徳之島層からはリュウキュウジカなどのは乳類化石が報告されている(大塚ほか1980、大塚1990)。

目手久層は徳之島南部の標高20～60mに分布しており、最大層厚約5mで小規模である。主にサンゴ石灰岩からなり、徳之島層を不整合に覆っている。

徳之島の西方海上には火山島の硫黄島があり、徳之島の北部を中心に火山灰が分布している。また、広域火山灰であるAT火山灰も広範囲で認められる(成尾・桑水流2002)。とくに伊仙町小島では石灰岩ドリー中にAT火山灰が厚く堆積している。一次的に堆積したAT火山灰がその後、流水で再堆積したものもあり、当時、徳之島が広範囲にAT火山灰に覆われたことが分かる。

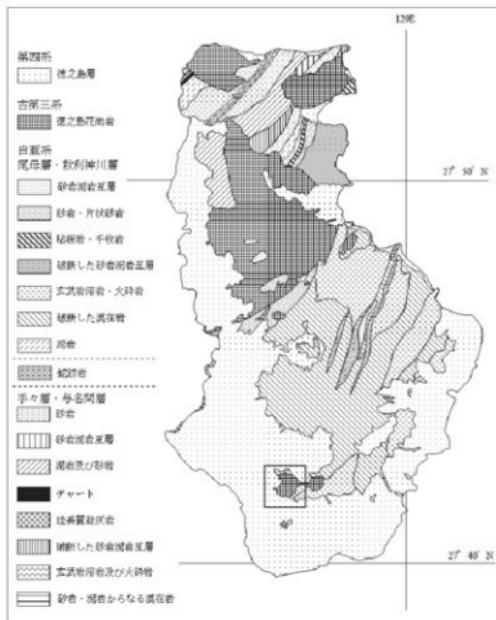


図2 徳之島の地層と奄美大島・沖縄との対比 斎藤ほか(2009)を簡略化した。枠内は図3・4の範囲になる。手々層・与名間層は北部に分布する。尾母層・秋利神川層は中・南部に広く分布し、広範囲で苦鉄質岩が狭在し、島の中心部では蛇紋岩を伴う。この4層は白亜紀の付加体である。花崗岩は北部を中心に分布する。



図3 カムイヤキ陶器窯跡周辺の地形 ■で示す部分はドリーネ

A:赤田池 B:亀焼池 C:尺八池 D:野田池 国土地理院「伊仙」より

3. カムイヤキ陶器窯跡周辺の地形と地質

(1) 地形

徳之島カムイヤキ陶器窯跡周辺の標高は150 m～200 mであり、比較的平坦で南へ緩傾斜する段丘面とヒラスク山を中心とする丘陵地形から成り立っている。詳細にみるとヒラスク山を取り囲むように標高160 m付近に凹地が点在している(図3)。この凹地は山田ほか(2003)の徳之島層群中のユニット2に属するサンゴ石灰岩が溶食されて形成されたドリーネ地形である。大きなものは長径100 mほどあるが、大半は数十m規模で深さ5～10 mと小規模である。カムイヤキ陶器窯跡伊仙東柳田支群近くにあるヨウキ洞穴遺跡は鍾乳洞内に立地する遺跡であるが、遺跡入り口はドリーネに面しており、ドリーネ側面には小川が流れている。このドリーネ群はドライバレーの出発点となっていることが多く、ここから放射状に海岸部に向かってドライバレーがのびている。

丘陵地帯は標高200 mのヒラスク山を中心とするもので、そこから北東方向へ尾根が続くが尾根は白亜系コンプレックスの走向方向とほぼ一致している。おそらくこの方向に沿って白亜系コンプレックスの地層が分布するものと推定される。ヒラスク山の頂上部は平坦であり、周辺の丘陵・山地と比べやや異なった様相を示している。ヒラスク山の北部には伊仙中部ダムがあり、標高150 m程度のなだらかな地形が旧河川沿いに見られる。これは徳之島層群の砂礫層が侵食されて形成された緩斜面と考えられる。

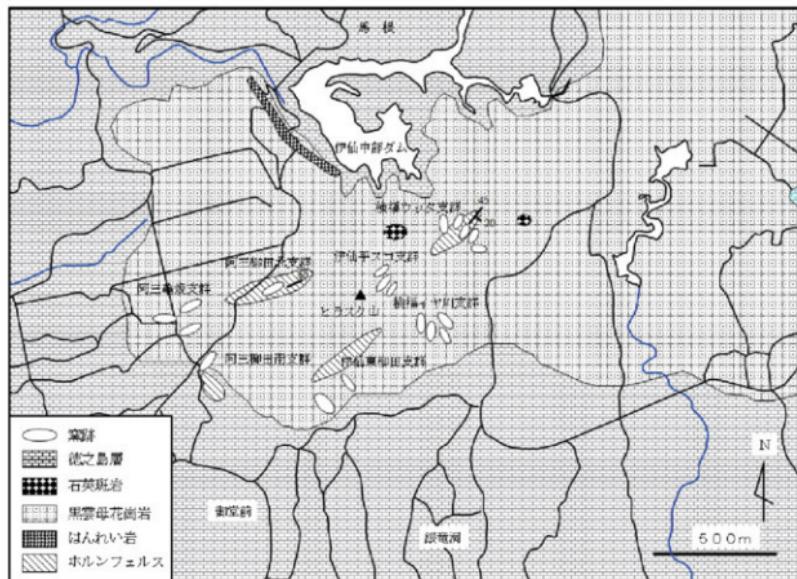


図4 カムイヤキ陶器窯跡周辺の地質図

ヒラスク山を中心とする地域には、徳之島花崗岩に属する黒雲母花崗岩が広く分布する。これには一部、角閃石輝石はんれい岩や石英斑岩を伴う。その分布域には頁岩起源のホルンフェルスが点在している。全体に千枚岩化しており、場所によっては頁岩砂岩互層になっている。分布は断片的でループ状になっていると確定される。全体に風化が著しい。徳之島層は調査区域の南北に広く分布する。北部は本固結の砂礫層を伴うが、南部はサンゴ石灰岩が直接現れている。

(2) 地質

カムイヤキ陶器跡付近の地質は大きく、a. 白亜系付加コンプレックスに属する堆積岩、b. 古第三系花崗岩を主とする火成岩類、c. 徳之島層に区分される（図4）。このうち白亜系付加コンプレックスの分布は断片的であり、部分的にルーフ状に顔を出しているにすぎない。火成岩類は大半は細粒の鉱物からなる花崗岩であり、それを貫く花崗斑岩や角閃石輝石はんれい岩がわずかに分布している。

①白亜系付加コンプレックス－頁岩ホルンフェルス

カムイヤキ陶器窯跡付近の白亜系付加コンプレックスは片状の構造を持つ頁岩ホルンフェルスであり、各所に散在して露出し分布は断片的と考えられる。走向を測定できる露頭は少ないと、概ね N 45° E ~ N 60° E で東方向へ緩く傾斜している。全体に風化が激しく、かつ片状の構造が発達して細片化しており堆積構造などは明瞭に把握しがたいが、赤田池付近では砂岩の礫を挟み込んだメランジ構造が認められる。その部分では砂岩との互層も認められる。赤田池近くの水道タンク付近では頁岩ホルンフェルスの良好な露頭があるが、著しい風化作用を受け粘土化が進行し赤色を帯びている。

ヨツキ洞穴遺跡周辺では未風化の頁岩ホルンフェルスが露出している（写真1）。ここで採集した岩石を偏光顕微鏡下で観察した（写真2）。鏡下での観察によると、鉱物は粒径が比較的小小さくよくそろっており、全体に片状（線）構造が明瞭であり、強い圧縮力が働いたことを示している。变成鉱物として大量に角閃石が生成し、間に斜長石が点在している。このことはもとの頁岩が古第三紀に貫入した花崗岩類の熱の影響を受け、变成したことを見ている。周辺に花崗岩類が広く分布し頁岩ホルンフェルスの分布は散在的であることから、もともと存在した頁岩ホルンフェルスが侵食により取り残されルーフ状になったと考えられる。

②古第三系火成岩類

a. 黒雲母花崗岩

カムイヤキ陶器窯跡周辺に広く分布しているが、風化が著しくほとんど赤色粘土化しており（写真3）、原型をとどめているものは伊仙中部ダム付近の川沿いに分布するのみである。場所によってはタマネギ状風化が見られる。

このため現地では花崗岩の構造などは識別しがたいが、川沿いで採集した比較的新鮮なものは次のような特徴を有している。岩石は全体に優白色で有色鉱物は多くない。また、鉱物粒は平均すると1mm程度と小さく、まれに3mm程度の正長石・石英が点在しており、長石類は白く不透明となっている。これらの鉱物は弱いながらも線状に並ぶ様子が見られ片状構造を持っている。

岩石を偏光顕微鏡下で観察すると、小粒な石英が基質の部分を占める等粒状組織を示し、一見すると石英質の砂岩のようであるが、石英粒子の間に長柱状の斜長石が多数点在している（写真4）。黒雲母は変質し茶色を帯びたものが多い。角閃石はそれほど多くない。肉眼では弱い片状構造が見られるが、鏡下では顕著ではない。以上のような特徴からカムイヤキ陶器窯跡一帯に分布する火成岩は弱い片状構造を持つ黒雲母花崗岩と言える。

b. 石英斑岩

ヒラスク山北側の斜面では、石英粒の目立つマサ土が小範囲に分布している（写真5）。全体に白色を帯びており、全体の組織が分かれる部分では石英がまだら状に点在しており、また、風化が著しいが、黒雲母もあることから含黒雲母石英斑岩である。分布が狭く全体の構造は不明であるが、おそらく花崗岩に脈状に貫入した岩脈と推定される。同じようなものはヒラスク山西方でも小岩体が露出している。両者の間には露頭がないため同一の岩体であるかどうかは不明である。カムイヤキ陶器窯跡一帯の風化黒雲母花崗岩中には石英脈が頻繁に入っているが、これも石英斑岩と同一時期に形成されたものと推定される。

c. 角閃石輝石はんれい岩

伊仙中部ダムの近くに見られる岩石（写真6）で、露頭での観察では白色を帯びた長石類の基質中に角閃石が多量に点在しておりよく目立つ。また、角内石を多量に含むため黒緑色がかって見える。ダム堤の南側にある畠脇の露頭では角閃石や電気石の巨晶を含む岩体があり、その部分では白色石英脈中に数cm大のものが散在している。このはんれい岩体と黒雲母花崗岩体との関係は、直に接している場所がなく不明であるが、おそらく貫入関係にあるものと推定される。

岩体の大部分は2~3mm大の角閃石がびっしりと詰まったような外観を呈しており、一見すると角閃石岩のように見えるが、この岩石を偏光顕微鏡下で観察すると次の様な特徴がある（写真7）。含まれる主要な鉱物は粒径の大きな角閃石と輝石、それに斜長石であるが、それ

らがモザイク状になって等粒状組織をつくっている。角閃石は大きくて劈開が明瞭で新鮮なもの、比較的小粒で劈開の不明瞭なものがある。また針状で放射状にのびた小結晶も見られる。輝石は溶食を受け虫食い状になったものがある。このような特徴から角閃石岩とするよりも角閃石輝石はんれい岩とするのが適当である。

③徳之島層

カムイヤキ陶器窯跡一帯に露出する徳之島層は、ヒラスク山北部裾野に分布する砂礫層と南部裾野に分布する碎屑性石灰岩～石灰藻球石灰岩である（写真8）。

伊仙中部ダムの左岸では基盤の黒雲母花崗岩を不整合に覆う未固結の砂礫層が堆積しているが、ここではよく円磨された人頭大～こぶし大のホルンフェルス礫・火成岩礫が見られる。右岸では砂礫層の上部は石灰質となり、その上に碎屑性石灰岩が堆積している。左岸での状況は堆積物が浅海性のものであることを示しており、海が侵入し始めたころ波打ち際にあった基盤岩の上に堆積したものであろう。

一方、南部裾野に分布する徳之島層は碎屑性石灰岩～石灰藻球石灰岩である場合が多く、基盤の頁岩ホルンフェルスや黒雲母花崗岩を直接覆って堆積する。ヨヲキ洞穴遺跡では碎屑性石灰岩の間に、こぶし大以下の円礫がわずかに混じっているのが観察される。このことは北部裾野と異なり、やや沖合の堆積環境を示唆していると考えられる。

山田ほか（2003）によれば一連の砂礫層・碎屑性石灰岩・石灰藻球石灰岩・サンゴ石灰岩は、低海水準期から海進期を経て高海水準期にかけての時期に形成されたサンゴ礁複合体堆積物であるとされる。

4 考察

伊仙町中部に所在するカムイヤキ陶器窯跡付近の地質調査結果を述べてきた。要約するとカムイヤキ陶器窯跡周辺の地質は大半が黒雲母花崗岩の風化生成物であり、わずかにルーフ状に頁岩ホルンフェルスが点在し、さらにそれらを覆うように山地の裾野～段丘面にかけて徳之島層が堆積するという地質である。

これらの地質体の形成については、中川（1967）や川野・加藤（1989）山田ほか（2003）、齊藤ほか（2009）の研究があるが、それらを概略的にまとめると次のようである。徳之島の土台となる堆積岩類は中生代白亜紀の付加体として堆積し、その際、蛇紋岩や枕状溶岩なども同時に付加した。その後、新生代古第三紀晩新世に地下深くで花崗岩類が貫入した。それに伴い付加体の堆積岩などに広く接触変成作用を与え、ホルンフェルスや变成玄武岩などが形成された。地殻変動による隆起を経てこれらは海上に顔を出して島となつたが、第四紀の前期～中期になると島の周間にサンゴ海が広がり、徳之島層が島を取り囲むように堆積した。

このような地質環境にあるこの場所に、数多くの窯が造られた背景について考察してみる。これまでの先行研究からカムイヤキの材料として使用されたものは現地の粘土であり、きわだて鉄（Fe）が多いという特徴があり、それに石灰岩粉などが混入したものである（三辻2005など）。三辻によるとカルシウム（Ca）が混入すると融点が下がり、高温で焼結することを妨害し、その結果、硬い焼き物ができないため、Caを含む土器は汚染されたものであるとのことである。

遺跡一帯で見られる粘土は黒雲母花崗岩の風化土と、いわゆるマージと称される風化土の2種類がある。従来、マージは石灰岩の風化土とされてきたが、最近では含まれる石英の化学組

成などから黄砂起源の物質や火山噴出物などが風化したもの（井上・溝田 1988 など）という考え方が出されている。ただ、マージ中には石灰岩の礫などが混入していることも多く、全層にわたって C a が遊離していること（永塚 1985）や pH が 9 程度とアルカリ性であることなどから、石灰岩の風化残渣などが含まれているとされる。また、場所によっては「マンガンノジュール」と呼ばれる球形～楕円状の小球（径 0.5cm ~ 2cm 程度）を含んでおり、Fe や Mn がとくに濃縮したノジュールとなっている（渡嘉敷 1993）。

カムイヤキに使用された Fe が多く Ca の汚染が少ない現地の粘土という点から判断すると、使用された粘土はヒラスク山をつくる黒雲母花崗岩の風化粘土であると推定される。花崗岩にはわずかであるが磁鉄鉱が含まれ、花崗岩の風化土であるマサ土中にはいわゆる砂鉄が濃集していることが多い。花崗岩中の長石や雲母はカオリナイトやライライト、加水ハロイサイトなどの粘土鉱物に変化するが、ライライトは雲母から生成するもので化学組成として Fe を含む。伊仙町の大半は石灰岩類で覆われ Ca の多い土質となっているが、カムイヤキ陶器窯跡のあるヒラスク山は周囲の石灰岩地帯から孤立したほぼ単純な黒雲母花崗岩体であり、そのほとんどが風化作用により粘土化している。このようなことからカムイヤキ中の Fe は、黒雲母花崗岩の風化生成物であるライライト中の鉄や磁鉄鉱に由来すると考えられる。ヒラスク山ではその上に徳之島層が載っていないことから、風化生成物である粘土に対する Ca による汚染はほとんどなかったと推定される。三辻（2005）によれば検福イヤ川支群および伊仙平ソコ支群は Ca 汚染の無い粘土が使用されているが、これはここが黒雲母花崗岩の分布中央に位置しているためであろう。

花崗岩類はカムイヤキ陶器窯跡付近よりも徳之島北部に広く分布しており、むしろこちらの方が材料（粘土）調達という観点からは適していると思われるが、カムイヤキ陶器窯跡がこの場所に造られた理由は経済的・社会的な背景とともに、豊富な地下水の存在も考えられる。すなわち、現在でもこの付近には多くの溜め池があり、豊富な地下水が存在している。実際、付近には石灰岩ドリーネや鍾乳洞が存在しており（図3）、当時も豊富な地下水があったことを物語っており、土器作りに使用する水が容易に得やすく、これが窯を造る動機の一つとなったと思われる。

5まとめ

カムイヤキ陶器窯跡周辺の地質を調査した結果、次のような地質体が分布することが判明した。基盤となる地層は白亜系付加コンプレックスの頁岩であり、火成岩による接触変成作用を受けホルンフェルス化している。その分布は断片的でループ状となっている。ヒラスク山を中心して古第三紀晩新世に貫入した黒雲母花崗岩が広く分布している。黒雲母花崗岩には石英斑岩や角閃石輝石はんれい岩が岩脈状に貫入し、場所によっては石英脈も発達している。これらの火成岩類ははんれい岩を除いて風化が著しく、大半は赤褐色～白色の粘土となっている。ヒラスク山の裾野を中心に山を取り囲むように第四紀の堆積物である徳之島層の砂礫層・石灰岩類が堆積している。

窯跡は黒雲母花崗岩の分布域に点在しており、カムイヤキの原料としてはこの黒雲母花崗岩の風化粘土を用いたものと推定される。

店、当時鹿児島大学理工学研究科前期博士課程）に作製していただいた。記して感謝致します。

文献

- 井上克弘・溝田智俊（1988）クロボク土および石灰岩・玄武岩台地上の赤色土の2：1鉱物と微細石英の風成塵起源。粘土科学、28、30-47。
- 河野義礼・植田良夫（1966）本邦產火成岩のK-Ar dating（V）－西日本の花崗岩類－。岩石鉱物鉱床学会誌、56、191-211。
- 川野良信・加藤祐三（1989）鹿児島県徳之島深成岩類の岩石学的研究。岩石鉱物鉱床学会誌、84、177-191。
- 三辻利一（2005）徳之島カムイヤキ古窯跡群出土陶器の化学的特性。伊仙町埋蔵文化財発掘調査報告書（12）カムイヤキ古窯跡群（IV）、65-81、伊仙町教育委員会。
- 中川久夫（1967）奄美群島 徳之島・沖永良部島・与論島・喜界島の地質（1）。東北大学地質古生物研究報、no63、1-39。
- 水塚鎮男（1985）土壤の生成と分布。熱帯農研集報、51、14-21。
- 成尾英仁・桑水流淳二（2002）伊仙町小島（徳之島）のAT火山灰層保存要望書について。鹿児島県地学会誌、no. 85、19-26。
- 齊藤 真・尾崎正紀・中野 俊・小林哲夫・駒澤正夫（2009）20万分の1地質図福「徳之島」。産総研地質調査総合センター。
- 齊藤 真・尾崎正紀・中野 俊・小林哲夫・駒澤正夫（2010）徳之島、沖永良部島、硫黄島の地質－20万分の1地質図幅「徳之島」の刊行－。地質ニュース、no. 675、57-60。
- 渡嘉敷義浩（1993）沖縄に分布する鳥尻マージおよびジャーガルの土壤特性。ペトロジスト、37、99-112。
- 大塚裕之・堀口俊秋・中川久夫（1980）徳之島から発見された鹿化石について。琉球列島の地質学研究、no. 5、49-54。
- 大塚裕之（1990）徳之島の更新世鹿化石。国立科博専報、23、185-196。
- 山田 務・齊藤慶太・井龍康文（2003）鹿児島県徳之島の琉球層群－第四紀サンゴ礁複合堆積物－。地質学雑誌、109、495-517。



写真1 貞岩ホルンフェルスと石灰岩



写真2 貞岩ホルンフェルスの顕微鏡写真



写真3 黒雲母花崗岩体とその風化

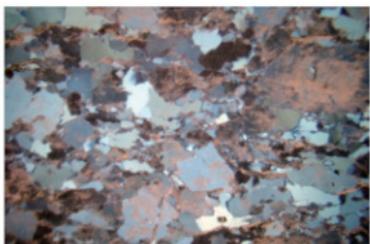


写真4 黒雲母花崗岩の顕微鏡写真



写真5 石英斑岩の風化



写真6 角閃石輝石はんれい岩



写真7 角閃石輝石はんれい岩の顕微鏡写真



写真8 徳之島層の石灰岩（左側）

参考資料5

史跡徳之島カムイヤキ陶器窯跡の植生について

寺田 仁志

1. 徳之島の植生概況

琉球諸島の植生は亜熱帯気候であることやサンゴ礁が隆起した土壤が広くあること、人の活動が旧石器時代より顕著であったこと等の影響を受け特徴的な群落が形成されている。

徳之島の地質は、おおむね次のように分類される。北部および中央山地部は古生代の粘板岩、砂岩、花崗岩層、最高峰の井之川岳を中心にした東部山地部は中生代の輝緑岩層、中部以南の段丘部は新生代更新世の琉球層群からなる。

琉球層群は段丘状になり、内陸部の標高の高い地域が琉球層群上部、南部では海岸に向かって琉球層群中部、下部と分類され、39～71万年前に形成されたとされる。このため、徳之島の自然植生は地質の影響を受け、中央山地部の酸性土壤上に発達するものと、中央山地を取り巻く低平地の弱塩基性土壤の隆起珊瑚礁石灰岩地帯に発達するものに大別することができる。

中央山地部においてはリュウキュウア

オキースダジイ群団に属する群落群で、低地部から山頂部にギョクシンカースダジイ群集、ケハダルリミノキースダジイ群集、オキナワウラジロガシ群集、アマミテンナンショウスダジイ群集、アマミヒイラギモチーミヤマシロバイ群集等の垂直分布が形成されている。隆起珊瑚礁石灰岩地帯においては、亜熱帶の相観を示すリュウキュウガキーナガミボチョウジ群団に属する群落群によって占められている。

代償植生のリュウキュウマツ群落は主に酸性土壤の中央山地と弱塩基性土壤の低平地にまたがり、広大な面積を占めて発達している。低平地の多くは隆起サンゴ礁を整地し畑地として利用されている。かつては水田も多かったが、その殆どが畑地に転換されている。このため、湿生林やその他の湿地植生は極めて貧弱である。

沿海地の岩崖地や段丘地などの風衝地にはソテツ群落や低木群落、リュウキュウチク群落などが発達している。スキやチガヤを中心とする草原やマント群落、岩崖地植生などがそれぞれの立地に見られる。

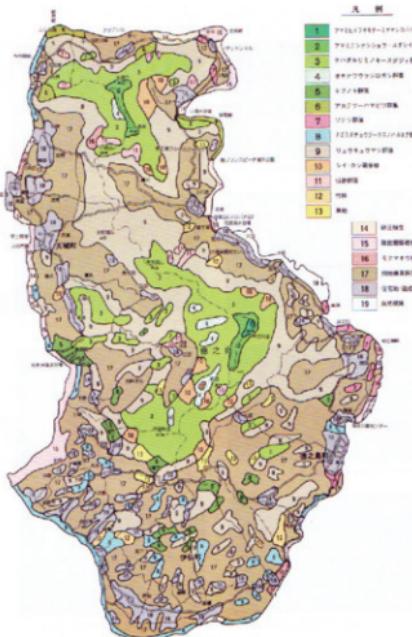


図1 徳之島植生図

海岸地帯にはアダンやオオハマボウなどの海岸林、クサトペラ群落が発達し、モクマオウの植林群落も各地に見られる。砂丘地にはツキイグ群落やゲンバイヒルガオ群落、ハマゴウ群落などの砂丘植生が発達している。隆起珊瑚礁や裾礁の岩上にはテンノウメ、ハリツルマサキ、モクビヤッコウ、ミズガンビなどによる多様な隆起珊瑚礁上植生が発達している（大野・寺田、1996）。

2. カムイヤキ陶器窯跡周辺の植物群落

カムイヤキ陶器窯跡は伊仙町の内陸で標高 170 m付近にあり、酸性土壌である新生代第三紀の花崗岩や中生代白亜紀の頁岩、新生代第四紀の砂礫層をアルカリ性土壌である新生第四紀の石灰岩層が取り組んでいる。近年作成された環境省の 2 万 5 千分の一植生図ではギヨクシンカースダジイ群集、リュウキュウマツ群落、湿地にヨシクラス、平坦地は雑草群落となっている。

平成 26 年 2 月および 7 月に 14 地点で植生調査を実施し、植生の概要を把握した。その結果、高木二次林としてリュウキュウマツ群落、タブノキーホルトノキ群落、ギヨクシンカースダジイ群集、林縁低木林として草本群落としてハチジョウススキ群落、湿生地群落としてテツホシダーセイコノヨシ群落が識別された（表 1）。各群落の特徴は以下のとおりである。



図 2 カムイヤキ調査地点図

（1）高木二次林

①タブノキーホルトノキ群落（調査地点①⑨⑩）

タブノキーホルトノキ群落は高さが 15 ~ 20m に達する高木林で、タブノキ、ホルトノキ、モクタチバナなどが高木層で各 10 ~ 30% 前後、リュウキュウマツは 5 ~ 70% 程度を占め時に優占種となることもある。他の群落とはフウトウカズラ、ツゲモドキ、ノシラン、ユウコクランを含むことで識別される。

本群落はさらにアマミアラカシ、クロツグ、ゲッキツ、ムサシアブミ、バクチノキ、シロダモ、を含むアマミアラカシ下位単位（調査地点⑨、⑩）とそれらを含まない典型下位単位（調査地点①）に識別される。

タブノキーホルトノキ群落は隆起サンゴ礁が風化しつつある立地に成立しその中でマミアラカシ下位単位は隆起サンゴ礁の大岩角が残りやや乾燥した立地に、典型下位単位はやや湿潤な立地に成立している。群落は 300 ~ 400m に 65 種前後と日本の高木林としては構成種が多い多様な群落となっている。ヨツキ洞穴上ややや低地部分に分布していた。

②ギヨクシンカースダジイ群集（調査地点③、⑤、⑥、⑧）

高木層の高さ 17 ~ 20m の群落で、スダジイ（オキナワジイ）が高木層に 30% 以上の植被率

調査地点番号	⑨	⑩	①	⑧	⑤	⑥	⑨	⑪	⑦	④	⑫	⑬	②	⑯				
マルバルリミノキ	S	.	.	1・2				
ホウズカジンジュ	H	.	2・3				
ヒヨウタンカズラ	S	1・1	.	1・2				
リュウキユウモチ	H	1・2	.	1・2				
タブノキ	T1	1・1	.	1・1				
ナタオレノキ	S	.	+	+	+	+	+				
ヤマビワソウ	H	1・2	.	.	.				
ヤブツバキクラスの種	T1	2・2	2・2	3・3	2・2	.	.	1・1				
タブノキ	T2	.	2・2	2・2	2・2	2・2	2・2	1・1	2・2	1・1				
ホルトノキ	S	1・1	2・2	1・1	1・1	1・1	.	.	1・1	2・2	1・1	.	.	.				
H	+	+	.	2・2	.	.	.					
ホルトノキ	T1	2・2	3・3	2・2				
T2	.	3・3	3・3	.	.	2・2	.	.				
S	.	.	+	+	+	+	1・1	.	1・2				
H	1・1	.	1・2				
アオノクマタケラン	H	+	1・1	2・2	2・2	1・2	1・1	1・1	+	1・1	1・2	.	2・2	.	.			
コバンモチ	T1	.	.	1・1	.	.	1・1			
T2	2・2	2・2	2・2	.	1・1	2・3	2・2	2・2	1・1	2・2			
S	.	2・2	2・2	1・2	1・2	.	2・3	.	2・2	2・2			
H	.	+	+	+	+	2・2	+	1・1	+				
イヌガシ	T2	.	.	2・2	1・1	.	.	.	1・2	.	1・1			
S	1・1	1・1	1・1	2・2	.	1・1	+	1・2	2・2	1・1			
H	1・1	.	.	1・1	+	+	+			
ヒメユズリハ	T2	.	1・1	.	1・1	1・1	.	.	1・1			
S	+	.	.	1・1	1・1	1・1	1・1	1・1	1・1	1・1	2・2			
H	.	.	+	+	+	+	1・1	1・1	1・1	1・1	1・1			
カクレミノ	T2	2・2	.	1・1			
S	+	.	.	1・1	2・2	.	2・2	1・1	2・2	1・1			
H	+	.	.	.	1・1	+	+			
ヤブニッケイ	T2	.	.	2・2	1・1			
S	+	1・1	1・1	1・1	1・1	+	+	1・2	1・1	1・1	+			
H	.	.	+	+	+	+	1・1	1・1	1・1	1・1	1・1			
センリョウ	S	.	.	+	1・1	.	.	.	1・2	1・2			
マンリョウ	H	1・2	.	2・2	2・2	1・2	1・2	1・1	1・1	2・2			
クチナシ	T2	.	.	2・2	1・1	.	.	.	1・2			
S	1・1	1・1	2・2	2・2	1・1	1・1	1・1	1・1	1・1	1・1	1・1	1・1	.	.	.			
H	1・1	1・1	2・2	2・2	1・1	1・1	1・1	1・1	1・1	1・1	1・1	1・1	.	.	.			
ビナンカズラ	T1			
T2	.	+	+	+	+	+	+	+	+	+	+	.	2・3	.	.			
S	+	+	+	+	+	+	+	+	+	+	+	.	1・2	.	.			
H	+	+	2	.	+	+	+	+	+	+	+			
スダジイ	T1	.	.	.	3・3	1・1	5・5	4・4	.	.	2・2		
T2	2・2	3・3	2・2	2・2	.	1・1	3・3		
S	1・1	2・2	.	1・1	1・1	2・2		
H	1・1		
ボウラン	T1	+	+	+	+	+	+	+	+	+	+	+		
T2	+	+	+	+	+	+	+	+	+	+	+		
S	+	+	+	+	+	+	+	+	+	+	+		
H	+	+	1	1		
ヤマビワ	T2	1・1	.	.	2・2	1・1		
S	1・1	.	.	.	1・1	1・1	1・1	1・1	1・1	1・1	1・1	1・1	
H	1・1	1・1	1・1	1・1	1・1	1・1	1・1	1・1	1・1	1・1	1・1	1・1	
タイミンタチバナ	T2	1・1	1・1	1・1	2・2	1・1	1・1	2・2	2・2	2・2	
S	1・1	1・1	1・1	2・2	3・3	.	2・3	
H	1・1	1・1	1・1	2・2	3・3	.	1・1	
ムベ	H	+	+	+	+	+	+	+	+	+	+	+	
ケネズミモチ	T2	.	.	.	1・1	1・1	
S	+	+	2・2	.	2・2	.	2・2	.	2・2	.	2・2	.	1・1	
H	1・1	1・1	2・2	.	2・2	.	2・2	.	2・2	.	2・2	.	1・1	
フウラン	T1	+	+	+	+	2	
T2	+	+	+	+	+	2	
S	+	+	+	+	+	2	
ショウベンノキ	T2	.	.	2・2	1・1	.	2・2	.	.	
S	2・2	.	1・1	1・1	1・1	1・1	.	2・2	.	.	
H	1・1	1・1	1・1	1・1	1・1	1・1	1・1	1・1	1・1	1・1	1・1	1・1	
モクレイシ	S	+	+	+	+	+	+	+	+	+	+	+	
ニガキ	H	1・1	1・1	1・1	1・1	1・1	1・1	1・1	1・1	1・1	1・1	1・1
その他の種	T1	1・1	.	1・1	1・1	1・1	1・1	1・1	1・1	1・1	1・1	1・1
ハゼノキ	T2	1・1	1・1	1・1	1・1	1・1	1・1	1・1	1・1	1・1	1・1	1・1
S	1・1	1・1	1・1	1・1	1・1	1・1	1・1	1・1	1・1	1・1	1・1	1・1
H	1・1	1・1	1・1	1・1	1・1	1・1	1・1	1・1	1・1	1・1	1・1	1・1

調査地点番号	⑨	⑩	①	⑧	⑤	⑥	⑨	⑩	⑦	④	⑫	⑬	②	⑭
リュウキュウマツ エゴノキ	T1 4・4	2・2	1・1	3・3	4・4	1・1	2・3	4・4	4・4	4・4	・	・	・	・
イヌビワ	T1 ・	・	・	1・1	+	+	1・1	・	1・1	+	・	・	・	・
シャリンバイ	T2 ・	・	・	・	・	・	・	・	・	2・2	・	・	・	・
ツルグミ	S ・	1・1	+	・	・	・	・	・	・	2・2	・	・	・	・
ツワブキ	H ・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
サツマサンキライ	T1 ・	1・1	+	・	・	・	・	・	・	1・1	・	・	・	・
ヤマモモ	T2 ・	・	1・2	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
サカキカラマツ	S H ・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	2・2	・	・	・
イヌマキ	H トペラ	・	・	1・1	+	・	・	・	・	・	・	・	・	・
エダウチヂミザサ	H コシダ	・	・	・	・	2・2	+	1・2	・	2・2	・	・	・	・
ノキシノブ	T1 オオムラサキシキブ	・	・	・	・	・	・	・	1・1	・	・	・	・	・
ツルソバ	S ケホシダ	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	2・3	・	・
クロガネモチ	クロガネモチ ハマビワ	T1 ・	1・1	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
シマイズセンリヨウ	S カツモイノデ	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	2・2	・
コバノカナワラビ	H ヘラシダ	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	2・3	・
コゴスゲ	H ハマサルトリイバラ	・	・	・	・	・	・	1・2	・	・	・	・	1・1	・
ノボタン	H ハシゴシダ	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
リュウキュウチク	S タマシダ	・	・	2・2	・	・	・	・	・	2・2	・	・	・	・
テマシダ	H T1	・	・	1・2	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
ニガカシュウ	S H	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・

出現1回の種: in2: セリ H 1・2. シマキツネノボタン H 1・1. ヌマダイコン H 1・1. ウナギフカキ s. H +. in3: ツゲモチ T2 1・1. ミドリカタヒバ H +. in4: ヒメアリドオシ H 2・3. シンジュガヤ H +. ススキ H +. ポラン H +. in7: イジュ7 3・4. S 1・1. ピンシジュスネノキ H 2・2. in8: ヒツバ H 1・2. カシノキラン T2 +. in9: オオカナメモチ S 1・2. カキバカンノノキ T2 1・1. S +. ハマイヌビワ S 1・1. ハマセンダン T1 1・1. アカギ S +. カゴメラン H +. ナシカズラ T1 +. ネズミモチ S +. in10: アリモリソウ H 2・2. ツルコウジ H 2・2. ホラカグマ H 1・2. ヤリノホクリハラン H 1・2. サクララン H +. 2. ホウライシダ H +. 2. in12: サキシマヨウガ S 1・1. ハイアフユキセンドウサ H 1・1. in13: ノアサガオ T2 2・2. リュウキュウハナノイカダ S 1・1. H 1・1. イシカグマ H +. オオカバナムカシヨモギ H +. ヒサカキ H +. ホソバタブ H +. ホソバムクスビワ H +. ムクノキ H +. リュウキュウモクセイ S +. リュウキュウヤツデ H +. in14: オオツラフジ H +. コブナグサ H +. ハスノハカズラ S +. H +.

で優占する。群落はシロミミズ、ミミズバイ、シマミサオノキによってリュウキュウマツ群落、タブノキーホルトノキ群落と区分される。群落はマルバルリミノキ、ゴンズイ、コンロンカ、トベラを含むトベラ亜群集とそれらを含まない典型亜群集に区分される。トベラ亜群集は立地が北方向を向きやや湿潤で構成種数が60種前後、典型亜群集は南側斜面で乾燥し40～45種前後と少ない。

また、尾根部では表土が薄く、土壤も粘土質で周密となり根は深く伸張できない。このため根は板根を形成して地表を這って、地上部を支えるため独特の景観を呈している。



図4 胸高直徑が60cmを越えるスタジイ



図3 ギョクシンカースジダイ群集外観



図5 伐採による萌芽個体の多いスタジイ林

③リュウキュウマツ群落（調査地点④⑦⑪）

リュウキュウマツ群落は15～20mある高木層にリュウキュウマツが植被率50%以上で優占する群落である。構成種数は40～50種と徳之島の他の高木林群落に比較して少ない。

本群落はトキワカモメヅル、ゴンズイ、コンロンカ、クワズイモ、オオバチヂミザサを含むトキワカモメヅル下位単位（調査地点⑦、⑪）と典型下位単位調査地点④）に識別される。典型下位単位は尾根上のやや乾燥した立地にトキワカモメヅル下位単位は谷上地を含む湿んだやや湿潤な立地に成立している。

当地区のリュウキュウマツ群落の起源は戦前の植林によるものが多く胸高直徑が70cmを越えるも多い。また、戦時中航空燃料として松ヤニを採取したといわれ、そのときのひっかき傷、その後の剥離痕となっているものが多數ある。

カムイヤキ陶器窯跡の森の東側に隣接する面積国有林253は小林班内には大正天皇が即位したことを記念し、大正3年に整地し、大正4年にリュウキュウマツ6千本、クロマツ9千本を



図6 ひっかきキズのあるリュウキュウマツ

植えたという碑があることから、当地のリュウキュウマツ群落は植林後100年前後の森であることを示している。

リュウキュウマツの樹皮は厚くスボンジ状になり保水性がある。また、亀の甲状に割れるため樹幹は凹凸が大きくなり、胞子や微少な種子が付着して発芽するため多くの植物が着生する。その中にはフウランやボウランなどの絶滅危惧植物も含まれる。

(2) 低木林

④アマクサギーウラジロエノ群集



図7 リュウキュウマツ林内部



図8 大正3年天皇即位を記念しての植栽碑



図9 面細林木遺伝資源保存林の看板

(調査地点⑬)

草地と森林を結ぶ林縁部には成長の速い先駆性の落葉樹と蔓植物からなる群落が発達し、森林内に風が侵入しないような群落をつくる。

1 地点のみの調査ではあるが、アカメガシワ、ハゼノキ、ムクノキ、エゴノキなどの先駆性の落葉樹が低木ないし亜高木層に生え、その上をノアサガオ、テリハブドウ、サカキカズラ、サツマサンキライ、ビナンカズラ、リュウキュウウマノスズクサなどの蔓植物が覆う林縁植物群落が発達する。調査地はシイ林とセイコノヨシ群落が発達している放棄された湿田の接続部に当たる。当地点は溪流由来の立地のため、オオキバナムカシヨモギ、ヤマビワソウ、ホソバタブなどの植物も随伴する。

(3) 草本植物群落

⑤ハチジョウスキ群落（調査地点⑫）

ハチジョウスキは一般には海岸植物であるが南西諸島では海岸部から山頂付近まで分布する。自然破壊等擾乱のあった場所では初期段階で侵入し、群落を形成する。

路傍周辺や耕作放棄地では最初にハイアワユキセンダングサ等の帰化植物を中心とした群落であるが、その後在来のハチジョウスキ群落となる。遷移が進むと先駆性の落葉広葉樹であるアカメガシワやウラジロエノキなど先駆性の落葉樹が優占するアマクサギーウラジロエノキ群集へと遷移する。

調査した群落は耕作が放棄されたところに成立しているハチジョウスキ群落で、放棄後6年から9年経過し、ハチジョウスキが優占し、その中にハゼノキ、サキシマフヨウ、アカメガシワなどの先駆性の落葉広葉樹種が侵入し、組成的にはすでに、アマクサギーウラジロエノキ群集と同一で、林縁でしばしば見られる。

⑥セイコノヨシ群落（調査地点②、⑭）

セイコノヨシは九州南部および南西諸島の湿润地および湿地に普遍的な植物で、九州南部では主に河川等の湿润地に群落を形成している。止水域では九州南部以北はヨシ群落であるが、琉球諸島ではセイコノヨシが進出する。群落は2層構造で草本第一層に4mのセイコノヨシがびっしりと生え、その下の第2層草本層にはテツホシダが優占し、シマキツネノボタン、ケホシダなどが随伴する。

3. 植生分布の概要

前述のとおり、環境省の公開している植生図（2万5千分の一）ではギョクシンカースダジイ群集、リュウキュウマツ群落、湿地にヨシクラス、平坦地は雑草群落となっている。（空中写真の判読ではこのような解析となる。）

隆起サンゴ礁による琉球石灰岩と中生代地層との境界はこの地域では標高165mと考えられ、タブノキーホルトノキ群落はおおむね山塊の標高165m未満の南東側に点在する。

165m以上で酸性土壌となるため、リュウキュウマツ群落あるいはギョクシンカースダジイ群集となる。一般に北西側の斜面や谷部は被陰が起こりやすく、陽樹のリュウキュウマツは群落の形成はしくい。陰樹であるスダジイやタブノキ等はある程度の被陰があっても成長し、ギョクシンカースダジイ群集をつくりやすい。尾根部および山頂部は日当たりもよく乾燥もし

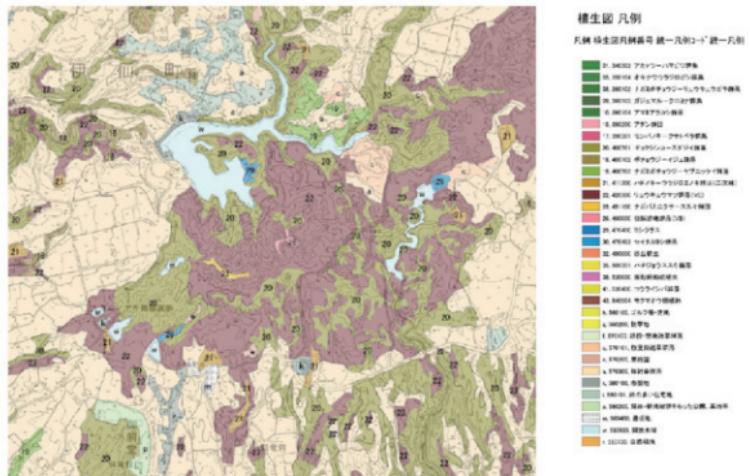


図 10 カミイヤキ陶器窯跡植生図

やすいため、乾燥に耐えられるリュウキュウマツが群落をつくり広く占める。マツは陽樹であるため一度群落を形成すると次世代が育たない。このため、風水害等で高木層だけが破壊されると、ギヨクシンカースダジイ群集に置き換わってしまう。また植林されてから長い時間が経過すると、リュウキュウマツの下の亜高木層・低木層から成長してきた樹木が群落をつくる。

また、平坦地は畑地雑草群落となる。

4. 特徴的な植物

調査対象地域は二次林が中心の場所である。徳之島には固有の植物種も多いが、人の攢乱によってできた環境が現在ほとんど攢乱もなくなり、二次遷移が進行中である。この中でカミイヤキと関連の考えられる植物や希少な植物について地域内での概要について述べる。

(1) スダジイ（ブナ科）

薪として火持ちもよく、カミイヤキの炉を加熱するときに利用されたと考えられる樹木で、酸性土壌に生育する。調査地内では尾根や山頂部を中心に広く分布し、個体数も多い。また、萌芽力が強く伐採によって萌芽が促される。

(2) アマミアラカシ（ブナ科）

薪として火持ちもよく、カミイヤキの炉を過熱するときに利用されたと考えられる樹木で、徳之島では塩基性土壌に群落をつくる。ヨツキ洞穴付近の石灰岩地に分布し、シイ林中には見かけない。スダジイ同様萌芽力が強く繰り返しの伐採に耐えられる。

(3) イジュ（ツバキ科）

奄美大島以南の酸性土壤に生える樹木で成長も早く、広葉樹としては垂直に伸びることやシロアリ等の虫害に耐性があるため建築材に利用される。このため、奄美諸島以南では植林されることも多い。高倉や家屋の柱などに多用された。有毒成分を含みかつては魚毒を使った漁法にも利用され、人の生活と深いつながりがあった。

(4) オキナワウラジロガシ（ブナ科）

スダジイ同様に燃料として火力も強い。徳之島の酸性土壤での森林を特徴付ける種であるが、やや内陸部に自生する種で犬田部岳の麓から山脚部、中腹部にかけて群落をつくっているが、カムイヤキの森内では調査期間中確認されなかった。

(5) リュウキュウマツ（マツ科）

マツは主に酸性土壤に生育する針葉樹で貧栄養の立地にも生育し、成長が速く、材として粘りのあるものもあることからしばしば全国で植林された。また、樹液からとれる松ヤニは多様な利用法があった。北米からのマツ材移入でマツノザイセンチュウも移入され日本のマツクイムシ被害は起源となったといわれるが、カムイヤキの森内でも今回の調査で罹患しているものが発見されている。

(6) ナンゴクホウチャクソウ（ユリ科）

奄美大島以南のシイ林やリュウキュウマツ林の林床に散在して分布するがカムイヤキの森では集中的に分布しているところが多数ある。植物体は50cm内外、花弁は淡黄色で芳香がある。

5. 絶滅危惧植物

環境省の絶滅危惧植物については以下の6種を確認した。

(1) オオカナメモチ（バラ科）

テツリンジュとも呼ばれ、本州以南に分布する常緑の中低木で幹の樹皮が剥がれる。徳之島では主に塩基性土壤に生育し、衛生センター近くにあるタブ林中の道路辺に5m未満の低木が10株程度分布していた。絶滅危惧1A類(CR)に指定され全国的には希少な植物であるが、徳之島では南部に比較的多くの個体を見ることができる。

(2) フウラン（ラン科）

樹木に着生したり、岩上地に地生する多年生植物。伐採や園芸目的の採取のため激減し現在は環境省絶滅危惧植物1A類に指定されるとともに鹿児島県の指定希少野生動植物の種もある。カムイヤキの森ではリュウキュウマツの樹皮で8~10m程度の位置に着生している。マツクイムシ被害によって着生場所が失われることが懸念される。

(3) ボウラン（ラン科）

フウランと同様樹木に着生したり岩上地に地生したりする多年生植物。伐採や園芸目的の採取のため激減し現在は環境省準絶滅危惧植物に指定される。カムイヤキの森ではリュウキュウマツの樹皮で8~10m程度の位置に着生している。フウラン同様の懸念がある。

(4) カシノキラン（ラン科）

関東以南の照葉樹林帯に分布し、樹木に着生する。環境省絶滅危惧植物Ⅱ類。やや湿度の高い森林の樹幹に着生する。高木層にリュウキュウマツが優占し、スダジイ林に遷移する森林中のスダジイに着生していた。

(5) ヤエヤマネコノチチ（クロウメモドキ科）

果実がネコの乳頭のような形をした低木で奄美大島以南に分布する。環境省絶滅危惧植物Ⅱ類。石灰岩地上でリュウキュウマツが優占するが、ホルトノキやアマミアラカシが生えるタブ林中に生えていた。

(6) リュウキュウハナイカダ（ミズキ科）

ハナイカダに似るが葉が厚く全体に大柄。環境省準絶滅危惧植物。水田放棄地とリュウキュウマツ林の林縁に当たる先駆性落葉樹林の中に数株確認した。

6. 過去の植生

カムィヤキ古窯跡群（IV）発掘調査報告によると、24点の炭化材について木部の落射顕微鏡の樹種同定を行っている。

同定された植物としてオキナワジイ14点、コナラ属アカガシ亜属2点、モチノキ属1点、ヤブツバキ21点、サカキ2点、アワブキ属1点タイミンタチバナ1点不明1点環孔材（不明）1手1点と分析された。このうちコナラ属アカガシ亜属はウラジロガシあるいはオキナワウラジロガシ、モチノキ属はクロガネモチ、イヌツゲ、モチノキ、アワブキ属は特定されていない見解であった。

現在のフロラから見るとコナラ属アカガシ亜属はこのカムィヤキ古窯跡群の位置にはオキナワウラジロガシ、ウラジロガシはなくアマミアラカシが生えていることからアマミアラカシ、モチノキ属は徳之島のフロラにあるツゲモチ、オオシイバモチ、リュウキュウモチ、クロガネモチ、ムッチャガラ、モチノキのうち、ムッチャガラを除くツゲモチ、オオシイバモチ、リュウキュウモチ、クロガネモチ、モチノキ、アワブキ属はヤンバルアワブキ、ナンバンアワブキ、ヤマビワが考えられる。

いずれにしろ多用された燃料は材の周密なスダジイ（オキナワジイ）と考えられる。交易には集落に近く海辺のほうが利便性はあったと考えるが、陶土の供給があり、材が周密で火力が強く、萌芽力が強いため繰り返し伐採・利用ができるスダジイが、ふんだんに生えているこの位置を選んだことが推察される。

地質環境はここ数百年で変化しないため、カムィヤキ隆盛時の環境は今と大して変化はなかったと推定される。ところが、今と大きく変化しているのは里山への干渉がかつては強大だったことである。すなわち燃料供給、牛馬の飼料、畑の肥料として徹底的にかつて里山は利用された。また、現在はカムィヤキ陶器窯跡のふもとの平地は整備された農地となっているが、かつては多くが不毛のカルスト地形だったと推定される。

このため面糸や伊仙の集落付近はガジュマルやハマイヌビワの高木群落、集落の周辺では耕作地として利用できるところは耕作地雜草群落、利用できない急峻な場所は薪供給の場で、ウ

ラジオエノキーアカメガシワ群集や二次林のタブノキーホルトノキ群落、一部にアマミアラカシ群落が形成され、やや緩やかな斜面では牛馬の飼料や屋根葺き用の茅であるチガヤ、ススキ、トキワススキを刈り取る採草地が形成され、草地が広がっていた。また、利用できる湿地は水田として開削され、その周辺にはセイコノヨシ群落が広がっていたと推定される。

カムイヤキ陶器窯跡周辺は標高165m以上で、酸性土壌である。火力の強く繰り返しの伐採にも耐え安定的な群落をつくるスダジイが生える土壤で、現在と同様スダジイが生え群落を形成していたものと思われる。スダジイは伐採が繰り返されたため現在よりかなり群落の高さが低く構成種数の少ないスダジイ群落が形成されていたことになる。なお、この標高でも平坦な場所では耕作地があり、傾斜の緩いところには採草地も広がっていたであろう。

7 植生の保全

史跡の保全には、植生管理が重要である。そのためには、史跡をどのような形態で残すのか、史跡周辺部を含め、どのような活用を目指し、どのようなゾーニングを行うかの検討が行われると植生についての管理方針を策定できる。

主なゾーンとして①史跡ゾーン ②緩衝ゾーン ③史跡活用・体験ゾーンが想定される。

(1) 史跡ゾーン

史跡ゾーンは カムイヤキ陶器窯跡を含む現史跡部周辺および未指定の窯跡部周辺である。

窯跡・史跡の維持を行うため基本的には自然の遷移のままにすべきところである。ところが史跡見学のために人が訪れ踏圧等の人为的干渉が強くなつて地形が変形してしまい、価値が失われてしまう懸念があるところも生じる。明確に人の侵入を規制するゾーンを作るべきである。また、逆に言うと史跡の活用を促すためにも誘導路が必要になる。誘導路は人の利用状況次第であるが、踏圧および降雨による土壤洗掘の進行を避けるために路面舗装あるいはボードウォーク設置等を施す事態も考慮する必要もある。

(2) 緩衝ゾーン

緩衝ゾーンは 史跡周辺にあって製陶のため必要な空間すなわち燃料供給、陶土供給、木くみ場等を中心に想定すべきであろう。

ここでは、当時の植生を復元するところと現在の植生を含むところの両面が見られるところが望ましい。

当時の植生は、カムイヤキ焼成のため周辺部は人为的擾乱が顕著で斜面は薪山でスダジイは定期的な伐採がなされ、萌芽林であったと考えられる。窯の直近は不定期的に起こる失火のため、回復途上の草地になつたり、先駆性の落葉広葉樹林であつたりした事が推定される。

よって、緩衝ゾーンは基本的には森林で現況のまま維持するが、定期的に地域の生活の一環として木材の伐採利用を取り入れ、時に生活体験、自然体験、自然観察にも活用できる森であつて差し支えない。

森内には、遊歩道が必要で、現況のものを活用し土壤洗掘等の起こりやすいところでは路面舗装等を取り入れるべきところである。

(3) 史跡活用・体験ゾーン

史跡活用・体験ゾーンは、史跡の価値を国民的財産として活用することが可能な場所である。駐車場、トイレ、ガイダンス施設の整備をはかり、体験施設、広場などの設置も考慮すべきであろう。

このゾーンには植栽も必要な場合もあるが、基本的には外来の園芸種を取り入れず、在来種の中から選択すべきである。ただし当時の交易から徳之島に導入されたと思われる種、地域の人々が旧来から愛でてきた種については由来等も表示すると文化的な価値が高まる。

(4) マツクイムシの被害対策

現況の課題として進行中のマツクイムシ被害対策がある。

平成26年2月時点では徳之島北部でマツクイムシ被害は甚大であったが、カムイヤキ陶器窯跡群周辺を含む徳之島南部には未侵入であったが、今回の調査中に写真のような侵入痕を数カ所で確認し、森林管理署に報告した。

マツクイムシが侵入するとほとんどのマツは枯れ、景観が著しく変化する。また、このリュウキュウマツには絶滅危惧植物で鹿児島県の指定希少野生動植物の種であるフウランも多数着生している。

また、カムイヤキ陶器窯跡周辺には日本軍がつくった塹壕が多数あり、前述の通り松ヤニ採取のひっかき傷もある見事なリュウキュウマツが連続するところもある。マツは戦争遺跡の一つともいえる。

マツクイムシ被害対策には未罹患の対象木周辺に対して予防散布（ヘリコプターや地上からの噴霧器により薬剤を散布し、羽化脱出したカミキリの成虫を駆除することで、被害の蔓延を防止する。）樹幹注入（健壮な松の木に穴を開け、線虫の侵入を防ぐ薬剤を注入し、松枯れを予防する。）などがあり、被害拡大防止のためのくん蒸処理（松くい虫被害により枯死した木を伐倒したあとビニールで包んで薬剤によりくん蒸し、松材の中にいるカミキリの幼虫等を駆除する。）焼却処理（松くい虫被害木を伐倒し、焼却することで、松材の中にいるカミカミキリムシが穿孔したマツキリの幼虫等を駆除する。）を施す必要もある。

しかしながら大規模な予防散布は生態系に及ぼす影響が大きく、カムイヤキの森では採用しがたい。

現実的な対応は、戦争遺跡としてリュウキュウマツを残すべき典型的な場所を早急に選定して樹幹注入や地上からの散布等で対応することが望まれる。

植生図で森全体で見るとリュウキュウマツ群落は広い面積を占めている。マツクイムシ被害によって、リュウキュウマツは枯死しマツ林は失われる。しかしながらリュウキュウマツの下層には既にギョクシンカースダジイ群集のスタジイを中心とした植物が定着している。景観的には森が塊状・バッチ状に黄変、褐色に変化しその後数年のうちに緑を回復することが予想される。安定した濃い緑の二次林のギョクシンカースダジイ群集に変化していくことが想定され



図 11 マツノマダラカミキリの穿孔屑

る。

課題は枯木対策、史跡の活用、森の活用するため遊歩道を敷設したとき、訪問者の安全対策としてマツクイムシ被害にあった枯木の処理も適宜行う必要がある。

参考・引用文献

- 初島住彦 (1986) 改訂 鹿児島県植物目録 290pp. 鹿児島植物同好会. 鹿児島
堀田満 編 (2002) 鹿児島県の絶滅のおそれのある野生動植物 植物編 657pp. 鹿児島県
宮脇昭 編著 (1989) 日本植生誌 沖縄・小笠原 637pp. 至文堂. 東京
宮脇昭・奥田重俊 編著 (1990) 日本植物群落図説 九州 784pp. 至文堂. 東京
宮脇昭 他 (1974) 名瀬市の植生 128 pp. 名瀬市. 鹿児島
大野照好・寺田仁志 (1996) 徳之島の植生 99-113p. 鹿児島の自然調査事業報告書Ⅲ 奄美
の自然 鹿児島県立博物館
町田洋 他 (2001) 日本の地形 7 九州・南西諸島 355pp. 東京大学出版会

参考資料6

関係法令抄録

1. 文化財保護法

(昭和 25 年 5 月 30 日法律第 214 号 最終改正：平成 26 年 6 月 13 日法律第六九号)

第 109 条 文部科学大臣は、記念物のうち重要なものを史跡、名勝又は天然記念物（以下「史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。（以下略）

第 113 条 史跡名勝天然記念物につき、所有者がないか若しくは判明しない場合又は所有者若しくは第 119 条第 2 項の規定により選任された管理の責めに任すべき者による管理が著しく困難若しくは不適当であると明らかに認められる場合には、文化庁長官は、適当な地方公共団体その他の法人を指定して、当該史跡名勝天然記念物の保存のため必要な管理及び復旧（当該史跡名勝天然記念物の保有のため必要な施設、設備その他の物件で当該史跡名勝天然記念物の所有者の所有又は管理に属するものの管理及び復旧を含む。）を行わせることができる。（以下略）

第 115 条 第 113 条第 1 項の規定による指定を受けた地方公共団体その他の法人（以下この章及び第 12 章において「管理団体」という。）は、文部科学省令の定める基準により、史跡名勝天然記念物の管理に必要な標識、説明板、境界標、開いその他の施設を設置しなければならない。

2 史跡名勝天然記念物の指定地域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があつたときは、管理団体は、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。（以下略）

第 125 条 史跡名勝天然記念物に關しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならぬ。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。（以下略）

第 168 条 次に掲げる場合には、関係各省各庁の長は、あらかじめ、文部科学大臣を通じ文化庁長官の同意を求めなければならない。

- 1 重要文化財又は史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするとき。
- 2 所管に属する重要文化財又は重要有形民俗文化財を輸出しようとするとき。
- 3 所管に属する重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物の貸付、交換、売払、譲与その他の処分をしようとするとき。
- 2 各省各庁の長以外の国の機関が、重要文化財又は史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、あらかじめ、文化庁長官の同意を求めなければならない。

2. 文化財保護法施行令

(昭和 50 年 9 月 9 日政令第 267 号 最終改正：平成 24 年 7 月 25 日政令第 202 号)

第 5 条（中略）

4 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（第一号イからトまで及びリに掲げる現状変更等が市の区域内において行われる場合、同号チに掲げる現状変更等を行う動物園又は水族館が市の区域内に存する場合並びに同号ヌに規定する指定区域が市の区域内に存する場合にあつては、当該市の教育委員会）が行うこととする。

1 次に掲げる現状変更等（イからヘまでに掲げるものにあつては、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内において行われるものに限る。）に係る法第百二十五条 の規定による許可及びその取消し並びに停止命令

- イ 小規模建築物（階数が 2 以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であつて、建築面積（増築又は改築にあつては、増築又は改築後の建築面積）が 120 平方メートル以下のものをいう。ロにおいて同じ。）で 3 月以内の期間を限つて設置されるものの新築、増築、改築又は除却
- ロ 小規模建築物の新築、増築、改築又は除却（増築、改築又は除却にあつては、建築の日から 50 年を経過していない小規模建築物に係るものに限る。）であつて、指定に係る地域の面積が 150 ヘクタール以上である史跡名勝天然記念物に係る都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条第 1 項第 1 号の第 1 種低層住居専用地域又は第 2 種低層住居専用地域におけるもの
- ハ 工作物（建築物を除く。以下このハにおいて同じ。）の設置、改修若しくは除却（改修又は除却にあつては、設置の日から 50 年を経過していない工作物に係るものに限る。）又は道路の舗装若しくは修繕（それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。）
- ニ 法第 115 条第 1 項（法第 120 条 及び第百 172 条第 5 項 において準用する場合を含む。）に規定する史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置、改修又は除却
- ホ 埋設されている電線、ガス管、水管又は下水道管の改修
- ヘ 木竹の伐採（名勝又は天然記念物の指定に係る木竹については、危険防止のため必要な伐採に限る。）
- ト 天然記念物に指定された動物の個体の保護若しくは生息状況の調査又は当該動物による人の生命若しくは身体に対する危害の防止のため必要な捕獲及び当該捕獲した動物の飼育又は当該捕獲した動物への標識若しくは発信機の装着
- チ 天然記念物に指定された動物の動物園又は水族館相互間における譲受け又は借受け
- リ 天然記念物に指定された鳥類の巣で電柱に作られたもの（現に繁殖のために使用されるものを除く。）の除却
- ヌ イからリまでに掲げるものほか、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域のうち指定区域（当該史跡名勝天然記念物の管理のための計画を都道府県の教育委員会（当該計画が町村の区域を対象とする場合に限る。）又は市の教育委員会（当該計画が市の区域を対象とする場合に限る。）が定めている区域のうち当該都道府県又は市の教育委員会の申出に係るもので、現状変更等の態様、頻度その他の状況を勘案して文化庁長官が指定する区域をいう。）における現状変更等

3. 森林法

(昭和 26 年 6 月 26 日法律第 249 号 最終改正：平成 26 年 6 月 13 日法律第 69 号)

第 34 条 保安林においては、政令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければ、立木を伐採してはならない。(以下略)

第 34 条の 2 保安林においては、当該保安林に係る指定施業要件に定める立木の伐採の方法に適合し、かつ、当該指定施業要件に定める伐採の限度を超えない範囲内において折伐による立木の伐採（人工植栽に係る森林の立木の伐採に限る。第三項において同じ。）をしようとする者は、前条第一項第一号、第四号から第七号まで及び第九号に掲げる場合を除き、農林水産省令で定める手続に従い、あらかじめ、都道府県知事に森林の所在場所、伐採立木材積、伐採方法その他農林水産省令で定める事項を記載した折伐の届出書を提出しなければならない。

第 34 条の 4 森林所有者等が保安林の立木を伐採した場合には、当該保安林に係る森林所有者は、当該保安林に係る指定施業要件として定められている植栽の方法、期間及び樹種に関する定めに従い、当該伐採跡地について植栽をしなければならない。(以下略)

4. 自然公園法

(昭和 32 年 6 月 1 日法律第 161 号 最終改正：平成 26 年 6 月 13 日法律第 69 号)

第 5 条 国立公園は、環境大臣が、関係都道府県及び中央環境審議会（以下「審議会」という。）の意見を聞き、区域を定めて指定する。(以下略)

第 33 条 国立公園又は国定公園の区域のうち特別地域及び海域公園地区に含まれない区域（以下「普通地域」という。）内において、次に掲げる行為をしようとする者は、国立公園にあつては環境大臣に対し、国定公園にあつては都道府県知事に対し、環境省令で定めるところにより、行為の種類、場所、施行方法及び着手予定日その他環境省令で定める事項を届け出なければならない。ただし、第 1 号、第 3 号、第 5 号及び第 7 号に掲げる行為で海域内において漁具の設置その他漁業を行うために必要とされるものをしようとする者は、この限りでない。

- 1 その規模が環境省令で定める基準を超える工作物を新築し、改築し、又は増築すること（改築又は増築後において、その規模が環境省令で定める基準を超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。）。
- 2 特別地域内の河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。
- 3 広告物その他これに類する物を掲出し、若しくは設置し、又は広告その他これに類するものを工作物等に表示すること。
- 4 水面を埋め立て、又は干拓すること。
- 5 鉱物を掘採し、又は土石を採取すること（海域内においては、海域公園地区の周辺一キロメートルの当該海域公園地区に接続する海域内においてする場合に限る。）。
- 6 土地の形状を変更すること。
- 7 海底の形状を変更すること（海域公園地区の周辺一キロメートルの当該海域公園地区に接続する海域内においてする場合に限る。）。

5. 農地法

(昭和 27 年 7 月 15 日法律第 229 号 最終改正：平成 26 年 6 月 13 日法律第 69 号)

第 4 条 農地を農地以外のものにする者は、政令で定めるところにより、都道府県知事の許可（その者が同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地を農地以外のものにする場合（農村地域工業等導入促進法（昭和 46 年法律第 112 号）その他の地域の開発又は整備に関する法律で政令で定めるもの（以下「地域整備法」という。）の定めるところに従つて農地を農地以外のものにする場合で政令で定める要件に該当するものを除く。第五項において同じ。）には、農林水産大臣の許可）を受けなければならない。

6. 農業振興地域の整備に関する法律

(昭和 44 年 7 月 1 日法律第 58 号 最終改正：平成 26 年 6 月 13 日法律第 69 号)

第 6 条 都道府県知事は、農業振興地域整備基本方針に基づき、一定の地域を農業振興地域として指定するものとする。（中略）

第 7 条 都道府県知事は、農業振興地域整備基本方針の変更により又は経済事情の変動その他情勢の推移により必要が生じたときは、遅滞なく、その指定した農業振興地域の区域を変更し、又はその指定を解除するものとする。

2 前条第 4 項から第 6 項までの規定は、前項の規定による変更又は解除について準用する。

第 15 条の 2 農用地区域内において開発行為（宅地の造成、土石の採取その他の土地の形質の変更又は建築物その他の工作物の新築、改築若しくは増築をいう。以下同じ。）をしようとする者は、あらかじめ、農林水産省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。

7. 道路法

(昭和 27 年 6 月 10 日法律第 180 号 最終改正：平成 26 年 6 月 18 日法律第 72 号)

第 32 条 道路に次の各号のいずれかに掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用しようとする場合においては、道路管理者の許可を受けなければならない。

- 1 電柱、電線、変圧塔、郵便差出箱、公衆電話所、広告塔その他これらに類する工作物
- 2 水管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件
- 3 鉄道、軌道その他これらに類する施設
- 4 歩廊、雪よけその他これらに類する施設
- 5 地下街、地下室、通路、浄化槽その他これらに類する施設
- 6 露店、商品置場その他これらに類する施設
- 7 前各号に掲げるものを除く外、道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のある工作物、物件又は施設で政令で定めるもの（以下略）

参考資料 7

参考文献

発掘調査報告書（年代順）

- 牛ノ浜修・堂込秀人(編) 1983 「面繩第1、第2貝塚」伊仙町埋蔵文化財発掘調査報告書1 伊仙町教育委員会
吉永正史・宮田栄二(編) 1984 「大田布貝塚」伊仙町埋蔵文化財発掘調査報告書2 伊仙町教育委員会
新東晃一・青崎和憲(編) 1985a 「カムイヤキ古窯跡群Ⅰ」伊仙町埋蔵文化財発掘調査報告書3 伊仙町教育委員会
牛ノ浜修・堂込秀人(編) 1985 「面繩貝塚群」伊仙町埋蔵文化財発掘調査報告書4 伊仙町教育委員会
新東晃一・青崎和憲(編) 1985b 「カムイヤキ古窯跡群Ⅱ」伊仙町埋蔵文化財発掘調査報告書5 伊仙町教育委員会
牛ノ浜修・井上秀文(編) 1986 「ヨツキ洞穴」伊仙町埋蔵文化財発掘調査報告書6 伊仙町教育委員会
立寺次郎・長野真一(編) 1988 「喜念原始墓・喜念クバンシャ遺跡・喜念クバンシャ岩陰墓」伊仙町埋蔵文化財発掘調査報告書7 伊仙町教育委員会
堂込秀人・栗林文夫(編) 1994 「天城遺跡・下島椎遺跡」伊仙町埋蔵文化財発掘調査報告書9 伊仙町教育委員会
青崎和憲・伊藤勝徳(編) 2001 「カムイヤキ古窯跡群Ⅲ」伊仙町埋蔵文化財発掘調査報告11 伊仙町教育委員会
新里亮人(編) 2005 「カムイヤキ古窯跡群Ⅳ」伊仙町埋蔵文化財発掘調査報告書12 伊仙町教育委員会
新里亮人(編) 2010 a 「川嶺辻遺跡」伊仙町埋蔵文化財発掘調査報告書13 伊仙町教育委員会
新里亮人(編) 2010 b 「中筋川トゥール墓跡」伊仙町埋蔵文化財発掘調査報告書14 伊仙町教育委員会
新里貴之(編) 2013 「徳之島トマチ遺跡の研究」鹿児島大学
南西諸島水中文化遺産研究会・鹿児島大学法文学部物質文化論研究室(編) 2013 「水中文化遺産データベース作成と水中考古学の推進 海の文化遺産総合調査報告書－南西諸島編－」特定非営利法人アジア水中考古学研究所

シンポジウム記録集（年代順）

- 名瀬市立奄美博物館(編) 2001 「徳之島カムイヤキ窯跡群の世界・徳之島をめぐる歴史と文化」
伊仙町教育委員会 2002 「カムイヤキ古窯跡群シンポジウム資料集」
伊藤勝徳・新里亮人(編) 2009 「徳之島カムイヤキ陶器窯跡国指定史跡登録記念シンポジウム記録集～カムイヤキの郷（さと）徳之島発～奄美諸島の重要遺跡の保存・活用に向けて」伊仙町文化財関連事業報告(1) 伊仙町教育委員会

その他等行政刊行物（年代順）

- 鹿児島県立博物館 1996 「奄美の自然」鹿児島の自然調査報告書Ⅲ
鹿児島県伊仙町役場 2002 「2002年町勢要覧」
鹿児島県大島郡伊仙町 2005 「第4次伊仙町総合計画」
財团法人南西地域産業活性化センター 2005 「南西諸島の離島地域活性化に関する調査研究～伊仙町における健康長寿をいかした町おこし事業に関する調査研究～」
宇検村・伊仙町・奄美市 2011 「宇検村・伊仙町・奄美市による文化財総合把握モデル事業報告書」

論文等（五十音順）

- 赤司善彦 1991 「研究ノート朝鮮産無釉陶器の流入」『九州歴史資料館研究論集』53～67頁 九州歴史資料館
赤司善彦 1999 「徳之島カムイヤキ古窯跡採集の南島陶質土器について」『九州歴史資料館研究論集』24 49～60頁 九州歴史資料館
赤司善彦 2002 「カムイヤキと高麗陶器」『カムイヤキ古窯支群シンポジウム』42～48頁 奄美群島文化交流推進事業
文化交流推進事業文化交流部会
赤司善彦 2004 「高麗陶器とカムイヤキ」『鹿児島考古』第38号 81～90頁 鹿児島県考古学会
安里 進 1975 「グスク時代開始期の若干の問題について - 久米島ヤジャーガマ遺跡の調査から - 」『沖縄県立博物館紀要』1 36～54頁 沖縄県立博物館
安里 進 1987 「琉球・沖縄の考古学の時期区分をめぐる諸問題(上)」『考古学研究』34・3 65～84頁 考古学研究会
安里 進 1990 「考古学から見た琉球史(上)」ひるぎ社
安里 進 1991 「沖縄の広底土器・亀焼系土器の編年について」『交流の考古学 三島会長古稀記念号』579～593頁 肥後考古学会

- 安里 進 1998 「グスク・共同体・村」 榎原書林
- 安里 進 2004 「考古学による琉球王国形成の新展望」「文化の多様性と21世紀の考古学」100～109頁 考古学研究会
- 安里 進 2006 「カムイヤキ(亀焼)の器種分類と器種組成の変遷」「吉岡康暢先生古稀記念論集 陶磁器の社会史」129～140頁 桂書房
- 伊藤慎二 2014 「貝塚時代前1期～前5期における文化交流の特質と解釈」「沖縄考古学会2014年度研究発表資料集」 沖縄考古学会
- 池田栄史 1987 「類須恵器出土地名表」「琉球大学法文学部紀要 史学・地理学篇」30 115～147頁 琉球大学法文学部
- 池田栄史 1993 「南島の類須恵器」「季刊考古学」30～32頁 雄山閣出版（中村浩、望月幹夫（編）2001『土師器と須恵器』普及版季刊考古学 100～102頁に再録）
- 池田栄史 2000 「須恵器からみた琉球列島の交流史」「古代文化」52 34～38頁 古代学協会
- 池田栄史 2001 「東アジア中世の交流・交易と類須恵器」「第4回 沖縄研究国際シンポジウム 基調報告・研究発表要旨」36頁 沖縄研究国際シンポジウム実行委員会
- 池田栄史 2003 「増補・類須恵器出土地名表」「琉球大学法文学部人間科学科紀要 人間科学」11 201～242頁 琉球大学法文学部
- 池田栄史 2004 「類須恵器と貝塚時代後期」「考古資料大観」12 213～222頁 小学館
- 池田栄史 2005 「類須恵器とカムイヤキ古窯跡群」「肥後考古」13 93～102頁 肥後考古学会
- 池田栄史（編） 2005 「南島出土須恵器の出自と分布に関する研究」平成14年度～平成16年度科学研究費補助金 基盤研究（B）（2）研究成果報告書 琉球大学法文学部
- 池田栄史 2007 「古代・中世の日本と琉球列島」「東アジアの古代文化」2～19頁 大和書房
- 池田栄史 2009 「第2節 カムイヤキの生産と流通」「中世東アジアの周縁世界」44～56頁 同成社
- 池田栄史 2014 「中世南九州と琉球國成立以前の琉球列島」「黎明館特別企画展 南からみる中世の世界～海に結ばれた琉球列島と南九州」134～147頁 「南からみる中世の世界」実行委員会
- 池田栄史・豊見山植・八木沢一郎 1986 「類須恵器出土地名表」南島の須恵器シンポジウム資料
- 伊藤慎二 2014 「貝塚時代前期～前5期における文化交流の特質と解釈」「沖縄考古学会2014年度研究発表資料集」18～25頁 沖縄考古学会
- 大西和智 1996 「南島須恵器の問題点」「南日本文化」29 19～35頁 鹿児島短期大学附属南日本文化研究所
- 荻野繁春 1993 「中世西日本における貯蔵容器の生産」「考古学雑誌」78・3 31～73頁 日本考古学会
- 亀井明徳 1993 「南西諸島における貿易陶磁器の流通経路」「上智アジア学」11 11～45頁 上智大学アジア文化研究所
- 義 慶和 1993 「徳之島の墓地(古代・中世・近世)」「鹿児島県考古学年報」
- 義 慶和・四本伝宏 1984 「亀焼古窯」「鹿児島考古」18 145～149頁 鹿児島県考古学会
- 木下尚子 2002 「貝交易と国家形成・9世紀～13世紀を対象に」『先史琉球の生業と交易』平成11～13年度科学研究費補助金基盤研究（B）研究成果報告書 117～144頁 熊本大学法文学部
- 金武正紀 1986 「沖縄の南島須恵器」「南島の須恵器シンポジウム」
- 国分直一 1959 「奄美諸島圓と周辺地区」「奄美-自然と文化 論文編 奄美大島の先史時代」46～49頁 九学会連合奄美大島共同調査委員会
- 坂井秀弥 2004 「埋蔵文化財行政と史跡の保護」「日本の史跡・保護の制度と行政」159～182 頁著刊行会
- 佐藤伸二 1970 「南島の須恵器」「東洋文化」48・49 169～204頁 東京大学東洋文化得研究所
- 下地安弘 1997 「朝鮮と琉球」「考古学による日本歴史」10 141～150頁 雄山閣出版株式会社
- 白木原和美 1973 「類須恵器集成」「南日本文化」6 鹿児島短期大学附属南日本文化研究所 1999 「南西諸島の先史時代」龍田考古学会 95～108頁に再録
- 白木原和美 1975 「類須恵器の出自について」「法文論叢」36 熊本大学法文学部（1999「南西諸島の先史時代」龍田考古学会 109～120頁に再録）
- 白木原和美・義慶和 1976 「大島郡伊仙町の先史学的所見」「南日本文化」9 鹿児島短期大学附属南日本文化研究所（1999「南西諸島の先史時代」龍田考古学会 63～80頁に再録）
- 新里亮人 2003a 「琉球列島における窯業生産の成立と展開」「考古学研究」49・4 75～95頁 考古学研究会
- 新里亮人 2003b 「徳之島カムイヤキ古窯生産製品の流通とその特質」「先史学・考古学論究」IV 387～413頁 龍田考古会
- 新里亮人 2004 「カムイヤキ古窯の技術系譜と成立背景」「グスク文化を考える」325～352頁 今帰仁村教育委員会
- 新里亮人 2010 「カムイヤキ窯跡」「古陶の諸 中世のやきもの・六古窯とその周辺・」445～449頁 MIHO MUSEUM、茨城県陶芸美術館、愛知県陶磁資料館、福井県陶芸館、山口県立美術館・浦上記念館

- 新里亮人 2011「グスク時代の窯業生産と農業生産」『考古学リーダー』19 先史・原始時代の琉球列島へヒトと景観へ 133～161 頁 六一書房
- 新里亮人 2014「先史時代からグスク時代へーその考古学上の諸画期と歴史的展開ー」高宮広土・新里貴之(編)『琉球列島先史・原始時代における環境と文化の変遷に関する実証的研究論文集』227～239 頁 六一書房
- 新里亮人 2014「カムイヤキの生産と琉球列島海域事情」「黎明館特別企画展 南からみる中世の世界～海に結ばれた琉球列島と南九州」166～169 頁 「南からみる中世の世界」実行委員会
- 高梨 修 2001「知られざる奄美諸島史のダイナミズム・奄美諸島の考古資料をめぐる新しい解説作業の試み」『沖縄文化研究』28 183～245 頁 法政大学沖縄文化研究所
- 高梨 修 2009「土器動態から考える「日本文化の南漸」「沖縄文化はどこから来たか」47～132 頁 森和社
- 多和田真淳 1956「琉球列島の貝塚分布と編年の概念」「琉球政府文化財保護委員会文化財要覧」12～13 頁 那覇出版社
- 多和田真淳 1961「琉球列島に於ける遺跡の土器、須恵器、磁器、瓦の時代区分」「琉球政府文化財保護委員会文化財要覧」12～13 頁 那覇出版社
- 出合宏光 2004「カムイヤキ窯と下り山窯－カムイヤキ窯の操業に下り山窯の工人が参加したのか－」『琉球大学考古学研究集録』4 13～28 頁 琉球大学法文学部考古学研究室
- 時枝克安・伊藤晴明 1985「カムイヤキ古窯跡の熱残留磁気による年代測定」「カムイヤキ古窯跡群Ⅰ」伊仙町埋蔵文化財発掘調査報告書3 鹿児島県大島郡伊仙町教育委員会
- 時枝克安 2001「カムイヤキ古窯跡の第9支群1号窯の地磁気年代」「カムイヤキ古窯跡群Ⅲ」伊仙町埋蔵文化財発掘調査報告書11 鹿児島県大島郡伊仙町教育委員会
- 友寄英一郎 1964「沖縄考古学の諸問題」「考古学研究」11・1 考古学研究会
- 西口和彦 2005「V-1 カムイヤキ古窯跡群の物理探査」「カムイヤキ古窯跡群Ⅳ」41～64 頁 伊仙町教育委員会
- 谷谷 正 1981「高麗・朝鮮両王朝と琉球の交流－その考古学的研究序説－」「九州文化史研究所紀要」26 75～100 頁 九州大学九州文化史研究施設
- 廣瀬秀雄 1983「私の80年」
- 廣瀬祐良 未出版「昭和8年度調査 郷土史研究 德之島ノ部」
- 前川 要 2003「南西諸島における畿内型中世集落成立の歴史的意義」「南島考古」22 21～40 頁 沖縄県考古学会
- 三島 格 1966「南西諸島土器文化の諸問題」「考古学研究」13-2 51 頁 考古学研究会
- 三島 格 1971「南島資料(1)」「古代文化」23-9、10 275、276 頁
- 三辻利一 1985「徳之島カムイヤキ古窯跡、および2・3の遺跡出土類須恵器の胎土分析」「カムイヤキ古窯跡群Ⅰ」伊仙町埋蔵文化財発掘調査報告書3 鹿児島県大島郡伊仙町教育委員会
- 三辻利一 2001「徳之島カムイヤキ窯群出土須恵器の螢光X線分析」「カムイヤキ古窯跡群Ⅲ」伊仙町埋蔵文化財発掘調査報告書11 鹿児島県大島郡伊仙町教育委員会
- 三辻利一、青崎和憲、伊藤勝徳、麻生真理 2002「統計学の手法による古代、中世土器の产地問題に関する研究(第14報) 徳之島カムイヤキ窯産の類須恵器の科学特性」「人類史研究」13 127～136 頁 人類史研究会
- 官城栄昌・高宮廣樹 1983「沖縄歴史地図 考古編」柏書房
- 三宅宗悦 1940「南島の先史時代」「人類学先史学講座」第16卷
- 三宅宗悦 1943「大隅国徳之島喜念原始墓出土品及び出土人骨の拔歯について」「考古学雑誌」20・10
- 山崎五十鈴 1930「鹿児島県大島郡徳之島面纏貝塚に就いて」「考古学雑誌」20卷10号 考古学会
- 山本信夫 2003「東南アジア海域における無釉陶器」「貿易陶磁研究」23 76～89 頁 日本貿易陶磁研究会
- 吉岡康暢 1994「中世須恵器の研究」吉川弘文館
- 吉岡康暢 2002a「南島の中世須恵器・中世初期環東アジア海域の陶芸交流」「国立歴史民俗博物館研究報告」94 409～439 頁 国立歴史民俗博物館
- 吉岡康暢 2002b「カムイ焼きの型式分類・編年と歴史性」「カムイヤキ古窯跡群シンポジウム」29～41 頁 奄美群島文化交流推進事業文化交流部会
- 吉岡康暢 2004「中世窯業と“シマ”(島、半島)開発プロジェクト」「中世総合資料学の可能性」112～171 頁 新人物往来社
- 吉岡康暢・門上秀叡 2011「琉球出土当時社会史研究」真陽社
- 四本延宏 2008「徳之島カムイヤキ陶器窯跡」「日琉交易の黎明」237～262 頁 森話社
- 四本延宏・伊藤勝徳 2002「徳之島・伊仙町小島ガラ竿遺跡の確認調査～A-T火山灰下層の出土石器について～」「南島考古だより」69 沖縄考古学会

史跡 徳之島カムイヤキ陶器窯跡保存管理計画書

発 行 伊仙町教育委員会

〒 891-8201 鹿児島県大島郡伊仙町伊仙 2945-3

TEL 0997-86-4183 FAX 0997-86-4184

編 集 史跡徳之島カムイヤキ陶器窯跡保存管理計画策定委員会事務局

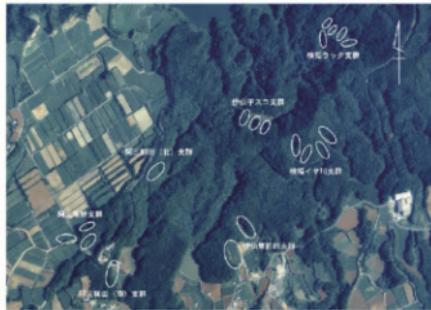
発行年月日 2015年3月27日

印 刷 デザイン工房 スタジオ・ミスト

〒 891-7101 鹿児島県大島郡徳之島町龟津 7502-1

TEL 0997-82-1505

Preservation and management plan of Tokunoshima Kamuiyaki kiln



史跡 徳之島カムイヤキ陶器窯跡保存管理計画書

2015年3月 鹿児島県大島郡伊仙町教育委員会